

石川の学校安全指針 (暫定版)

- かけがえのない子ども達の命を守ろう -



石川県教育委員会

(空白ページ)

はじめに

本県ではこれまで、児童生徒が安全な生活を送る基礎を育むため、平成14年3月に策定しました「石川の学校安全管理指針」を基に、各学校における安全体制の整備をはじめ、学校や家庭・地域・関係機関等が連携を図りながら、安全に関する教育の充実に努めてまいりました。

しかしながら、不審者が児童生徒に危害を及ぼす事件、登下校中の交通事故、さらには、地震や津波、台風などの自然災害等、児童生徒を取り巻く環境には、多くの危険が潜んでおり、安全を確保することは喫緊の課題となっております。

国では、平成21年4月、50年ぶりに「学校保健法」を改正し、新たに「学校保健安全法」として施行しましたが、その中で、初めて学校安全の分野を明確に規定しました。さらに、文部科学省が、平成22年3月、学校安全参考資料として『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』を作成したことから、これまで以上に学校安全の充実に図ることが求められております。

このような状況を踏まえ、本県においても、これまでの「石川の学校安全管理指針」を、生活安全・交通安全・災害安全の3領域における児童生徒への安全指導や、教職員による安全管理の充実に図り、学校保健安全法や学習指導要領に即した内容とするため改訂作業を進めていましたが、本年3月、東日本大震災が発生し、津波により引きおこされた甚大な被害などから、改めて避難訓練等の重要性について見直しを行い、作成いたしました。

なお、今後、国の防災基本計画や県の地域防災計画の見直しも予定されていることから、今回改訂の災害安全に関する部分については、その動向等を見据え、具体的な資料や対応例等を追加し盛り込む予定としているため、暫定版といたしました。

各学校においては、この指針を十分に活用し、教職員が常に危機管理意識を持ち、児童生徒等の安全確保と安全管理の周知徹底を図るよう期待するものであります。

末尾となりましたが、本指針の作成に当たり、関係団体並びに石川県安全委員会の委員の皆様にご多大なご協力をいただいたことに、心から感謝申し上げます。

平成23年8月

石川県教育委員会 教育長 竹中 博康

(空白ページ)

目次

第1章【総説】

第1節 学校安全の定義	1
1 安全教育	1
2 安全管理	2
3 組織活動	2
4 学校安全の3領域	3
第2節 学校安全計画の作成	3
1 学校安全計画の内容【必須の記載事項】	4
2 学校安全計画の策定・実施にあたって	5
第3節 安全教育	6
1 安全教育の目標	6
2 各発達段階等における安全教育の重点	6
3 安全教育の領域と構造	7
4 安全教育の位置づけ	8
5 安全教育の進め方	10
第4節 安全管理	17
1 安全管理の目的	17
2 学校環境における安全管理の方法	18
3 学校環境における安全管理の対象	20
4 通学路の安全管理	22
第5節 学校安全の評価	23
1 安全教育の評価	23
2 安全管理の評価	25
3 安全管理の評価の方法	26
4 危機管理マニュアルの作成	26

第2章【生活安全】

第1節 生活安全に関する安全教育	27
1 生活安全に関する安全教育の目標	27
2 生活安全に関する安全教育の内容	27
第2節 学校生活に関する安全管理	29
1 学校生活の安全管理の方法	29
2 学校生活の安全管理の対象	30
3 不審者侵入防止に関する安全管理	32
4 事件・事故発生時の危機管理	34
第3節 生活安全に関する安全管理の評価	39
1 校内事故に関する安全管理の評価	39
2 不審者侵入防止に関する安全管理の評価	39
3 不審者侵入の未然防止や侵入時の対応ポイント	40

目次

第3章【交通安全】

第1節 交通安全に関する安全教育	4 1
1 交通安全に関する安全教育の目標	4 1
2 交通安全に関する安全教育の内容	4 1
3 交通安全指導（参考資料）	4 2
第2節 交通安全に関する安全管理	4 7
1 校外学習中の交通事故に対する日頃からの備え	4 7
2 校外学習中における交通事故発生時の対応	4 7
第3節 交通安全に関する安全管理の評価	4 9
1 通学路の安全管理に関する評価	4 9
2 校外学習時の安全確保に関する評価	5 0

第4章【災害安全】

第1節 災害安全に関する安全教育	5 3
1 災害安全に関する安全教育の目標	5 3
2 災害安全に関する安全教育の内容	5 3
第2節 災害等発生に関する安全管理	5 4
1 火災発生時の緊急対応	5 4
2 地震、津波発生時の緊急対応	5 5
3 風水害への緊急対応	6 7
4 落雷への安全対策	6 8
5 土砂災害への対応	6 9
6 原子力災害への緊急対応	7 0
7 災害発生時の通信手段の確保	7 2
第3節 災害安全に関する評価	7 2
1 評価の観点と内容	7 3
2 地震に備えた年度当初のチェック項目	7 4
3 原子力災害の発生に備えたチェック項目	7 5

第5章【心のケア】

第1節 事件・事故・災害時における心のケア	7 7
1 事件・事故・災害時における心のケアの意義	7 7
2 事件・事故・災害時における心のケアの基本的理解	7 7
3 事件・事故・災害時におけるストレス症状への対応	8 0
4 事件・事故・災害時における心のケアの留意点	8 1
第2節 事件・事故災害時における心のケアの実践	8 2
1 組織的な心のケア対策	8 2
2 学校における心のケアの基本的な体制	8 3
3 平常時の心の健康づくり	8 4
4 心の健康状態の把握	8 5
5 子どもの心のケアに関する対応の方法【学校種別の対応例】	8 5

目次

第6章【組織活動】

第1節 教職員の役割と校内の協力体制	87
1 校内の協力体制	87
2 教職員の共通理解と研修	87
第2節 家庭、PTAとの連携	88
1 家庭との連携	88
2 PTAとの協力	89
第3節 地域社会や地域関係機関・団体との連携	89
1 地域関係機関・団体との連携	89
2 地域に根ざした安全教育と地域の組織など関係機関・団体との連携	90
第4節 地域学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動	92
1 地域学校安全委員会とは	92
2 地域学校安全委員会の効果	92
3 地域学校安全委員会の設置方法等	92
4 地域学校安全委員会の構成	92
5 効果的な活動例	93

【資料】

学校安全計画(例)	96
学校安全に関する基本的指導事項	106
学校行事における安全上の配慮事項	109
学校における転落事故防止のために	112
安全点検実施要領(例)	113
安全点検表(例)	114
学校保健安全法(抄)	117
学校保健安全法施行規則(抄)	118
幼稚園教育要領(抄)	119
小学校 学習指導要領(抄)	120
中学校 学習指導要領(抄)	125
高等学校 学習指導要領(抄)	129
特別支援学校 学習指導要領(抄)	134
子ども110番の家 活動マニュアル	137
文部科学省「防犯のしおり」	140
石川県警察IP防犯ネットワーク	142
救急事例の取り扱い	143
児童生徒の事故ならびに非行問題行動等の報告について	144
緊急地震速報利用の心得	146
警察署 一覧	147
関係機関 一覧	148
一次救命処置の手順	152
心肺蘇生法の手順	153

(空白ページ)

第1章 総説

(空白ページ)

第1節 学校安全の定義

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康の保持増進を図っている。また、課題によっては、生徒指導、情報モラルの育成などとの連携も必要となる。

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されている。その際、安全教育と安全管理は学校安全の両輪とされ、相互に関連付けて行う必要がある。また、校内組織、家庭・地域社会と連携を図る組織などの活動との関連付けも図るべきである。

1 安全教育

安全教育には、安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」の側面と、当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」の側面があり、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。このことを、教育課程の領域に則して考えてみると、主として、前者は小学校体育科（保健領域）、中学校保健体育科（保健分野）及び高等学校保健体育科（科目「保健」）を中心として、生活科、社会科、理科などの関連した内容のある教科や道徳、総合的な学習の時間などで取り扱い、後者は、特別活動の学級（ホームルーム）活動や学校行事・課外指導などで取り上げられることが多い。

なお、道徳教育は、生命の尊重をはじめ、きまりの遵守、公德心、公共心など、安全な生活を営むために必要な基本的な内容の指導を行うこととされており、安全にとって望ましい道徳的態度の形成という観点から、安全学習及び安全指導双方の基盤としての意義をもつことができる。

安全教育を行う場合には、児童生徒等が安全に関する問題について、興味・関心をもって積極的に学習に取り組み、思考力・判断力を身に付け、安全について適切な意志決定や行動選択ができるように工夫する。例えば、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなどが効果的である。さらには、周囲の人々の安全、家庭、地域など社会の安全に貢献できるような資質や能力を養うため、学校、家庭及び地域社会の安全活動に参加・協力する体験等も効果的である。

2 安全管理

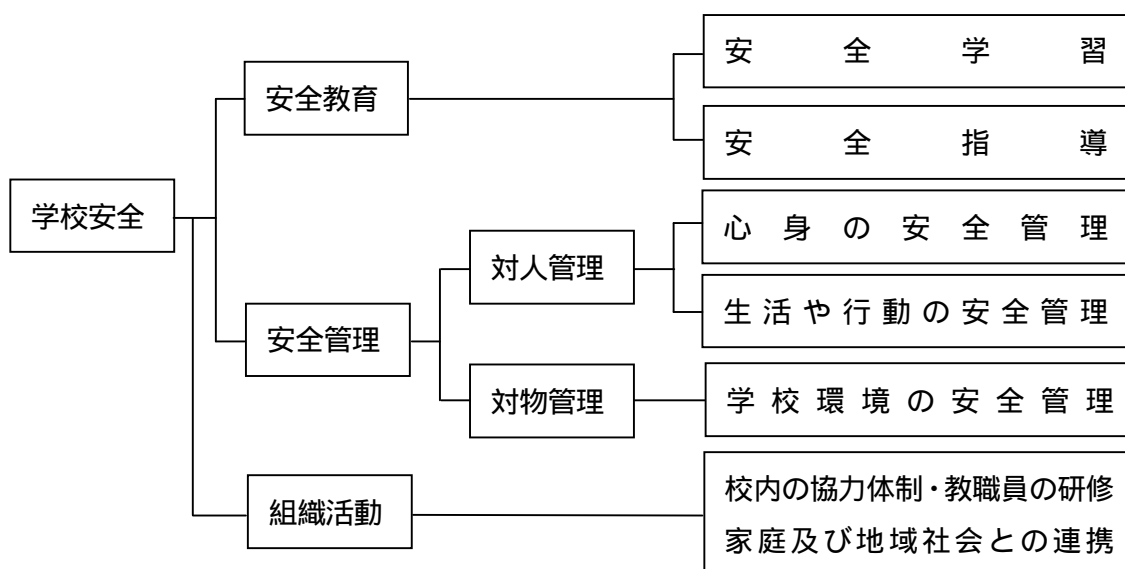
学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。安全管理は、児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる対人管理、さらには学校の環境の管理である対物管理から構成される。安全管理は、教職員が中心となって行われるものであるが、安全に配慮しつつ、児童生徒等が危険な状況を知らせたり簡単な安全点検にかかわったりするなど、児童生徒等に関与、参画させることは、安全教育の視点からも重要であると考えられる。

3 組織活動

P 87

安全教育や安全管理は、内容、対象となる場、行われる機会などが多様であることから、安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員の研修、児童生徒等を含めた校内の協力体制や家庭及び地域社会との密接な連携を深めながら、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要である。

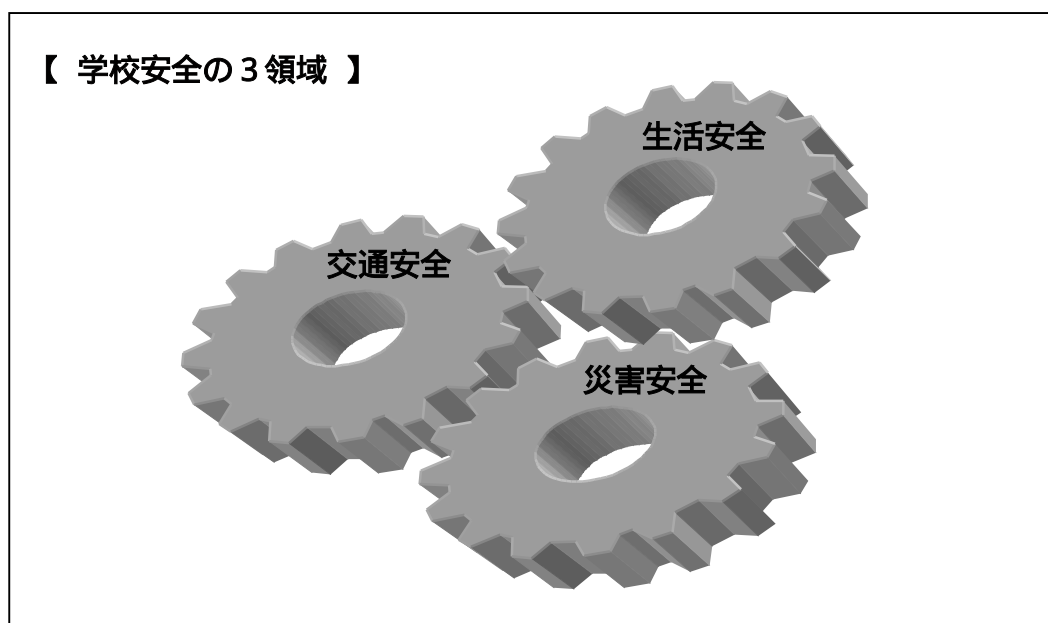
【 学校安全の構造図 】



4 学校安全の3領域

学校安全の領域としては「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の三つの領域が挙げられる。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、児童生徒等が不審者により危害を加えられる事件も少なくないことから、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容の一つとしている。「交通安全」には、様々な交通場面における危険と安全が含まれる。「災害安全」には、地震、津波、風水（雪）害、火山活動のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれる。

なお、学校給食における食中毒、薬物乱用、違法・有害サイトを通じた犯罪、児童生徒間暴力の防止や解決及び学校環境の衛生等については、学校給食、学校保健、生徒指導等の関連領域で取り扱うことが適切であると考えられることから、本指針では取り扱わない。ただし、事件・事故災害を防ぐとともに、発生時の被害を最小限にするためには、必要に応じて関連領域と連携することが求められる。



第2節 学校安全計画の作成 資料P96～P108

児童生徒等の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのため、学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として、教職員の共通理解の下で立案することが望ましい。

1 学校安全計画の内容【必須の記載事項】

(1) 安全教育に関する事項

関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項

学年別・月別の安全指導の指導事項

- ・学級（ホームルーム）活動における指導事項
- ・学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
- ・児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関する指導事項
- ・課外における指導事項
- ・個別指導に関する事項
- その他必要な事項

(2) 安全管理に関する事項

生活安全

ア 施設・設備、器具・用具等の安全点検

イ 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項

ウ 生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査

エ 校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項

オ その他必要な事項

交通安全

ア 通学路の設定と安全点検

イ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定

ウ 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定

エ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査

オ その他必要な事項

通学に関しては、誘拐等の犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮すること。

災害安全

ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定

イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保

ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定

エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

オ その他必要な事項

災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。

<備考>

事件・事故災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた危機管理マニュアルの整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。

(3) 安全に関する職員研修等の組織活動

家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催

安全教育、応急手当、防犯・防災等の危機管理マニュアル等に関する校内研修事項

保護者対象の安全に関する啓発事項

家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動

その他必要な事項

2 学校安全計画の策定・実施にあたって

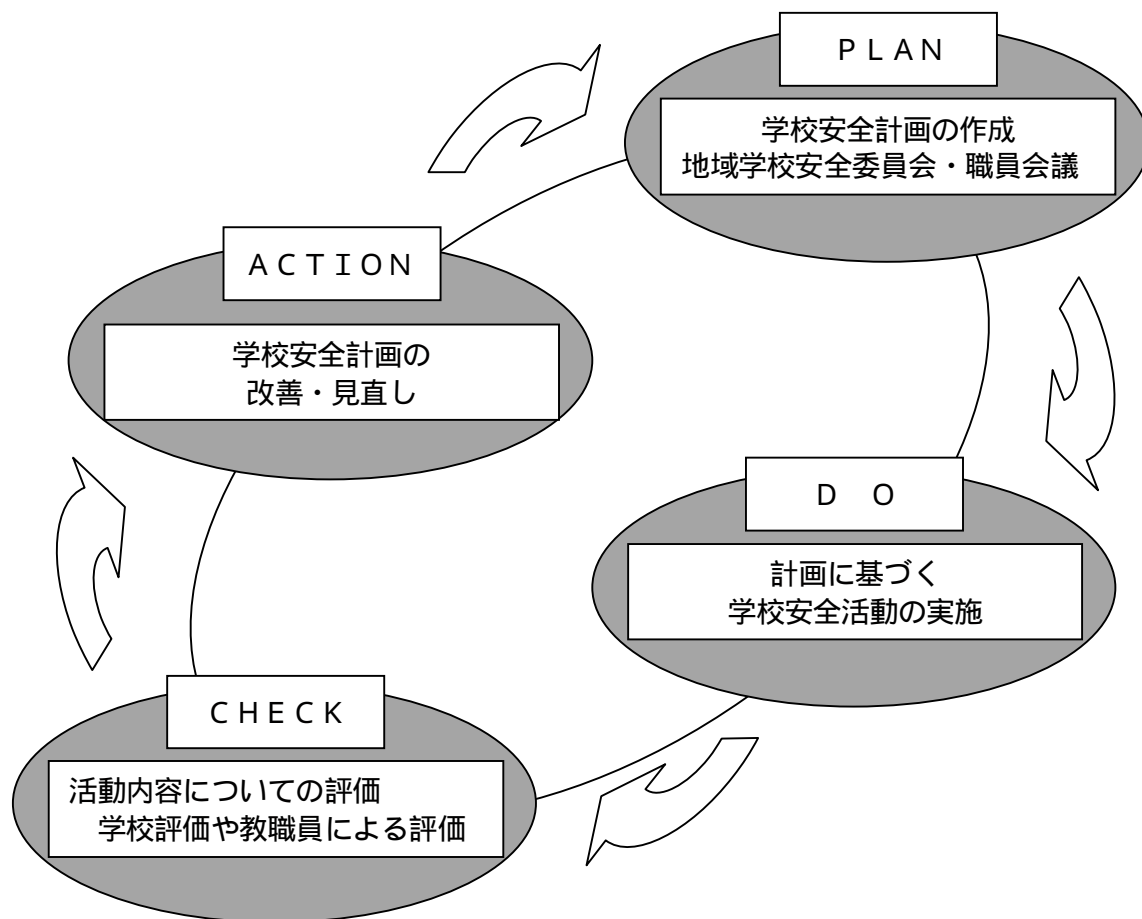
学校安全の取組の実施に当たっては、教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのためには、作成の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、生活安全・交通安全・災害安全に関する取組のねらい・内容等について共通理解が図られるよう配慮するとともに、教職員の役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、内容や手段、学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。

具体的には、計画（PLAN）- 実施（DO）- 評価（CHECK）- 改善（ACTION）のサイクルの中で、定期的に計画の内容や取組を評価し見直しを行い、効果的な学校安全活動を充実させていくことが必要である。

さらに、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校安全計画の内容について、保護者等の関係者に周知することが望ましい。

【 PDCAサイクル 】



第3節 安全教育

1 安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、概説すると、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことにある。具体的には以下の三つの目標が挙げられる。

- (1) 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

2 各発達段階等における安全教育の重点

(1) 幼児 資料P96・P119

日常生活の場面で、安全な生活習慣や態度を身に付けることができるようにする。

また、危険な場所での行動や事件・事故災害時には、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの人に伝えることができるようにする。

(2) 小学生 資料P98・P120

ア 低学年では、安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、教職員や保護者など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

イ 中学年では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気付くことができるとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

ウ 高学年では、中学年までに学習した内容を一層深めるとともに、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、自分自身の安全だけでなく、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

(3) 中学生 **資料P100・P125**

小学校までの学習内容をさらに深め、交通安全や日常生活に関して安全な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への備えや的確な避難行動ができるようにする。

また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

(4) 高校生 **資料P102・P129**

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できるようにする。

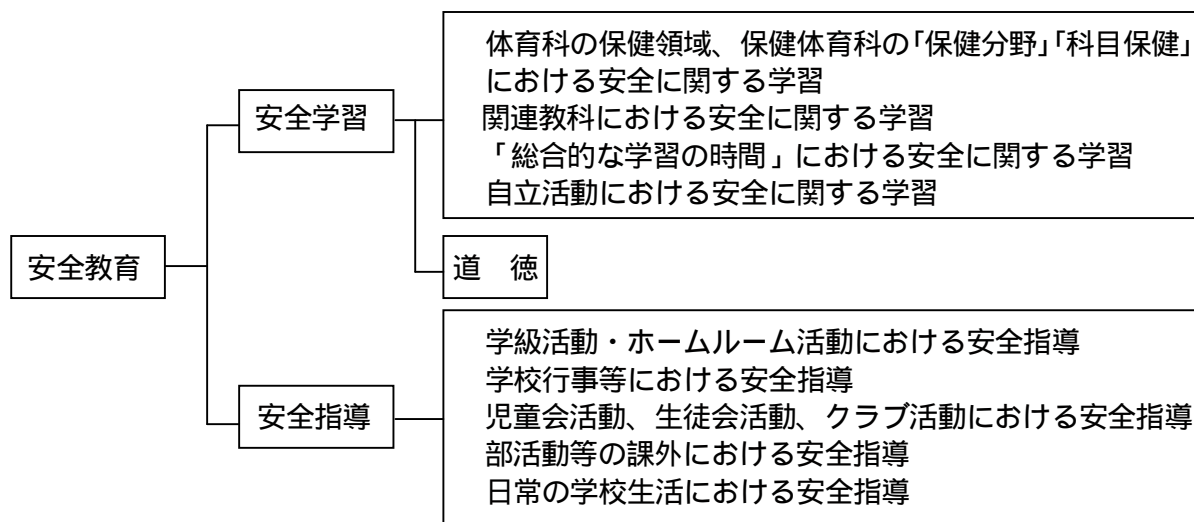
(5) 障害のある児童生徒等 **資料P104・134**

児童生徒等の障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

3 安全教育の領域と構造

学校における安全教育は、以下のように教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動等に位置付けられ、それぞれの特質に応じて適切に実施されるものである。なお、学校における安全教育には、「安全学習」の側面と「安全指導」の側面があり、主として取り扱われる教科・領域等は、下図に示したとおりである。なお、安全学習と安全指導は、重複無く明確に区別されるものではない。例えば、安全指導において、児童生徒が自主的活動を行うことや意志決定、行動選択を扱うことなどが考えられる。

【 安全教育の領域と構造 】



4 安全教育の位置づけ

(1) 幼稚園 **資料P96・P119**

幼稚園教育要領の領域「健康」では、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。」とし、ねらいとして「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。」ことが示されている。その内容としては、「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。」ことが挙げられている。

(2) 小学校 **資料P98・P120**

小学校学習指導要領総則第1の3において、「学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」と規定している。

(3) 中学校 **資料P100・P125**

中学校学習指導要領総則第1の3において、「学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」と規定している。

(4) 高等学校 **資料P102・P129**

高等学校学習指導要領総則第1款の3において、「学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」と規定している。

(5) 特別支援学校 **資料P104・134**

幼稚部

安全に関する指導として「安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。」としている。

小学部・中学部

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領総則第2節第1の3の趣旨を受け、安全に関する指導は、小学校、中学校と同様に、学校における教育活動全体を通じて行わなければならないものである。児童生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとし、児童生徒が危険な場所や状況を把握したり、判断したり、予測したり、回避したりすることができるように十分配慮するとともに、遊具や物品、通学路の安全点検を十分に行うこと、学習活動における物品の扱い方に留意することが大切である。

また、特別支援学校独自の教科における指導としては、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部生活科で、児童の生活に関連が深い内容について、次の各段階、「教師と一緒に健康で安全な生活をする。」「教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。」「健康や身体の変化に関心を持ち、健康で安全な生活をするように心掛ける。」が示されている。

実際の指導では、「危険防止」や「交通安全」などが取り扱われる。「危険防止」については、危ないことや危険な場所について知るとともに、場所や状況に応じて、自分自身を守れるように適切な行動をとること、道具の正しい使い方を知ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、日常の実際的な生活の中で、危険な場所や状況に近付かないことや回避することなどをきめ細かく指導することが大切である。「交通安全」については、安全に気を付けながら道路を横断すること、信号や標識の意味を知って守ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、交通安全は日常の社会生活をする上での基本的な事項であり、直接、生命にかかわることなので、児童の実態を的確に把握し、登下校の場だけでなく、状況に合わせて指導する必要がある。その他、生活科では、避難訓練の重要性を知ること、教師等の指示に従って避難できる、災害時に適切な行動ができるようにするなども取り扱う必要がある。中学部保健体育科では、「自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。」と示されており、指導に当たっては、事故を防止するために、生徒の安全に対する理解の程度や運動能力などを十分に考慮するとともに、事前の安全点検と環境整備を十分に行之、器械器具や施設の正しい扱い方と運動の方法についての指導に十分に時間をかけることが大切である。

高等部

特別支援学校高等部学習指導要領総則第2節第1款の3の趣旨を受け、安全に関する指導は、高等学校と同様に、学校における教育活動全体を通じて行わなければならないものである。小学部・中学部同様に、生徒の実態に即して安全な学習環境を整え、安全に留意するものとし、生徒自身が安全な行動をとれるように、関連教科、道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の場合）、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

5 安全教育の進め方

(1) 安全教育の基本的な進め方

学校教育活動全体を通じた計画的な指導

学校における安全教育は、関連教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級・HR活動と学校行事の健康安全・体育的行事における安全指導を中心として進められることになるが、さらに、児童（生徒）会活動、クラブ活動等の自発的、自治的な活動や各教科等の学習活動、日常の学校生活においても必要に応じて安全指導が行われるものである。したがって、安全教育を効果的に進めるためには、様々な機会における安全学習、安全指導を密接に関連付けながら、全校的な立場から推進していく必要がある。すなわち、安全教育の目標を実現するため、各学校で基本的な方針を明らかにし、指導計画を立て、意図的、計画的に推進する必要がある。また、随時、随所の指導が必要になることも少なくなく、朝の会、帰りの会などの短時間での指導や休み時間などその場における指導及び個に応じた指導にも配慮し、計画的な指導と関連付けることも大切である。

なお、指導計画の推進に当たっては、教職員の共通理解を図るとともに、役割を明確にし、地域の関係機関・団体等を含めた協力体制を整備して進めるよう留意しなければならない。

また、安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなどが考えられる。さらに、校内における安全教育とPTA や地域社会における活動等との関連も欠くことができないものである。

安全教育と安全管理との関連

安全教育と安全管理は、一体のものとして密接に関連させて進めていく必要がある。安全教育では、児童生徒等の将来を見据えて、一人一人が生涯を通じて主体的に安全な行動がとれるようにすることを目指す。個人の行動だけでは十分な安全を確保することは困難である。例えば、生活安全について考えるならば、学校内の施設・設備の安全点検と事後措置とを関連させた生活や行動に関する指導を一体的に進めることは、日常生活での事故を減らす

上で欠かすことができない。また、特に低学年においては、安全についてのきまり・約束事を設定することは、個人の思考・判断を補う上で効果的である。すなわち、安全管理によって、より安全な環境づくりを推進していくとともに、安全教育によって児童生徒等自身が安全な行動を実践していくことによって、学校安全活動の効果をより一層高めることが可能となる。

なお、安全教育と安全管理が関連する内容としては、次のような例が考えられる。

ア 安全点検結果に基づく安全管理の評価は、その学校の安全管理及び児童生徒等の安全行動の実態を表すため、安全教育の重要な資料として具体的に活用できる。

イ 継続して行う安全管理の評価は、安全教育の成果を表しているという側面もあり、適切な安全教育が行われることが安全管理の成果をより一層高めていくことになる。

ウ 安全管理では、児童生徒等の問題となる行動をその場その場で改善するよう指示するが、これは見方によっては日常的な指導の一環ととらえることができる。

エ 安全指導では、学校生活の安全管理として把握した児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考え、進んで安全な行動が実践できる資質や能力を培うことができる。

オ 安全管理的な活動についても、教師の指導のもと、児童（生徒）会などを中心とした活動の推進により、自主性を高めていくことによって、児童生徒等に学校等の集団生活における、安全に関する理解を深めさせるとともに、自己管理能力を育成することができる。

（２）教科等における安全学習

資料P96～108・P119～136

各教科における安全学習については、体育科及び保健体育科を中心に、系統的に進めていく必要がある。特に、事故災害の原因や防止の仕方、あるいは事故発生時の応急手当など、保健の学習において計画的に実施されなければならない。また、他の教科においても、その特性に応じて、生活安全・交通安全・災害安全に関する安全学習を行う。

（３）学級（ホームルーム）活動における安全指導

学級（ホームルーム）活動の目標と安全指導

学級（ホームルーム）活動の目標は、「学級（ホームルーム）活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級・HRや学校におけるよりよい生活づくりに参加し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる」ことである。

学級（ホームルーム）活動における安全に関する指導は、この学級（ホームルーム）活動の目標とともに、児童（生徒）会活動、クラブ活動及び学校行事の目標に応じて、特別

活動の目標を達成する活動として展開されるものであり、特に、学級（ホームルーム）活動における安全指導は、実際に生きて働く知識、態度、習慣などが確実に身に付くことを目指しているといえる。また、学級（ホームルーム）活動における安全指導は、学校における安全に関する指導全体の中で、最も実践的で具体的な指導が展開されるものであり、安全指導における中心的な役割をもつものと位置付けることができる。

したがって、学級（ホームルーム）活動における安全指導の時間は、各教科や道徳、学校行事及び児童（生徒）会活動等の特別活動で指導される安全に関する事項を、児童生徒等一人一人の実態に即して補充し、深化し、統合していくための指導の場であるにとらえることができる。

さらに、指導の効果を高めるために、児童生徒等の主体的な活動となるよう、遊び、話し合い、調査、実習、発表などの機会を通じて学級担任が援助し、安全に関する意識を高めたり、養護教諭などとの協力授業やゲストティーチャーの活用など指導法を工夫したりする必要がある。また、教員と児童生徒等及び児童生徒等相互の好ましい人間関係を育て、児童生徒等が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう指導する必要がある。

これらは、各教科、道徳等の指導を通して行われる安全に関する指導にはみられない学級（ホームルーム）活動における安全指導の特質である。

学級（ホームルーム）活動の内容と安全指導

学級（ホームルーム）活動の内容は、主として、学級（ホームルーム）を単位として、学級（ホームルーム）や学校の生活の充実と向上、児童生徒等が当面する諸課題への対応に資する活動を行うことであり、「学級や学校の生活づくり」「日常の生活や学習への適応及び健康安全」「適応と成長及び健康安全」などが学習指導要領で発達の段階に応じて示されている。

安全指導としては、「健康安全」の中で、例えば、防犯を含めた身の回りの安全、交通安全、防災など、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解し、進んできまりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成するなどの内容が考えられる。これらの内容から発達の段階に応じて取り上げることになるが、取り上げた内容について、日常生活で具体的に実践できるようにすることが大切である。なお、安全指導については、関係団体等の協力を得て実施される防犯教室、交通安全教室、避難訓練などの学校行事と関連付けて指導を行うことが重要である。特に、火災や地震を想定した避難訓練は、年間計画の中に位置付け、災害時には教職員の適切な指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるようにすることが重要である。なお、日ごろから安全に関する実施体制の整備が大切であり、危機管理マニュアルなどを作成しておくことが大切である。

また、防犯や交通安全の指導を行うに当たっては、保護者と連携するなどして作成した「地域安全マップ」を活用するなど、日常生活で具体的に実践できるよう工夫することが大切であると示されている。

(4) 学校行事における安全指導

資料P109~111

学校行事の目標と安全指導

学校行事の目標は、「学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活(高等学校においては「社会生活」が加わる。)を築こうとする自主的、実践的な態度を育てること。」である。

この学校行事の目標を安全指導の観点から考えると、学校行事として「生活安全」「交通安全」「災害安全」について、計画的・組織的に安全のための行動の体得に資する活動を行い、よりよい学校生活、社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度の育成を目指すものである。また、学校行事が十分に安全な配慮の下に実施され、児童生徒等の大切な生命や身体が守られ、学校生活を豊かで充実したものにしていけることができるのである。したがって、学校行事は、自他の生命を尊重するとともに、安全の重要性を理解して実践することから、安全教育の目標を実現させる上で重要な活動の場となる。

学校行事の内容と安全指導

学校行事の内容は、全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことであり、「ア儀式的行事 イ学芸的行事 ウ健康安全・体育的行事 エ遠足(旅行)・集団宿泊的行事 オ勤労生産・奉仕的行事」の五つが示されている。

これらの内容を安全指導の立場から見ると、大きく二つに分けられる。一つは、交通安全指導、防犯指導、防災避難訓練及び安全意識を高めるための行事など、直接、安全について学ぶことを目的とした、健康安全・体育的行事における安全に関する行事である。もう一つは、儀式的行事や学芸的行事など行事本来の目標はほかにあるものの、その行事の効果を高めるためには、どうしても安全に配慮しなければならない行事である。例えば、遠足(旅行)・集団宿泊的行事においては、交通機関の安全な利用、休憩時間中や自由行動時の安全、宿舎での安全、また、校内競技会などの体育的行事や勤労生産・奉仕的行事などにおいては、競技中や作業等に伴う安全について指導する必要がある。

健康安全・体育的行事の「安全に関する行事」における安全指導

健康安全・体育的行事の内容は、心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うことである。

健康安全・体育的行事のねらいとしては、次のことなどが挙げられる。

健康を保持増進するためには、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活をすることが重要であることを自覚し、児童生徒等が自己の発育、発達や健康の状態などを知り、それらの結果に基づいて、実際の生活の中で自主的、自律的に健康で安全な生活を送る資質や能力を育成すること。

自他の生命の尊重を自覚し、心身の健康や安全を確保するための適切な判断や対処をする能力を培うこと。

体力・気力の充実など、心身の健全な発達に資するとともに、スポーツや運動に親しむ資質や能力を育て、生涯にわたって実践する習慣を身に付ける契機とすること。

競争や協同の経験を通して、公正に行動し、進んで規則を守り、互いに協力して責任を果たすことなど、社会生活に必要な資質や能力を養うこと。

これらを受け、安全に関する行事の留意点としては、次のことなどが挙げられる。

安全に関する行事において、学級（ホームルーム）活動、児童（生徒）会活動及び各教科、道徳などの内容との密接な関連を図り、安全に関する指導の一環としてその充実を期すること。その際、参加の心構えなどについて理解させ、関心をもたせるようにするとともに、事後においては、事件・事故災害から自他の安全を守ることの意義などの指導について十分配慮すること。

自転車運転時などの交通法規を理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、災害や犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。

避難訓練など安全に関する行事については、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定するなど適切に行うことが必要である。特に、交通安全指導や防犯指導については、新入学児に対して学年当初に日常の安全な登下校ができるよう適切な指導を行うようにする。

誘拐や傷害などによる犯罪被害防止のための適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けること。

このように健康安全・体育的行事は内容的に多岐にわたるので、その中でも安全に関する行事（「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する行事）の特質に応じて、重点的なねらいを設定するとともに、学校間やPTA、地域との連携、安全に関する諸機関との関連に配慮して実施することが重要である。

（５）児童（生徒）会活動及びクラブ活動等における安全指導

児童（生徒）会活動の目標と安全指導

ア 児童会活動

児童会活動は、学校生活をともに楽しく豊かにするために学校の全児童をもって組織する異年齢集団の児童会によって行われる活動である。児童会活動は、このような児童

会の集団における望ましい集団活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育成することを目標としている。

具体的には、児童の発想や創意を生かし、自分たちの学校生活を楽しく豊かなものに築いていこうとする資質や能力を養うことにあるが、そのための活動が、単なる方法や手段となるのではなく、児童の自発的、自治的な活動そのものになることが重要となってくる。

このことを安全指導の観点から考えると、安全指導が目指す、日常生活における安全のための必要な事柄を理解させ、自他の生命を尊重し、安全な生活を営むことのできる資質や能力は、児童会活動における児童の自発的、自治的な実践活動を通じて一層深化され、拡充されていくものといえる。

イ 生徒会活動

生徒会活動は、全校の生徒を会員として組織し、学校における自分たちの生活の充実発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。このような生徒会の集団における望ましい集団活動を通じて、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育成することが生徒会活動の目標である。

この生徒会活動の目標を安全指導の観点から考えると、生徒会活動としての教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動によって、自他の生命を尊重し的確な判断力を伸ばし、適切な意志決定と行動選択ができる資質や能力を培うことを通して、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の諸問題を解決しながら学校生活を向上させることにあるといえる。

児童（生徒）会活動の内容と安全指導

児童（生徒）会活動は、全校の児童生徒が協力し合って目標の達成を図り、成果を生み出していく活動であり、全校的な規模のものであることから、安全に関する活動の内容は、児童生徒や学校の実態に即したものでなければならない。

したがって、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の問題に関して、児童会・代表委員会、生徒総会や生徒会役員会、さらに、各委員会の活動等で話し合い、問題解決、実践等の活動を通して学校生活の充実や改善向上を図っていくことになる。また、中学校や高等学校では、地域のボランティア活動へ参加することによって、生徒の関心が広く学校外の事象に向けられるようになることも望ましいことである。

これらの活動の過程を通して、児童生徒の安全意識や実践意欲を高めていくものでなければならない。

(6) 日常の学校生活における安全指導

これまで述べてきた教科や特別活動等における安全学習、安全指導の他にも「朝の会」「帰りの会」「休み時間」等の日常の学校生活における安全指導も考えられる。学級・HR活動における安全指導とは異なるが、1単位時間の指導内容や学校行事の指導内容を補充、発展させる側面があることから、それらの指導と関連させて進めるように配慮する。また、児童生徒等において、多動と注意力不足等がみられる場合には、その実態をよく把握するとともに、個別的な安全指導の計画を作成し、安全上特別の指導が必要である。

「朝の会」「帰りの会」等の安全指導

「朝の会」「帰りの会」の時間を活用した安全指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- ア 児童生徒等の安全に対する意識を喚起するように題材の提示表現の仕方を工夫する。
- イ 1単位時間の学級活動の内容や日常の学校生活における指導との関連を図るように工夫する。
- ウ 学校行事等における指導内容との関連に配慮する。
- エ 児童生徒等の日常生活において安全な行動が実践されているかを評価し、その後の指導に生かすよう工夫する。

「休み時間」等の安全指導

「休み時間」等を活用した安全指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- ア 児童生徒等の問題となる行動について、その場その場で改善するよう指示する。
- イ 児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考えさせる。

安全に関する個別指導の配慮

特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童生徒等とともに、通常の学級にもLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒等が在籍していることがあり、これらの児童生徒等に対する安全に関する個別指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- ア 障害のある児童生徒等の指導に当たっては、特別支援学校や医療、福祉などの関係機関の助言や援助を活用する。
- イ 個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

第4節 安全管理

1 安全管理の目的

学校における安全管理の目的は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合に、適切な措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようによることである。

このため、学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、通学の安全管理、事件・事故災害発生時の危機管理等を、年間の計画に基づいて適切に行う必要がある。その際、「地域に開かれた学校づくり」を進め、誘拐や傷害などの犯罪への対策など、学校や地域の状況に応じた児童生徒等の安全確保の取組を継続的に行うことが不可欠である。

したがって、各学校においては、授業中、登下校時、放課後、学校開放時等における児童生徒等の安全確保のために、家庭や地域社会との連携を図り、具体的な方策を講じる必要がある。

また、安全な環境を整える具体的な方策は、施設・設備等物理的な環境整備や、児童生徒等の行動を規制する人的・社会的な環境整備等を多角的に考慮する必要がある。

ただし、安全管理のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、安全教育と一体的な活動を展開することによって、はじめて学校における安全が確保できるものである。安全管理の意義は、結果として児童生徒等の安全を確保することだけにとどまらない。安全管理における環境整備等は、児童生徒等がより安全な行動を意志決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。また、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、児童生徒等が安全管理に適宜参加することにより、児童生徒等の身近な生活における安全管理の能力を向上させることも期待できる。

【参考】独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（第5条2）

「学校の管理下における災害の範囲」

学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合

- 例・各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中
- ・特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除）

学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

- 例・部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導
- 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合

- 例・始業前、業間休み、昼休み、放課後

通常の経路及び方法により通学する場合

- 例・登校（登園）中、下校（降園）中

その他、これらの場合に準ずる場合（文部科学省令で定める場合）

例・学校の寄宿舎にあるとき

- ・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中
- ・高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

2 学校環境における安全管理の方法

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。

(1) 安全点検の種類と対象 **資料P113～116**

安全点検の対象や内容は多岐にわたる。また、安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により劇的に変化するものである。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見逃される可能性がある。安全点検の確実な実施を促すために、実施方法について法的に定められている。すなわち、**学校保健安全法施行規則**（以下「規則」とする。）によれば、安全点検は、定期的、臨時的、日常的に次表のように行うこととされている。

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 ・計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない （規則28条第1項）
	毎月1回 ・計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記規則に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣の火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う （規則28条第2項）

日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない (規則29条)
---------	--------	----------------------------	---

(2) 安全点検の方法

安全点検の方法は、その種類や対象によって異なる。定期の安全点検では、対象が多岐にわたるので、点検の質を確保するためには、教職員全員により、組織的かつ計画的に行われなければならない。日常の安全点検は、児童生徒等の学習活動や学校生活に伴って、常に行われる必要がある。

安全点検の実施計画では、対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかにした実施要領を作成し、全教職員の共通理解を図って実施する必要がある。

また、臨時の安全点検については、計画的に実施するものではないが、改修により施設の状況が変化した場合や突発的に必要となる場合もあるので、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく必要がある。

個々の点検は、対象や項目に応じて、複数の方法を組み合わせる。

目視による点検	地面の凹凸や、ゆがみ、亀裂、ささくれ、金具・鎖等の摩耗、器械等の作動、外柵の破損等を様々な角度から注視して点検する。
打音による点検	ハンマー等で叩いて、ぐらつき、損傷、腐食等がないかを点検する。
振動・負荷・作動等による点検	揺り動かす、ぶら下がる、押す、引く、捻る、実際に動かしてみる等、負荷を加えて点検する。
専門家による点検	遊具や固定施設の構造上、確認しにくい破損、老朽化、金属疲労、腐食、亀裂等の状態等について、定期的又は臨時に点検を依頼する。

(3) 安全点検の留意事項

点検表の工夫

安全点検表の作成に当たっては、その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況などを記録できるようにする。

また、安全点検や記録の方法を評価し、必要に応じて改善することが必要である。

安全点検の形骸化を防ぐ

安全点検の形骸化やマンネリ化を防ぐため、取組の意欲を低下させないよう、目的を再確認し、危険の発見や予測のために意識的に積極的に行う姿勢をもつ必要がある。そのために、担当場所を変えたり、安全に配慮しながら、保護者や児童生徒等を参加させたりするなどの工夫も、効果的であると考えられる。

安全点検後の改善措置

学校環境の安全の確保については、学校保健安全法第28条において「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合は、遅延なく、その改善を図るための必要な措置を講じ、又は、当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と規定されている。

施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じなければならない。

大規模な改修を伴う場合など校長が対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図らなければならない。補修・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有する必要がある、人事異動の際にも引き継ぐことが重要である。

3 学校環境における安全管理の対象

対象や項目の設定では、学校種の違い、学校環境等や地域の実情を考慮する必要がある。対象や項目の例を別表に示すが、これらに限定することなく、追加・変更等を行うことが求められる。また、学校開放により一般者が校内施設を使用することが日常的となりつつあるが、学校開放では、開放部分と非開放部分を明確にして、必要に応じて進入禁止場所の明示や施錠等を行う。なお、危害を加えるおそれのある者、不審者等の侵入対策など防犯に関する安全管理について、十分配慮する必要がある。

(1) 校舎内等の安全管理

教室（保育室）	床や腰板などの状態 教室の窓枠 窓ガラスの破損の危険性 机、戸棚、その他の備品の配置	釘、びょう等の危険の有無 窓からの転落の危険性 出入口の扉の危険性 机、いすの破損の有無
廊下、階段、 昇降口、ベランダ	廊下の窓枠の破損の有無 廊下や階段、昇降口、ベランダ等に踏み台となるような物の有無 額等掲示物の固定不全	フェンスの危険の有無
便所、水飲み場	周囲の危険物や昇降口との関係 水飲み場、洗口場、手洗い場等の床の状態（滑らないように）	
屋上	【 常時児童生徒等が使用している場合屋上 】 金網の高さ 床やフェンスなどの破損の有無 【 使用しない場合 】 屋上への出入口の施錠等	天窓の管理

給食室	調理器具の保管状態 防虫網の整備 火気の後始末や電気・ガス使用の管理 運送用のコンテナの取扱い	ねずみや害虫等の駆除 刃物類の始末
特別教室等	【 理科室、技術室、家庭科室、図画工作室等 】 薬品戸棚の管理 刃物類の管理 実験用の危険薬品や保健室の薬品の管理	電源・ガスなどの安全装置 危険標識等の整備
体育館（遊戯室）	床板や壁面の破損状況 体育施設や体育用具の破損の有無 取付け口や固定口の破損の有無	電源等の安全
校舎等の外壁	校舎・園舎の外壁の亀裂 表面仕上げ材の浮きによる剥落等の危険の有無	

（２）校舎外等の安全管理

校舎外・園舎外の安全管理としては、運動場・園庭等、体育施設、運動用具等の倉庫、プール、足洗い場等が考えられる。これらの安全管理については、外部環境や一般の者との接点が多いものであることに留意する。なお、施設や器具・用具については、それ自体の安全管理だけでなく、使用法や扱い方も重要である。

（「第2節 学校生活の安全管理」参照）

運動場・園庭等	地面の勾配 排水の状態、危険物（ガラス、石、くぎ等）の除去 など	凹凸の状態
遊具、体育等の固定施設、移動施設	【 固定施設 】 遊具、鉄棒、野球場等のバックネットなどの破損の有無や周囲の状態、設置状態、砂場、掲揚塔などの塔の状態 【 移動施設 】 サッカー、ハンドボールのゴール等の固定の状態、破損の有無等	
運動用具倉庫 用具室	整理・整頓状況 用器具等の保管状態や取扱い	施錠状況 児童生徒等の出入状況
プール	浄化・消毒装置やシャワー、洗眼器などの設備が設置目的に合った機能を果たしているか プールの中に危険物や異物混入はないか 排水口、プールサイドが安全な状態に保たれているか	
足洗い場	周囲の危険物の有無 周囲が滑りやすくなっていないか	排水の状態 など

4 通学路の安全管理

資料P49

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学的手段に対応した安全管理が主な対象となる。

(1) 通学路の設定

通学路の設定とその安全確保に当たっては、次表のとおり交通事情等を考慮するとともに、誘拐や傷害などの犯罪被害防止についても考慮し、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、可能な限り安全な通学路を設定する。

交通事情等を考慮する	できるだけ歩車道の区別がある 区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる遮断機のない無人踏切を避ける 見通しの悪い危険箇所がない 横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、または、警察官等の誘導が行われたりしている
誘拐や傷害などの犯罪被害等を考慮する	不審者に遭遇しやすい危険箇所（入りやすく見えにくい場所）を避ける 落書き、散乱ゴミ、放置自転車など管理が行き届いていない場所や、地域の関心が薄い場所を避ける

(2) 通学路の安全確保

学校は、児童生徒等が充実した学校生活を送るためにも、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、次表を参考に通学路の安全を確保することが重要である。

安全確保のための指導	児童生徒等一人一人の通学方法の把握し、危険な箇所については通学路の変更や安全確保のための指導を行う 通学路の安全マップを作成し、要注意箇所や「子ども110番の家」等の緊急避難場所、緊急時の対処法の指導などを児童生徒等に周知する 部活動等で下校時刻が遅くなる場合の下校の仕方を指導する 集団登下校の方法や留意事項（道路事情、交通事情、規律ある行動等）について指導を行う 安全教育を計画的に実施し、危険予測・回避能力を身に付けさせる
家庭・地域・関係機関と連携した安全確保の対策	通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する 場所や状況により交通規制を要請する 警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する 障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する 自然災害発生時には、臨時休校、登下校時刻や通学順路の変更、保護者の同伴登下校、教職員の引率等を行い適切に対処する 保護者・関係機関等との連携を円滑に行い、地域全体で児童生徒等の登下校を見守る体制を整備する

(3) 通学的手段に応じた安全管理

通学手段（交通手段）に応じた安全管理では、次の事項に配慮する必要がある。

徒歩通学	悪天候時等の状況における安全確保の検討
自転車通学	通学における使用のきまりの遵守 自転車に関する道路交通法等の規則の遵守とマナーの徹底 ヘルメット・雨具の着用（傘さし運転の禁止） 車両点検、保険加入、防犯登録 駐車における管理学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑緩和 歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮
バス・電車等による通学	乗降時や乗車中の行動、降車後の横断や移動等の注意 歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮
二輪車・自動車による通学	通学における使用のきまりの遵守 車両点検、保険加入 駐車における管理、学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑緩和 歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮 歩行者等に対する加害事故を起こしやすいことに留意する。

第5節 学校安全の評価

1 安全教育の評価

(1) 安全教育の評価の意義と内容

安全教育において評価を行うことは、一人一人の児童生徒等が安全教育の目標をどの程度達成したかを知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。

安全教育の評価においては、事故の発生件数のみによって、その成果を測定しがちである。しかし、事故は危険な状況や行動の一部が結果として現れたものである。児童生徒等は、安全教育を通じて安全に関する望ましい資質や能力を身に付け、その結果として事件・事故災害の発生が防止できる。したがって、安全教育の評価においては、多様な側面から評価を行うことが可能であり、また、そのことは大変重要である。特に、事故発生 of 主要因である行動と、それにかかわる諸要因について調べ、評価することは、安全教育の評価の基礎といえる。例えば、安全に関する知識、態度等は、安全教育を評価する上で重要かつ基本的な内容である。また、安全行動の実施状況を調べることも、直接事故防止につながるため、貴重な情報を得ることができる。これらは、現在の生活における安全行動を反映するとともに、将来の生活においても重要な意味をもつ。そして評価によって得られた情報は、今後の安全教育を改善する上で貴重な資料となる。

また、安全教育の指導計画に盛り込まれたことが、適切に実施されたかどうかを評価するこ

とも不可欠である。内容や方法が適切であったか、指導体制が確立していたか、日程や時間に問題がなかったか、安全教育に関する活動の連携がとれていたかなどは、安全教育の評価項目として重要である。これらに問題があった場合には、計画に改善を加えて実施し、さらなる評価を行うことが必要である。

(2) 安全教育の評価の方法

安全教育を評価するための方法としては、質問紙法、面接法、観察法などが用いられる。質問紙法や面接法は、安全教育によって身に付けた知識や態度を知る上では最も一般的な方法である。しかし、質問の内容の妥当性・信頼性について検討する必要があり、また、回答は主観的なものになりがちである。その点、観察法は、特に実際の行動を調べる上で有効な方法である。また、質問紙調査が難しい年少者に対しても使用することが可能である。しかし、観察したときの行動が、その人の行動全体を表しているかなどの問題点もある。このようにそれぞれの評価方法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、評価を進めていくことが实际的である。もちろん、児童生徒等だけではなく、保護者への質問などから得られた情報も貴重である。安全教育の評価項目としては次のような内容を挙げるができる。

生活安全・交通安全・災害安全それぞれに対して、

- (1) 日常生活における事件・事故災害の現状、原因及び防止法について理解できたか。
- (2) 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意志決定や行動選択ができるようになったか。
- (3) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。
- (4) 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

安全教育の指導計画の評価については、指導計画の評価表などを作成して、項目ごとに評価を行うことが望ましい。評価項目としては次のような内容が挙げられる。

- (1) 全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携がとれているか。
- (2) 日程や時間、実施回数は適切であるか。
- (3) 安全管理との連携がとれているか。
- (4) 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。
- (5) 指導の内容や方法に問題はないか。
- (6) 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
- (7) 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。

2 安全管理の評価

(1) 安全管理の評価の意義

安全管理は、現在有効に機能しているように見えても、状況の変化等により潜在的な危険をはらみ、十分でない場合がある。

将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要がある場合がある。また、人事異動等により、教職員の安全管理に関する共通理解が低下することも考えられるため、安全管理に関する評価が必要となる。

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かすことは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきである。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカードなどを作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要である。

(3) 安全管理の評価の観点

評価の観点は、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておくことが必要である。次に、一般的な観点を示すが、それらを、学校や地域の実情に合わせて、より具体的で、より適切なものに工夫して設定することが望まれる。

なお、安全管理の総合的な評価としては、事故や災害の発生率や発生内容等も指標となる。

	評価の観点	評価の内容
1	安全管理計画の評価	学校環境の安全管理に関する計画は適切であったか 安全管理に関する実施要領、マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか 計画されたことが実行され、明確に記録されたか
2	安全点検の評価	点検項目は適切であったか 安全点検は計画的に実施され、必要な改善措置がなされたか 全教職員の共通理解の下に実施されたか
3	事件・事故災害情報管理の評価	事件・事故災害の情報収集、連絡体制は整えられていたか

3 安全管理の評価の方法

評価の方法は、その目的や対象・項目等に応じて、担当者や具体的方法を検証すべきである。評価の担当者は、項目へのかかわりを考慮し、教職員の中から適宜構成する。必要によっては、教職員全員が評価にかかわることもある。また、保護者、地域関係者及び児童生徒等の参加も、適宜検討されるべきである。安全管理評価の客観性、信頼性を高めるためには、計画的な評価、量的な評価、質的な評価、組織的な評価が必要である。具体的方法の検討の際には、以下のようない情報が有用である。

- ア 計画や実施要領、マニュアル等の内容、有効性等に関する、関係者や担当者からの意見
- イ 計画や実施要領、マニュアル等の内容の実施状況
- ウ 安全点検等の記録結果やそれらの収集結果
- エ 児童生徒等の行動等の実態や規則などの遵守状況
- オ 事件・事故災害の発生状況

4 危機管理マニュアルの作成

学校においては、学校保健安全法第29条(資料P117)で規定されている「危機管理マニュアル」を作成するものとされている。

生命や心身等に危害をもたらす様々な危険から児童生徒等を守るためには、学校や地域社会の実情等に応じた実効性のある対策を講じなければならない。その中心となるのは、学校が行う危機管理であり、事前に、学校は適切かつ確実な危機管理体制を確立し、危機管理マニュアルの周知、訓練の実施など、教職員が様々な危機に適切に対処できるようにする必要がある。

学校の危機管理では体制づくりが重要であり、校長、副校長が責任者となり、校務分掌により安全を担当する教職員が中心となって活動できる体制を作り、教職員はそれぞれの状況に応じて平常時から役割を分担し、連携をとりながら活動を進めていく必要がある。

学校は事件・事故災害発生時には迅速かつ適切に対応することが求められる。危機管理マニュアルに沿って、危機管理責任者である校長を中心に遺漏なく対応し、児童生徒等の安全を確実に確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を実施する。

学校において事件・事故災害が発生した場合には、児童生徒等の安全確保や通報など、必要な措置を行うとともに、速やかに適切な応急手当が行われなければならない。応急手当は、傷病の悪化を防ぎ、引き続いて行われる専門的処置の有効性を高めるための手当であり、傷病者の苦痛を緩和する効果もある。応急手当には、迅速さや正確さが要求される。よって、応急手当が適切に行われるためには、学校全体の救急及び緊急連絡体制が確立されている必要がある。

また、AEDについては、インジケータのランプの色や表示が正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認するなど、適切な管理が必要である。加えて、全教職員が様々な状況や傷害等に対する応急手当の手順と技能を習得していることが求められる。

第 2 章 生活安全

(空白ページ)

第1節 生活安全に関する安全教育

1 生活安全に関する安全教育の目標

日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

2 生活安全に関する安全教育の内容

区 分	目 標	内 容
教科学習時・総合的な学習時の安全	各教科・総合的な学習時・児童（生徒）会活動時における事故の発生状況、安全のきまり、安全確保の方法等について理解し、安全に学習できるようにする。	施設・設備と学習用具の安全 施設・設備と学習用具の点検と整備 運動や実習・実験・校外学習のときの安全
児童（生徒）会活動等の安全		児童（生徒）会活動の安全 クラブ活動等の安全 活動計画の立て方と活動の安全
学校行事における安全	学校行事等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする。	運動会、校内競技大会等の安全 遠足・旅行・集団宿泊時の事故とその防止 勤労生産・奉仕的活動等の安全 服装や健康の状態と事故の防止
始業前や放課後等休憩時間、清掃活動、給食時の安全	始業前や放課後等休憩時間清掃活動等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする。	学校施設に基づく事故の原因と安全な行動 学校生活での事故と安全な行動 清掃活動の安全 給食時の安全
登下校や家庭生活の安全	登下校のときに起こる事故や家庭の内外で起こる事故について理解し、安全な行動ができるようにする。	登下校時に起こる事故、犯罪被害とその防止 家庭の内外で起こる事故、犯罪被害とその防止
野外活動等の安全	野外の活動で起こる事故について理解し、安全に行動できるようにする。	水泳、登山、スキー、スケート、水辺活動等の事故と安全な行動
事件・事故発生時の安全、応急手当	事件・事故発生時の避難や通報の仕方、簡単な応急手当の仕方について理解し、適切に行動できるようにする。 P 2 8	不審者侵入時の対応 けが人に対する介助の仕方 けがの応急手当の仕方と措置 熱中症・光化学スモッグ発生等の措置と応急手当の仕方
地域や社会生活での安全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする。	地域での犯罪被害の現状と安全な行動 地域での犯罪被害の防止に関する活動や対策 地域・社会生活の安全に関する機関や団体の活動 地域・社会における責任と役割

～事件・事故に遭ったり、目撃したりした時～

110番のかけ方



心構え

冷静に110番通報する。
 負傷者がいる場合は119番通報
 (救急車等)を優先する。
 緊急でない場合は、地域の警察署へ
 通報する。

資料P137



1

事件ですか？事故ですか？

2

場所はどこですか？

3

いつのことですか？

4

犯人の特徴と逃走方向を
 教えてください。

5

被害の程度や現場の様子を
 教えてください。

6

あなたのことを
 教えてください。

「交通事故」、「連れ去り」、「暴行」など、
 通報内容を簡単に話して下さい。

地名や近くにある交差点名、建物など、
 目標となる場所を話して下さい。

発生した時間を話して下さい。
 (例)「今から3分位前です。」

犯人の特徴を話して下さい。
 性別(男・女) 年齢(何歳位)
 体格(身長) 体型(太・中・細)
 髪型(長さ、色) 顔の特徴(メガネ等も)
 服装(色、帽子等)
 逃走方向を話して下さい。
 どちらの方面に逃げたか
 逃走方法を話して下さい。
 自動車、自転車、徒歩等
 ナンバー、色、車種



負傷者の有無や被害の程度を話して下さい。
 事件・事故の状況を話して下さい。

あなたの住所、名前等を伝えて下さい。
 (個人情報保護されます。)

第2節 学校生活に関する安全管理

学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

学校生活の安全管理を効果的なものにするには、まず、安全管理の観点と方法を適切に定める必要がある。観点と方法の設定には、全国、地域、あるいは各学校における過去の事故統計や事象事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動などの実態を踏まえなければならない。さらに、観点や方法について全校教職員の共通理解を図る必要がある。

1 学校生活の安全管理の方法

(1) 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握

自校における事故の発生状況及びその原因・関連要因等を確実に把握するためには、

運動や遊びなどの活動内容、活動場所等の実態調査

学級日誌、委員会活動及びクラブ活動等の記録

健康観察や保健室来室状況等の記録

教職員による行動観察

などの情報を活用する。加えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計や事象事例などを活用する。以上のような情報は、校内は当然のこと、地域の学校間においても積極的に交換されることが望まれる。

(2) 行動や場所の規制

行動や場所の規制は、休憩時間やクラブ活動等、児童生徒等の自由度が高い時間帯においても有効であるように、具体的で明確でなければならない。例えば、立入りを禁止する場合には、その場所を明示するとともに、容易には立ち入ることができないような措置を講じる必要がある。そのためには、まず、規制について教職員が共通理解し、協力体制を確立し指導する必要がある。さらに、規制の理由を児童生徒等に理解させ、遵守を徹底させなければならない。

(3) 情緒の安定及び良好な健康状態の把握

児童生徒等の情緒の状態をはじめとする心身の健康状態は、行動に大きく影響し、結果として児童生徒等の安全性に影響を与える。よって、心身の健康状態の把握及びその安定や改善に努めることが重要である。

情緒の不安定が認められたときには、個別あるいは集団を問わず、積極的に指導を行う。例えば、気分転換やリラクゼーションにより情緒の安定を促す。また、情緒の安定に関する学習を充実させることは当然のこと、日常的にも、児童生徒等の理解に努め、生活習慣の形成に力を入れる。相談活動やカウンセリング体制の整備、美化活動などの環境整備も情緒の安定を促すと期待される。幼児、障害のある児童生徒等においては、情緒の安定のためには、保護者との連絡・連携が特に重要である。

健康状態についても、日常の健康観察、健康相談や健康診断に関する情報等を活用し、疾病や異常の早期発見、対処に活用すべきである。

(4) 安全管理と安全指導との関連

学校生活における安全管理は、事故防止を直接的な目的としていることから、指示的、規制的になりやすい。もちろん、指示的・規制的姿勢は必要であるが、あまりに偏ると、思春期以降には逆効果になる場合も少なくない。規制やきまりについては、規範意識形成のために遵守させるべき対象ととらえるばかりでなく、児童生徒等が安全を重視した意志決定や行動選択を行うための環境整備の一つであるとみなすことができる。したがって、児童生徒等には、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを理解させながら、必要に応じて危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識等の形成と関連させ、指導の徹底を図ることが大切である。すなわち、安全管理は安全指導の充実と補完関係にあることに留意する。

また、学校生活における安全管理の効果を高めるためには、教職員と児童生徒等との人間関係及び児童生徒等相互の人間関係において信頼が不可欠である。

なお、児童生徒等の中には、危険な行動をとり、けがをしやすい者も認められる。こうした児童生徒等に対しては、多面的な理解、個別的な指導など、発達の段階も考慮した働きかけを行うことが大切である。

2 学校生活の安全管理の対象

(1) 各教科等の学習時間

各教科等の学習時、特に、理科、図工、美術、技術・家庭科、体育科、保健体育科及び高等学校の専門教育での実験、実習、実技などにおける事故は少なくない。また、総合的な学習の時間では、校外で活動するなど不慣れな場所に出かけることも想定されるので、安全への一層の配慮が必要となる。各教科等の安全管理では、学習中は当然のこと、学習前から心身状態等の把握に努める。また、けがの可能性が高い児童生徒等に対しては、個別的に配慮する。校外での活動に際しては、事前の調査等が不可欠であることはいうまでもない。

これらの教科に共通して留意すべき事項としては、次のような点が挙げられる。

始業前や各教科等の指導前に、児童生徒等の心身の状態の把握、服装、学習中に予想される危険に対する配慮がなされているか。
施設、用具、教材・教具等が整備され、その扱い方が児童生徒等によく理解され、利用の仕方に危険はないか。
情緒不安傾向及び特別な支援を要する児童生徒等、特に、注意を要する者に対する適切な個別的配慮がなされているか。

これらの基本的な共通点に留意して、それぞれの教科の特性、児童生徒等の実態に応じた具体的な観点を作成して、安全管理の万全を図る必要がある。

(2) 休憩時間

休憩時間等の安全管理は、始業前の特定時間、業間の休憩時間、昼の休憩時間、放課後などがその対象となる。このような時間には、児童生徒等は解放感から、とかく無意識のうちに危険な行動に入る場合があり、事故の発生も多く、児童生徒間の暴力やいざこざ等が起こることも考えられる。したがって、始業前の特定時間、業間の休憩時間、昼の休憩時間、放課後等それぞれ時間の特性に応じて、次のような観点から安全点検を行い、必要な措置をとるようにする。

校舎内で活動している場合	屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに不備や危険はないか。 校舎内での施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか。 庇や天窓に乗ったり、窓から不用意に体を乗り出したりするなど危険な行動をしていないか。
運動場、体育館等で活動している場合	運動や遊びをしている者との間に危険はないか。 運動や遊びの種類と場所に危険はないか。 休憩時間から学習時間に移る児童生徒等の行動に危険はないか。 人目につきにくい所で運動や遊びをしている者に危険はないか。 児童生徒間で流行している遊びで安全上の問題はないか。
運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合	遊具、固定施設そのものについて不備や危険はないか。 利用の仕方に無理はないか。 利用している者の行動に危険はないか。 固定施設の近くにいる者に危険はないか。

(3) 園外保育、部活動、クラブ活動、学校行事等の活動時

部活動、クラブ活動等は、児童生徒等が自主的に行う、学年や学校全体など集団で行う、校外で行うなどの特徴を有する。また、これらの活動は、場所、活動状況等極めて多岐にわたる。よって、多様な状況に応じた安全管理が必要となる。

園外保育、部活動、クラブ活動や学校行事など、児童生徒等が自主的に行ったり、学年や学校全体など集団で行ったりする諸活動については、慎重な安全管理の配慮が必要である。このために共通した観点を次に挙げる。

参加する人員は完全に確認されているか。
異なった学年の児童生徒等による共通の活動であるための無理や危険がないか。
場所、時刻、時間等に無理や危険はないか。また、用具や使用施設・設備の安全の状態が確認されているか。
参加する者の健康状態が十分把握され、活動状況に危険はないか。
活動をしている者同士の間には危険はないか。

このような基本的な共通点を押さえながら、各活動内容に沿って、具体的な観点を設定し、児童生徒等の自己管理と併せて、効果的な安全管理を進めていくことが必要である。

特に、放課後等に行われる部活動での事故が多いので、部活動に参加する者の自己管理を徹底するとともに、直接指導を充実するなど教職員の共通理解を図るようにする。また、歯等の障害が著しく多いことから、種目や運動内容によっては、マウスガードを活用することなども考慮する必要がある。

(4) 学校給食の時間

学校給食では調理室からの食かん等の受け渡し時、運搬時、配膳時等の様々な段階がある。

学校給食の食事の運搬や配膳などに際して、時として事故を招くことがある。このため、特に次のような観点到留意した安全管理が必要となる。

学校給食の調理室の窓口前に危険はないか。また、食かん、食器等の受け渡しやコンテナの移動の際には危険はないか。
食事を運搬する途中の運搬の方法、運搬する通路などに危険はないか。
食事を配膳するときの取扱いに危険はないか。

(5) 清掃活動等作業時

日常の清掃、大掃除、学校環境緑化活動、その他の作業活動時においても、用具の扱い方、危険な行動などが原因で事故が発生することがある。このため、次のような観点到留意して、安全管理に当たることが大切である。

道具や用具が正しく安全に利用され、また作業時等の服装が適切なものであるか。
肥料や薬剤の取扱いが安全になされているか。
作業している場所及びその周辺に危険はないか。
作業している者と他の者との間に危険はないか。

3 不審者侵入防止に関する安全管理

学校において児童生徒等の生命や安全を守ることは、すべての教育活動における基礎となり、また、その前提となる。このため、学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒等が、危害を加えるおそれのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。具体的には、学校や地域の実情

等を考慮し、日常の安全確保、学校周辺や地域における侵入のおそれのある不審者等の情報がある場合の安全確保、不審者等の侵入の防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対応等について、多様な観点から対策を検討し、実施する必要がある。

なお、不審者侵入防止に関する安全点検を実施する際には、これまで実施している施設・設備等の定期、臨時及び日常の安全点検と改善措置と併せて実施すると、効果的・効率的に実施できるものと考えられる。

(1) 日常の安全確保

教職員の共通理解と校内体制の整備

日ごろから、児童生徒等の安全確保に関する教職員の共通理解と意識の高揚を図り、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成・改善などにより、校内体制を整備する。

来訪者の確認

学校への来訪者の案内・指示・誘導、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声かけや名札等による識別などについて検討し、必要な対策を実施する。

(2) 学校施設面における安全確保

校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口等の破損、錠の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡、通報体制の整備、死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性などについて検討し、必要な対策を実施する。

(3) 不審者情報にかかわる関係機関との連携

資料P142

日ごろから、学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携を図るとともに、近接する学校等間の情報提供体制を整備する。

(4) 始業前や放課後、授業中や昼休み等における安全確保の体制整備

始業前や放課後、授業中や昼休み等における教職員やボランティア等による校舎内外の巡回などについて検討し、必要な対策を実施する。

(5) 安全に配慮した学校施設の開放

開放部分と非開放部分とを明確に分けることと不審者等の侵入防止策(施錠等)の実施、保護者やPTA等による学校支援のボランティア活動への積極的な協力の要請など、必要な対策を実施する。

(6) 「地域に開かれた学校づくり」と安全確保の両立 **組織活動 P91**

「地域に開かれた学校づくり」については、家庭や地域社会とともに児童生徒等を育てていく観点に立って、学校施設の開放、教育機能の開放、学校情報の公開、教育活動や学校運営の開放などを行っているものであり、今後もその重要性は変わらない。

したがって、「地域に開かれた学校づくり」を推進するためには、その前提として、学校の教職員や地域住民の学校の安全管理に関する意識を高め、学校や地域の状況に応じた外部からの不審者等の侵入防止の対策を継続的に実施し、児童生徒等の安全確保を図ることが絶対の条件である。その際、地域学校安全委員会（第6章 第4節参照）や学校評議会、PTA、地域住民、スクールガード・リーダー、学校安全ボランティア等との緊密な連携による学校の安全確保が重要である。

4 事件・事故発生時の危機管理**(1) 事件・事故発生時の緊急対応**

校内で事件・事故が発生した場合には、原則として、その場に居合わせた教職員が速やかに応急手当を行い、必要に応じて救急車等の手配や警察への連絡をする。また、直ちに養護教諭や他の教職員の応援を求める。併せて、周囲の状況を整え、児童生徒等の動揺を抑える。また、保護者、学校医、教育委員会等へ連絡する。

事後措置としては、引き続き保護者等との連絡・対応を行うとともに、教職員間の共通理解、児童生徒等への指導、さらには、必要に応じて、PTA、警察、消防、報道機関等への対応を行う。また、侵入者による校内外における犯罪発生の際には児童生徒等の生命や身体の安全確保を最優先し、通報や応急手当などを併せて実施する。

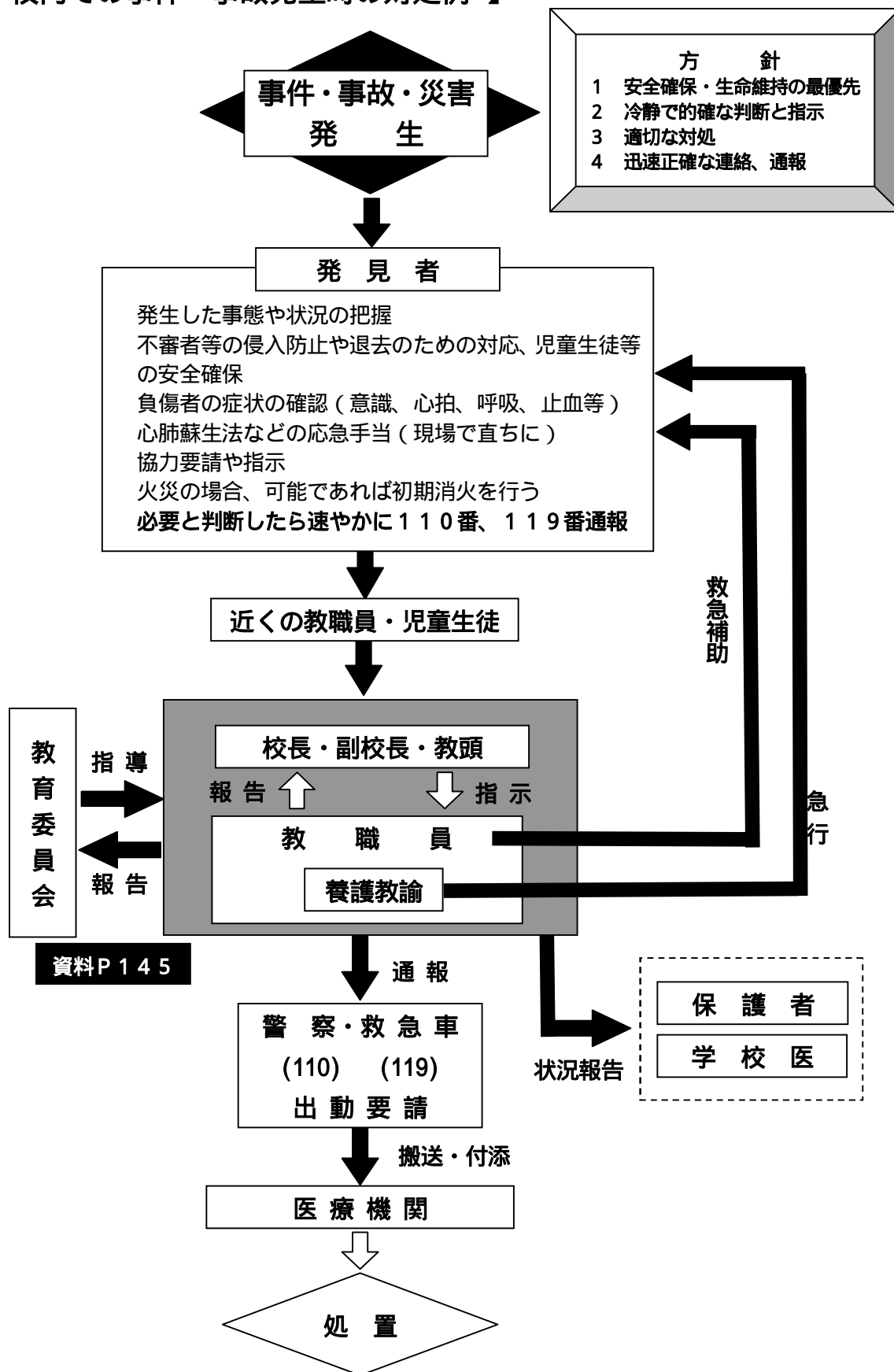
また、校外学習や学校行事については、綿密な計画の作成と安全の確認、児童生徒等への事前の安全指導の十分な実施及び緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施する。

校外学習・遠足（旅行）・集団宿泊的行事については、あらかじめ、経路や現地における交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の有無などを詳しく調査しておく。また、事前に、引率する教職員の中から救護担当者を決め、緊急事態への対処の体制を確立しておく。特に、野外活動等の際には、医師、看護師、養護教諭等の専門的能力が高い者を同行させることが望ましい。

万が一、事件・事故災害が発生した場合には、状況に応じた適切な応急手当を行う。また、児童生徒等の人員を点検し、その掌握に努めるとともに、児童生徒等が動揺しないように冷静な態度での確な指示を与える。

引率責任者は、事件・事故災害の状況及び対処の概要を学校へ急報する。学校は、それを受け、保護者と教育委員会に事故の連絡と報告を行う。事件・事故災害の状況によっては、活動の継続の有無、日程の一部変更などについても、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

【 校内での事件・事故発生時の対処例 】



(2) 学校への不審者侵入時の緊急対応

学校における不審者侵入時の緊急対応として、3つのチェック、5つの対応が考えられる。この場合、状況に応じて、チェックや対応が同時になされる場合がある。

チェック1 『不審者かどうか』

対応1 退去を求める

正当な理由のない者には、校地・校舎内及び周辺からの退去を求める。退去を求めても応じない場合には、児童生徒等に危害を加えるおそれがないかどうか速やかに判断する必要がある。

チェック2 『危害を加えるおそれはないか』

対応2 隔離・通報する

凶器や不自然な持ち物を持っている、また、暴力的な言動があるなど、危害を加える恐れがあると判断した場合には、別室に案内して児童生徒等から隔離するとともに、他の教職員の応援を得て、速やかに「110番」に通報するなどの対応を迅速に行う。危害を加えるおそれがないと判断した場合には、再び丁寧に退去を求める。

対応3 児童生徒等の安全を守る（隔離できない場合）

隔離や暴力行為を抑止できない場合には、児童生徒等の安全を守ることを第一に考える。教職員は身近にある用具などを用いて侵入した不審者と適当な距離をおき、複数の教職員がまわりを取り囲むなどして移動を阻止する。また、全校に周知して、児童生徒等に被害が発生したり、被害が拡大したりしないようにする必要がある。児童生徒等を掌握して安全を守り、避難の誘導をすることになる。教室等への侵入などの緊急性が低い場合や、児童生徒等が移動することにより、不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童生徒等を教室等で、すぐに避難できるような体制を整えて待機させる。

チェック3 『負傷者がいるか』

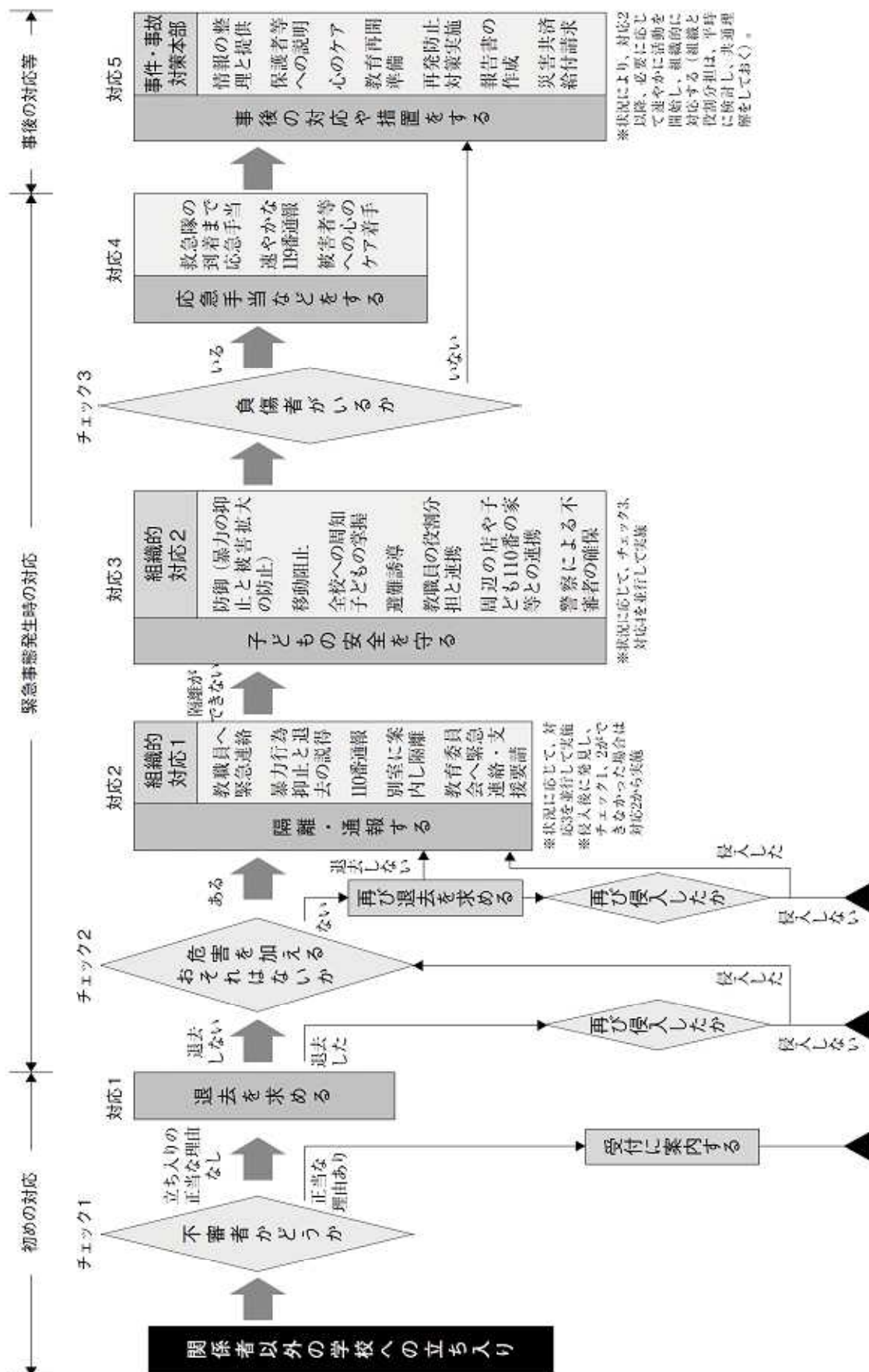
対応4 応急手当等を行う

不審者が暴力行為を働いた場合は、児童生徒等や教職員が負傷することが考えられる。負傷者がいるかどうか把握し、負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請など対応する。同時に、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。また、全体の児童生徒等の心を落ち着かせるとともに、被害を受けたり、目撃したりして強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童生徒等には養護教諭を中心に心のケアに着手する。

対応5 事後の対応措置をとる

事後は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成等が必要となる。事件・事故災害対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。

学校における不審者への緊急対応の例



(3) 登下校時における不審者等、緊急事態発生時の対応

児童生徒等の通学途中で、事件・事故災害が発生した場合の緊急対応として、2つのチェック、3つの対応が考えられる。

学校は、いつ、どこで、誰が、どんな事件・事故災害に遭ったのか正確な情報を得るとともに、関連機関と連絡をとって、事件・事故災害に応じた対応がとれるようにする必要がある。その際、情報を総合して、現場や医療機関等に教職員を派遣することや関係機関への連絡、保護者への連絡などの対応を素早く行うことが求められる。そのため、前もって事件・事故災害発生時の対応について検討し、緊急事態に即対応できるようにしておくことが重要である。登下校時における緊急事態として、誘拐や傷害などの犯罪被害や交通事故、地震等の自然災害等が想定されるが、不審者等による緊急事態発生時の対応例を参考として示す。

チェック1 『緊急対応が必要か』

学校に登下校時の不審者情報の第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならない情報なのかどうかをチェックする。

対応1 被害者等の安全確保

緊急対応が必要と判断した場合には、児童生徒等の安全確保を図る取組を迅速・的確に行う必要がある。その際、最初に児童生徒等の安全確保などに取り組めるのは、緊急事態の発生現場付近にいる地域の人たちであるため、日ごろから地域の人たちの協力が得られる体制を構築しておく必要がある。学校は、緊急事態の発生を直ちに全教職員に周知し、危機管理マニュアルに基づき、近くのボランティア等への支援要請、現場（病院等含む）への急行、情報収集と整理など、被害者等の安全確保を行う。

チェック2 『不審者が確保されているか』

被害者等の安全確保を行った後、不審者が確保されているかを確認する。

対応2 登下校の安全確保

不審者が確保されていない状況が続く、登下校時の児童生徒等に被害が及ぶ危険性がある場合は、保護者への引き渡しや集団登下校など児童生徒等の安全を確保しなければならない。また、警察の緊急パトロールの要請、地域住民・保護者・安全ボランティア等の防犯パトロールの要請など、登下校の安全確保を行う。

対応3 事後対応・措置

事態の収束後、事態への対応を見直し、日ごろの対策と緊急対応を改善する。また、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行うとともに、情報を整理し教育委員会等への報告書を作成し、報告する。また、必要に応じて、あらかじめ決めておいた役割分担により、教職員が一体となって「保護者等への説明」、「心のケア」などの事後の対応や措置を行う。

第3節 生活安全に関する安全管理の評価

1 校内事故に関する安全管理の評価

	評価の観点	評価の内容
1	児童生徒等の評価	児童生徒等の安全にかかわる行動の実態や事故発生状況が把握され、それらが安全管理や安全指導に役立てられているか 様々な教育活動の内容や方法で安全を確保するためのきまりや約束を児童生徒等が理解し、守り、安全に活動しているか
2	教職員の評価	教科等における安全のきまりや約束等が明確にされ教職員が安全に留意して授業を行っているか。 児童生徒等と日常的なかかわり、安全に関連する指導、環境整備、相談活動体制の整備を適切に行っているか
3	安全管理と安全指導の評価	学校生活の安全管理が安全指導と関連付けられているか

2 不審者侵入防止に関する安全管理の評価

	評価の観点	評価の内容
1	施設・設備整備の評価	施設・設備の防犯対策は十分に行われたか 防犯システムの点検は計画的に実施されたか 学校施設の開放等はPTA等の協力により必要な対策がとられたか
2	不審者対応の評価	日常の安全確保のための対策はとられていたか 関係諸機関との連携は十分とられていたか

3 不審者侵入の未然防止や侵入時の対応ポイント

施設・設備	不審者侵入を未然に防ぐための必要な対策を講じている	
	1	学校の出入り口その他門以外に、不審者が侵入しやすい場所はないか点検し、必要な対策をとっている
	2	校内への出入り口を1か所に限定している
	3	登下校時には、子どもの使用する門には必ず教職員が立ち、登校安全指導するなどの安全管理体制をとっている
	4	校門、玄関等にはインターホン、オートロック等を整備している
	5	校門、玄関等は常に施錠し管理している
	6	来校者には必ず受付してもらっている
	7	来校者に受付済みが確認できる入校証等を身につけてもらっている
	8	監視上の安全管理で死角になる場所に監視カメラ設置等の対策を講じている
9	監視上の安全管理のために樹木等のせん定を行っている	
組織・体制	不審者対応マニュアルは学校独自のものになっている	
	1	マニュアルには事前対策、緊急時対策、事後対策ができています
	2	不審者侵入の想定を始業前・授業中・休憩時間・放課後・行事日等および侵入場所など、さまざまな場合を想定している
	3	マニュアルに職員の役割が明確になっている
	不審者侵入を未然に防ぐための教職員の行動を確認している	
	1	教職員が、来校者に必ずあいさつや声かけをしている
	2	意識的組織的な校内巡回をしている
	3	緊急通報ボタン、防犯ブザー、笛等を携帯している
	4	不審者に対峙するときの防護盾、さすまた等の用具を確認している
	不審者侵入防止に対する保護者・地域との連携はとれている	
	1	不審者侵入防止のための学校の体制を保護者に周知する機会を設定している
	2	不審者侵入防止のための学校の体制を地域の方に周知する機会を設定している
	3	地域の方や警察官に日常的校内巡回の協力を得ている
	4	外部者が来校する学校行事等で保護者等に受付や校内巡回等を依頼し協力を得ている
	5	外部者が来校する学校行事等に際し、児童生徒に挨拶等も含めて安全指導をしている
	6	保護者や地域の方等に巡回の協力を依頼する際、万一の場合の対応を簡単なマニュアル等により説明している
	学校外での不審者に対する体制はとられている	
	1	学区域内の安全確保のため、保護者・地域・警察等関係機関に協力を依頼している
2	近隣に不審者があった場合、その情報が速やかに学校にもたらされるよう保護者・地域・警察等関係機関・近隣の学校等と連携している、教職員や子どもに指導している	
3	学校外で万一の事態が生じたときの対処について、児童生徒に指導している	
4	近隣に不審者の情報があった場合、子どもの安全確保、保護者への緊急連絡、登下校時の対応等の対策ができています	
5	犯行予告や脅迫電話への子どもの安全確保の対策ができています	
学校安全対策・管理委員会を定期的に開催している		
教育・訓練	不審者対応マニュアルに沿って、防犯訓練を実施している	
	1	校内でマニュアルの理解を図るための防犯訓練を実施している
2	さまざまな場合を想定して、全校態勢での防犯訓練を実施している	

第 3 章 交通安全

(空白ページ)

第1節 交通安全に関する安全教育

1 交通安全に関する安全教育の目標

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車等の利用ができるようにする。

2 交通安全に関する安全教育の内容

区 分	目 標	内 容
道路の歩行と横断及び交通機関の利用	道路の構造や利用のきまり及び道路における様々な危険について理解し、安全な歩行ができるようにする。	道路の役割・通行区分と安全 通学路の安全 交差点の歩行や道路の横断 気象や交通環境の変化と安全 集団歩行時の安全 踏切など鉄道での安全 幼児や高齢者、障害のある方の保護 反射タスキ等夜行反射材の活用 (P 4 6 参照) 公共交通機関利用時の安全な行動
自転車の安全な利用と点検・整備	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め交通の規則・約束等を守って安全な乗車ができるようにする。	自転車の安全な利用とヘルメットの着用 自転車の安全な走行 (P 4 2 ・ P 4 3 参照) 自転車による自損事故の防止 自転車による加害事故の防止 (P 4 5 参照) 自転車の集団走行時の安全 自転車の点検・整備 自転車に関係のある交通法規の遵守 (P 4 4) と歩行者の保護・配慮 正しい駐輪の仕方
二輪車・自動車の特性と心得	二輪車・自動車の特性について理解し、道路の安全な歩行や安全な走行ができるようにする。	自動車の種類による事故の特徴 自動車の構造・機能と安全 シートベルトの着用 雨天や夜間の危険 運転免許制度
交通事故防止と安全な生活	交通安全に関する諸機関や団体が行っている対策や活動を理解し、安全な交通社会を築くために、積極的に参加できるようにする。	関係機関や団体の活動 救急施設と救急体制 安全な交通社会づくりにおける責任と役割

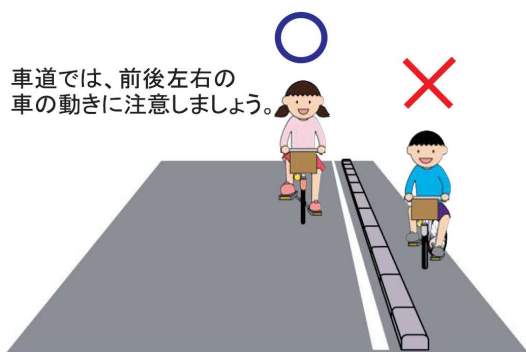
3 交通安全指導（参考資料）

（1）【自転車安全利用五則】

自転車の安全利用を推進しよう！

自転車安全利用 五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

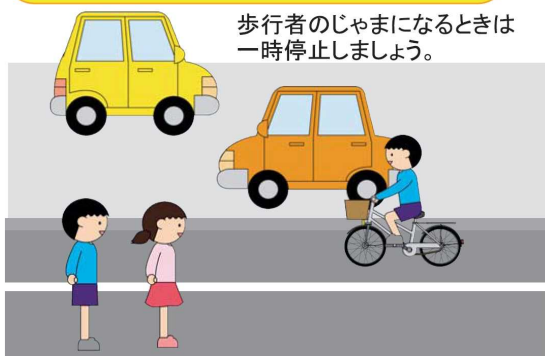


2 車道は左側を通行

車道の左側に沿って走りましょう。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



4 安全ルールを守る

○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

自転車も
「飲んだら乗らない」
「乗るなら飲まない」



○ 夜間はライトを点灯



側面には反射材をつけましょう。

5 子どもはヘルメットを着用



13歳未満の子供には運転させるときも補助いす等で同乗させるときも保護者がヘルメットの着用をしつけましょう。

○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

安全をしっかり確かめましょう。



(2) 【 さわやか石川サイ9ル運動 】

さわやか石川 みんなで守ろう**9**のルール
サイ9ル運動

さわやか いしかわ 9の ルール うんどう

1 一時停止をする  3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金	2 二人乗りをしない  2万円以下の罰金又は料料	3 傘差し運転はしない  5万円以下の罰金
4 信号を守る  3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金	5 困らせる迷惑駐輪はしない  15万円以下の罰金	6 無灯火運転をしない  5万円以下の罰金
7 並んで走らない  2万円以下の罰金又は料料	8 酒酔い運転の禁止  5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	9 急な進路変更をしない  5万円以下の罰金

自転車の安全利用を推進しよう!

お問い合わせ先 **石川県警察** TEL(076)225-0110
<http://www.police.pref.ishikawa.lg.jp/>

(3) 【自転車の交通安全の主なルール】(道路交通法より)

自転車は、車道が原則

道路交通法では、自転車は軽車両と位置付けられている。

したがって、歩道と車道の区別のある道路では、原則として車道を通行しなければならない。

【罰則：3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金】

自転車道があるところでは、道路工事などやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

自転車が歩道を通行できるのは、

「『自転車の歩道通行可』の標識がある場合」



「運転者が13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・身体の不自由な方の場合」

「車道または交通の状況から見てやむを得ない場合」の3ケース。

車道は左側を通行

自転車は、道路の左側に寄って通行しなければならない。

【罰則：3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金】

自転車は、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや白の二本線の表示（歩行者用路側帯）のあるところを除き、路側帯を通ることができる。

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車が歩道を通行する場合は、車道よりの部分を徐行しなければならない。

歩行者がいなく、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行することができる。

自転車の進行が歩行者の妨げとなる場合は、一時停止しなければならない。

【罰則：2万円以下の罰金または科料】

安全ルールを守る

二人乗りの禁止【罰則：2万円以下の罰金または科料】

並進の禁止【罰則：2万円以下の罰金または科料】

『並進可』（2台まで）の標識がある場合を除き、自転車で並んで走ることはいけません。

夜間はライトを点灯【罰則：5万円以下の罰金】

夜間に運転する際は、前照灯及び尾灯（または反射器材）をつけなければならない。

信号の遵守、一時停止と安全確認【罰則：3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金】

飲酒運転は禁止【罰則：5年以下の懲役または100万円以下の罰金】

安全運転の義務

道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。【罰則：3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金】

ルールとマナー、違いを知って安全運転！
ルール違反は、絶対厳禁！

(4) 【自転車加害者となった事例】 ~ 賠償責任を問われた事例 ~

人身事故の場合、真っ先にしなければならないのは、負傷者の救護と119番、110番への連絡です。

<ケース1> 歩道上での自転車と歩行者の接触

歩道を走ってきた自転車が歩行者とすれ違う際に、ハンドルが歩行者のショルダーバッグの肩ひもにひっかかって歩行者が転倒・負傷（賠償金額 1,743万円）

<ケース2> 信号待ちしていた歩行者と衝突

信号待ちの歩行者の前を自転車がすり抜けようとした際、歩き出した歩行者と衝突し、歩行者が転倒・負傷（賠償金額 1,780万円）

<ケース3> 無灯火・傘さし運転で歩行者と衝突

傘をさして自転車に乗っていた少年が、駐車車両を避けて走行。車両の前にいた歩行者と接触、歩行者が転倒（賠償金額 229万円）

参考：自転車保険（TSマーク付帯保険）

TSマーク付帯保険とは、自転車安全整備士による点検、整備を受けた安全な普通自転車であることを示すTSマークに付帯した保険。TSマークは、自転車を購入したときや、点検・整備を受けたとき、点検・整備料を払って貼付してもらうことができる。

保険の対象は、点検年月日と自転車安全整備士番号が記載された保険有効期間中のTSマーク貼付自転車に搭乗中の人が対象となり、保険の有効期間は、TSマークに記載されている点検日から1年間。



= TSマーク付帯保険の補償内容 =

TSマーク付帯保険は、自転車搭乗者が交通事故により傷害を負った場合に適用される「傷害補償」と、自転車搭乗者が第三者に傷害を負わせてしまった場合に適用される「賠償責任補償」とがある。

傷害補償

種別	死亡若しくは重度後遺障害	入院（15日以上）
青色TSマーク	30万円	1万円
赤色TSマーク	100万円	10万円

賠償責任補償

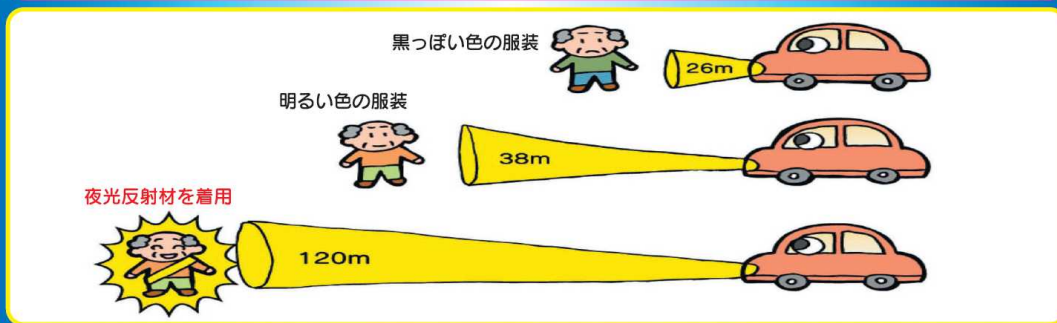
種別	青色TSマーク	赤色TSマーク
死亡若しくは 重度後遺障害 (1~7級)	1,000万円	2,000万円

(5) 【夜行反射材の効果】

夜光反射材の効果

夜間に車のヘッドライト(下向き)で照らした場合、ドライバーから確認できる距離は、一般的に、黒っぽい色の服装で約26m、明るい色の服装で約38mと言われており、時速60キロで走行する車は止まることができず、大変危険です。

それに対し、反射タスキなどの夜光反射材を付けた場合は、約120m先から確認することができます。



反射タスキを着用すると夜間はこのように見えます!



反射タスキの着用状況(昼間)



ライトを当てた時の反射状況(夜間)

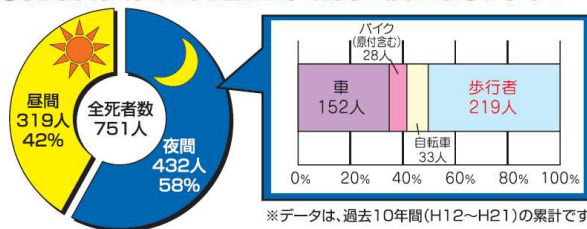


車内から見た反射状況(夜間)

反射タスキはどこで買えるの?

反射タスキは、お近くの警察署内の交通安全協会のほか、ホームセンターや100円ショップなどでも購入することができます。

●夜間は、歩行者の交通死亡事故が多く発生しています!!



第2節 交通安全に関する安全管理

1 校外学習中の交通事故に対する日頃からの備え

校外学習中の事故を防止するため、各学校において校外学習における安全確保の手引きを作成するとともに、不測の事態が生じた場合を想定し、迅速かつ正確に全校体制で緊急対応がとれる組織づくりと指示系統の確立を行っておくことが重要である。

	チェック項目	担当者
1	地域の交通安全（危険箇所）マップが作成されている	安全担当
2	事故発生時の教職員の連絡網が整備されている	教頭
3	事故発生時の教職員の役割分担が明確化されている	教頭
4	警察等の関係機関、保護者、地域住民等と連携して、交通安全にかかわる情報を把握している	校長・教頭 安全担当
5	学校安全計画に基づき、交通安全教育を行っている	全職員
6	学校の実態に見合った学校安全計画を作成している	校長・教頭 安全担当
7	事故報告書の書式を作成している	教頭

2 校外学習中における交通事故発生時の対応

「総合的な学習の時間」や「生活科」の学習で、子どもたちの思いや願いを大切にしたい知的体験や自己課題を追究する活動をとおして、自立の基礎を培うことは重要である。

また、「地域」は、自分の地域の人々、自分と社会および自然とのかかわりを具体的に体験できる教材であるため、「地域」に関する学習が頻繁に行われている。それだけに、校外学習中の交通事故という学校の管理下における不測の事故に直面する危険性は高い。

（1）交通事故発生直後の対応

校外学習における事故では、学校側の事前の安全指導および事故発生直後の適切な対応が問われる。

	求められる対応	担当者
1	状況や加害者の把握、被害にあった子どもの保護や応急手当を行っているか	引率教員
2	119番・110番通報、学校への連絡、応援職員の派遣要請をしているか	引率教員
3	校外学習へ出ている他の子どもたちの掌握と安全な帰校のための引率をしているか	引率教員
4	同じ活動中の子どもの動揺の沈静および安全な帰校（帰宅）を行っているか	校長 引率教員
5	被害にあった子どもの保護者への連絡・説明をしているか	校長・教頭
6	教育委員会への第一報・支援要請をしているか	教頭
7	救急車搬送の場合の教職員の付き添いを行っている	引率教員

なお、子どもの被害の状況が悪い場合には、保護者からの訴えがあったり、学校に対する信頼が失われたりする恐れがある。起こった事故にどう対処したかによって学校が非難されたり、大きな問題に発展したりする可能性があることを十分に認識し、対応にあたっては、保護者に誠意が伝わるよう、次の事項に留意することが必要である。

負傷した子どもの保護者の立場に立って対応する。

保護者の悲しみ・怒り等の気持ちを十分理解し、連絡・説明する。

電話での保護者への連絡等は客観的な事実のみを伝える。

詳細な説明は、事故の発生状況等の詳しい事実の把握ができた後に行う。

保護者への説明と謝罪はなるべく迅速に行う。(遅い説明は評価されない。)

保護者の疑問や意見には、真摯に耳を傾け、途中で話をさえぎることなく、「聞く姿勢」に徹する。

保護者の納得がいくまで、誠心誠意、説明するよう心がける。

(2) 交通事故発生後の不安や混乱への対応

校外学習中に子どもが交通事故に遭い、重大な被害が出た場合、不安を抱く保護者やマスコミ関係者が事故の状況についての情報を得ようと混乱する可能性が高い。そうした状況の中で根拠のない情報が流れ、保護者や地域の人々が不信感を抱くこともある。

そうした事態を招かないためには、以下の対応が求められる。

	求められる対応	担当者
1	事故の発生状況や経過を把握・整理し、記録しているか	教頭・教員
2	緊急職員会議等を開催し、情報の共有を図っているか	校長
3	深刻な事故の場合、保護者への説明と協力要請をしているか	教頭
4	事故が発生した授業担当者への支援をしているか	教頭
5	報道機関等への対応窓口を一本化しているか	教頭
6	病院等に付き添った教職員の継続的な連絡をしているか	教頭

なお、マスコミの対応の配慮点は、以下のとおりである。

学校に取材要請があった場合は、教育委員会へ必ず連絡し、連携を図った対応をする。情報提供の窓口を一本化し、マスコミへの対応は管理職が行う。その際には、子どもや関係者のプライバシー保護の視点を大切に、誠意ある対応をする。

電話取材に対しては、会社名・記者名・連絡先の確認と説明内容および質問に対する回答を記録する。また事実を簡潔・明瞭に告げ、決して憶測による情報を提供しない。

個別の対応が困難になった場合には、共同記者会見を実施することも考えられる。その際には、会見場所・予定時刻を関係の記者に伝えるとともに、管理職は確実な情報からコメント等を用意し、正確な情報を伝えるようにする。

(3) 緊急事態収束後の対応

緊急事態収束後の対応については、以下のとおりである。

	求められる対応	担当者
1	被害にあった子ども並びに他の子ども、教職員の継続的な現況の把握をしているか	教頭
2	教育委員会への報告、支援要請をしているか	教頭
3	深刻な事故の場合に、心のケアを行っているか	養護教諭
4	加害者と保護者、学校が話し合いを行っているか	校長
5	事故報告書等を作成し教育委員会に提出したか	校長
6	災害共済給付の申請を行ったか	養護教諭

第3節 交通安全に関する安全管理の評価

1 通学路の安全管理に関する評価

	評価の観点	評価の内容
1	通学路設定の評価	通学路の設定と安全確保のための点検・整備はできているか 交通手段の違いによる安全確保はできているか
2	通学方法の評価	利用される交通機関及び地域事情に応じた安全確保はできているか
3	関係諸機関との連携	地域ぐるみで通学路を見守りの体制はできているか
4	事故発生時の対処と研修	危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）が作成され、訓練等を行い、見直しがなされているか 全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮したり、研修を行ったりしているか
5	事故発生時の救急及び緊急連絡体制の評価	校内での救急・緊急連絡体制はできているか 校外での学習等における救急・緊急連絡体制はできているか

2 校外学習時の安全確保に関する評価

		評価の観点	評価の内容
事前 の 計 画	1	指導計画の整備	年間指導計画に基づき、校外学習の目的が明確になっているか。
			指導のねらいに沿って、教員の指導法や役割を具体的に示しているか。
	2	校外学習当日の計画の作成と管理職の指導	事前に実地踏査を実施し、往復の経路や活動場所の危険箇所等について確認できているか。
			実地踏査を基に、安全に配慮（交通の状況、活動場所の状況、活動形態等）した適切な計画を立てているか。
			当日の実施計画を作成し、校長の指導及び承認を受けているか。 （教育委員会へ事前届出が必要な校外学習の届出を行っている。）
	3	活動場所と活動単位	適切な活動場所と活動の範囲を予め設定しているか。（学習のねらい、これまでの校外学習の経験、児童生徒を掌握できる範囲等）
			これまでの校外学習や集団行動の経験等の実態に基づき、安全を優先した適切な活動単位（学級、グループ）が編成できているか。
	4	安全確保及び緊急対応の手立て	緊急時の連絡先と連絡方法について、カードに記入したり、プリントしたりして、すぐ使用できるようになっているか。
			電話等の連絡手段の確保をしているか。
活動や活動場所に応じた適切な教員の役割分担や配置ができているか。			
補助者としてのボランティアの役割が明確になっているか。			
5	引率教員やボランティアの共通理解	往復の経路や活動場所の危険箇所について、引率教員や保護者、ボランティアに、共通理解を図るための資料を作成し、周知を図っているか。	
		危険箇所の状況に応じて、その場の指導教員、移動して指導する教員、付き添うボランティア等の役割を明確にし、人員配置を行っているか。	
6	事故が発生した際の対応方法の確認	事故発生時の対応マニュアルや緊急連絡網を作成し、指導者全員が携行し、いつでも確認できるようになっているか。	
		緊急時を想定し、当該児の看護体制や他の児童生徒の指導について計画が立てられているか。	
7	保護者等のボランティアとの連携	ボランティアを募集する際に、児童の活動内容とボランティアへの依頼内容を明確に示し、周知しているか。	
		ボランティアと事前打ち合わせを行い、役割や留意点、危険箇所を確認しているか。	
8	児童への事前指導	学習の目的や活動の内容等について確認するとともに、道路歩行時や横断時の約束事、活動時の約束事等、安全指導を行っているか。	
		グループ単位で行動するときには、各グループが安全な計画を立てることができるよう、指導を行っているか。	
9	保護者への連絡及び情報収集	事前に、校外学習の目的、活動内容、活動場所、時間等について通知しているか。	
		保護者から児童の健康状態等、必要な事項について情報を得ているか。	

第3章 交通安全

実施時	10	出発前の確認	児童の健康観察を行ったか。
			目的地、行動予定時刻、緊急時の対応等について、保護者等のボランティアを含めた引率者で最終確認を行ったか。
			連絡手段、緊急連絡網、救急バック等、必要な物品を準備したか。
			当日の予定、活動時や移動時の約束事、危険箇所、事故発生時の対処方法、引率者等について確認したか。
	11	当日の児童への指導	活動場所に到着したとき、活動時の約束事、危険箇所、事故発生時の対処方法等について、再確認したか。
			活動中の児童の状況を常に掌握し、安全を最優先に指導を行ったか。
まとめ	12	事後の児童への指導	事前の約束事を守り、安全に行動することができたかを話し合わせたり自己評価させたりするなどして、その後の校外学習時の指導や日常の安全指導に役立てたか。
			13

第4章 災害安全

(空白ページ)

第1節 災害安全に関する安全教育

1 災害安全に関する安全教育の目標

災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

2 災害安全に関する安全教育の内容

区 分	目 標	項 目
火災時の安全	火災時に起こりやすい危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする。	火災発生時の危険の理解と火災の状況に応じた安全な行動の仕方
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方
地震災害時の安全	地震発生の場合、危険な行動に走りやすいことを理解し、安全な行動ができるようにする。	地震発生時に起こる危険の理解と安全な行動の仕方
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方
		避難場所の複数化とその確認 津波による危険と避難の仕方
風水害時の安全	風水害、豪雪は登下校時の道路環境を変えることがあることを理解し、危険を的確に判断し、安全な行動ができるようにする。	風水害等による危険の理解と安全な行動の仕方
		豪雪、雪崩等による危険の理解と安全な行動の仕方
		落雷による危険の理解と安全な行動の仕方
原子力災害時の安全	放射線による事故の危険について理解し、安全な行動ができるようにする。	放射線による身体への影響や健康被害
		放射線による健康被害の防止や避難の仕方
		放射線による健康被害の防止と個人や社会の責任
火山災害時の安全	火山災害が発生した場合の危険を理解し、安全な行動ができるようにする。	火山活動による危険の理解と避難の仕方
避難所の役割と安全	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、適切な行動ができるようにする。	災害発生時の避難所の役割と相互扶助
災害の備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるために、防災避難訓練等の学校行事の意義を理解し、積極的に参加できるようにする。	災害安全に関する学校行事等の意義の理解と積極的な参加
		児童（生徒）会活動による自主的活動への参加
		地域社会における防災に関する活動への参加

第2節 災害安全に関する安全管理

自然災害等発生に備えた安全管理としては、火災や地震、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられる。例えば、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成・点検をすること、「緊急地震速報」を受け取った際の対応、避難経路や防災施設等の周辺に障害物を置かないこと、避難器具の点検、設備や器具等の転倒・落下防止、発火しやすい薬品等の安全な保管、校外関連機関との連絡体制・連絡機能の確保、非常用物資の備蓄などについて十分配慮する。さらに、自然災害等発生時に学校が避難所となった場合を想定して、使用場所についての一応の優先順位を、教育委員会等と十分協議するとともに、衛生管理にも配慮した安全管理について検討すべきである。

一方、防災施設や設備の誤作動によるけがなど、日常の安全性の観点からの安全管理も必要である。防災扉、防火シャッターについては定期点検、取扱いの注意等を徹底する必要がある。

火災、地震、津波、風水(雪)害、原子力災害、火山活動などが発生した場合には、それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、防災のための組織を確立する。安全措置では、児童生徒等の安全を最優先しつつ、教職員自らの安全も確保する。また、教職員は、避難方法に習熟し、自然災害等発生時には、冷静に的確に指示を行う。

特に、津波発生に備え、あらかじめ複数の避難先及び避難経路を設定し、また、発生時に状況に応じて冷静に的確な指示を行うことができるよう、対策を講じておく必要がある。

なお、災害発生に備えるためには、防災体制の役割分担、消火器等防災設備の配置や使用法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法について教職員の共通理解を得ておく必要がある。

1 火災発生時の緊急対応

学校又は学校付近からの出火の際には、まず、発見者が他の教職員や周囲に火災発生を伝える。可能ならば初期消火を試み、併せて、消防署へも通報する。

児童生徒等に対しては、動揺を抑え、安全に避難させる。また、負傷者には応急手当を行う。

防火体制としては、例えば、防災本部を設け、初期消火、通報連絡、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしておく。

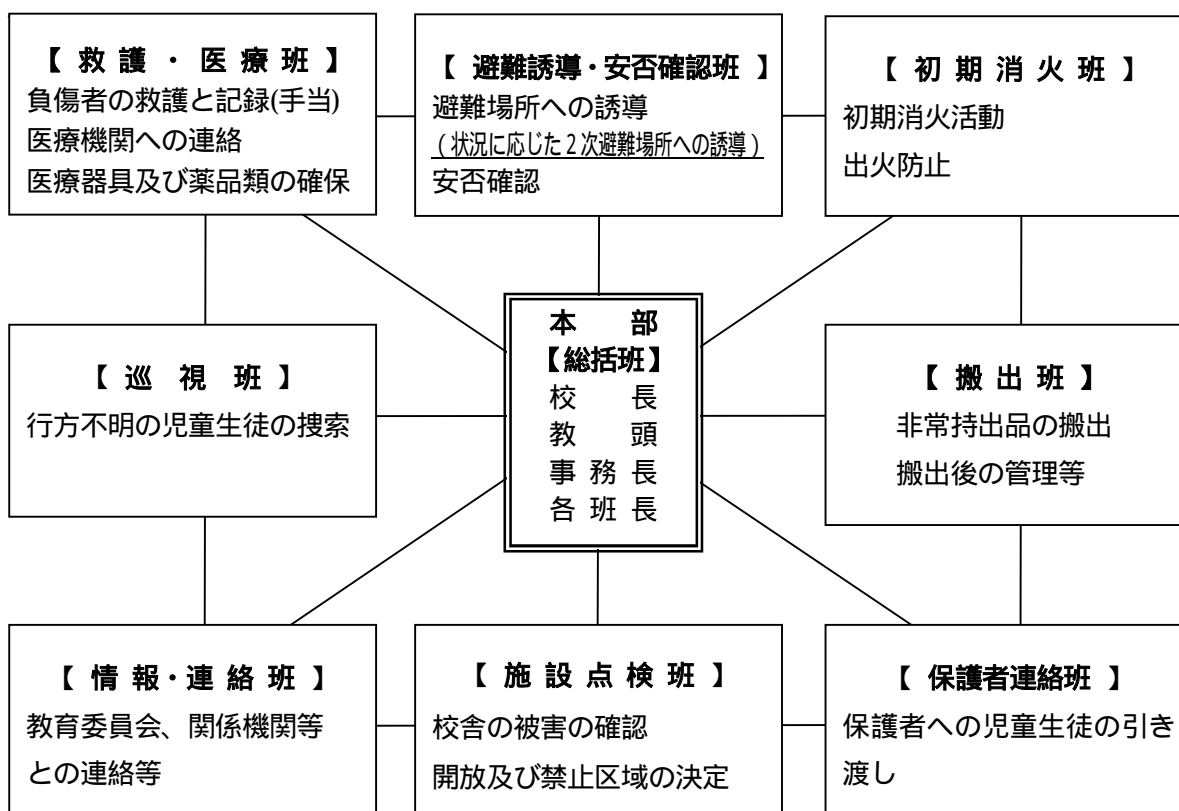
避難は、火災の状況に応じて迅速かつ安全に行う。避難に際しては校内における残留者の有無や負傷者の有無の確認及び適切な事後措置を行う。一方、校内の防災本部では、刻々変化する状況を正確に把握し、混乱のないよう、的確に指示を行う。

2 地震、津波発生時の緊急対応

(1) 地震災害に係る体制例

県(市町)内に地震が発生した場合			
基準	震度3の地震発生 又は 津波注意報の発表	震度4～5弱の地震発生 又は 津波警報の発表	震度5強以上の地震発生 又は 津波災害の発生
体制	注意配備 (情報収集、諸連絡に備える)	警戒配備 (学校災害対策本部設置に備える)	学校災害対策本部 (学校災害対策本部の設置)
動員	校長、教頭、事務長等	校長、教頭、事務長、主任、 学校安全委員等	全教職員

(2) 学校災害対策本部の設置例



【 学校が避難所に指定されている場合 】

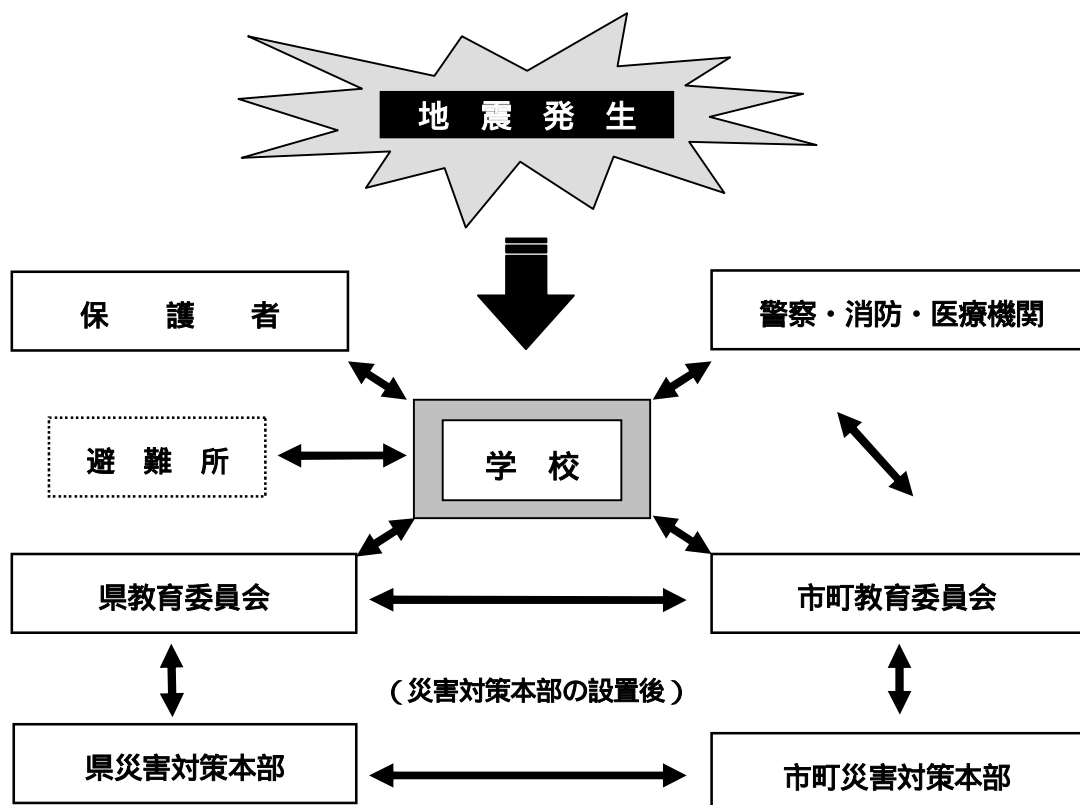
児童生徒の安否確認を最優先とするが、学校に避難してきた住民の誘導や案内等を行う担当を決めておく。

(3) 学校災害対策本部の具体的対応例

【 班 】	【 対 応 例 】
総 括	各班との連絡 児童生徒の安否情報や校舎の被災状況の把握 教育委員会や関係機関との連絡調整 保護者、親類、知人等からの照会に対する対応 外部対応（対応窓口の一本化）
救 護 ・ 医 療	負傷者の救護 医療機関への連絡 応急処置等の記録 医療器具・薬品類の確保
避 難 誘 導 安 否 確 認	児童生徒の安否確認 避難の必要性を判断 避難場所への誘導 津波が予想される場合の再避難 救護・医療班との連携（負傷者がいる場合）
初 期 消 火	初期消火 出火防止
巡 視	行方不明の児童生徒の捜索
保 護 者 連 絡	児童生徒の引き渡し方法等についての連絡 学校で児童生徒を保護する場合の連絡
情 報 ・ 連 絡	マスコミ：地震の規模、余震の可能性と規模、津波などの二次災害の危険性情報の把握 地 域：危険箇所・本部等関係機関との連絡 被害の状況、指導事項の確認、その他の情報収集
施 設 点 検	校舎内避難、避難所開設等のための外観上の安全確認 【 外観上の安全確認の基準として考えられる内容 】 建物全体の傾斜 柱の座屈 壁の崩壊や 字の亀裂 窓や窓ガラスの破損状況 渡り廊下本体の損傷 仕切り壁・掲示板・建具、天井板・蛍光灯などの落下物 校舎との接続部分の損傷 運動場の地割れの状況 石垣の崩れ コンクリート塀の倒壊や亀裂 危険箇所の周知、立ち入り禁止等の措置
搬 出	非常持ち出し品の搬出 搬出後の管理

(4) 地震発生時の関係機関への連絡体制

連絡体制

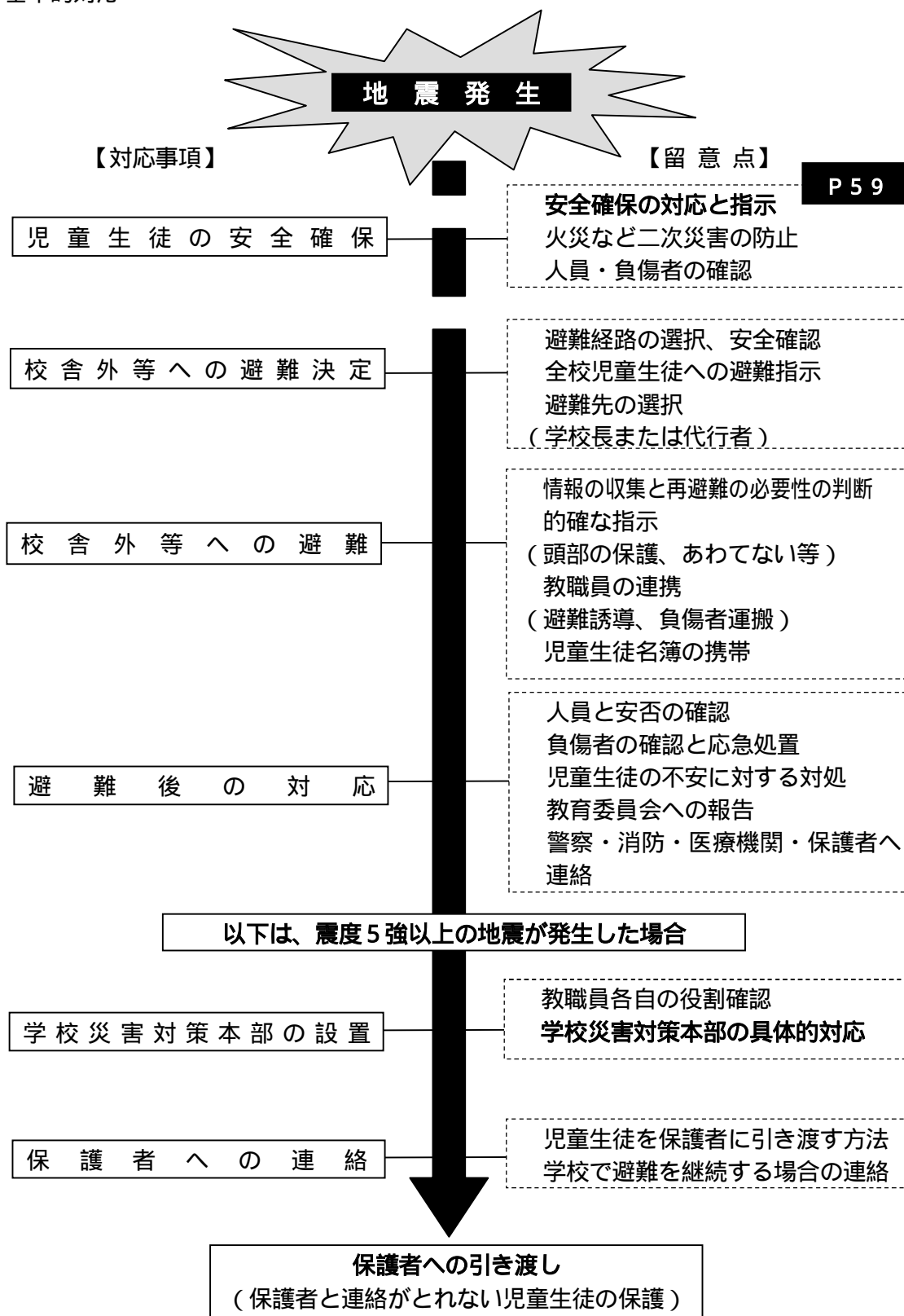


関係機関等への通報・連絡内容と方法

機 関 名	通 報 ・ 連 絡 内 容	方 法
県教育委員会 市町教育委員会 教育事務所	児童生徒の避難状況 児童生徒及び職員の被災状況 学校の被災状況	電 話 インターネット I P 電話 メ ー ル 防災無線 文 書 有線放送 伝 令 (自転車・ 自動二輪 車など) 等
警 察 署	通学路の安全確保、盗難に対する警戒警備等の要請 校舎の被害状況や児童生徒の負傷状況	
消 防 署	救急救助の要請、火災発生状況、消火要請	
保 健 所	衛生状況の報告、衛生管理の要請	
保護者、P T A	残留児童生徒の保護方法、児童生徒の引き渡し方法、 帰宅方法、緊急連絡事項、通学路安全確保への協力要請	
医 療 機 関	受け入れ要請、児童生徒の被災状況、治療状況の確認	

(5) 地震発生時の対応 (校内活動時の対応例)

基本的対応



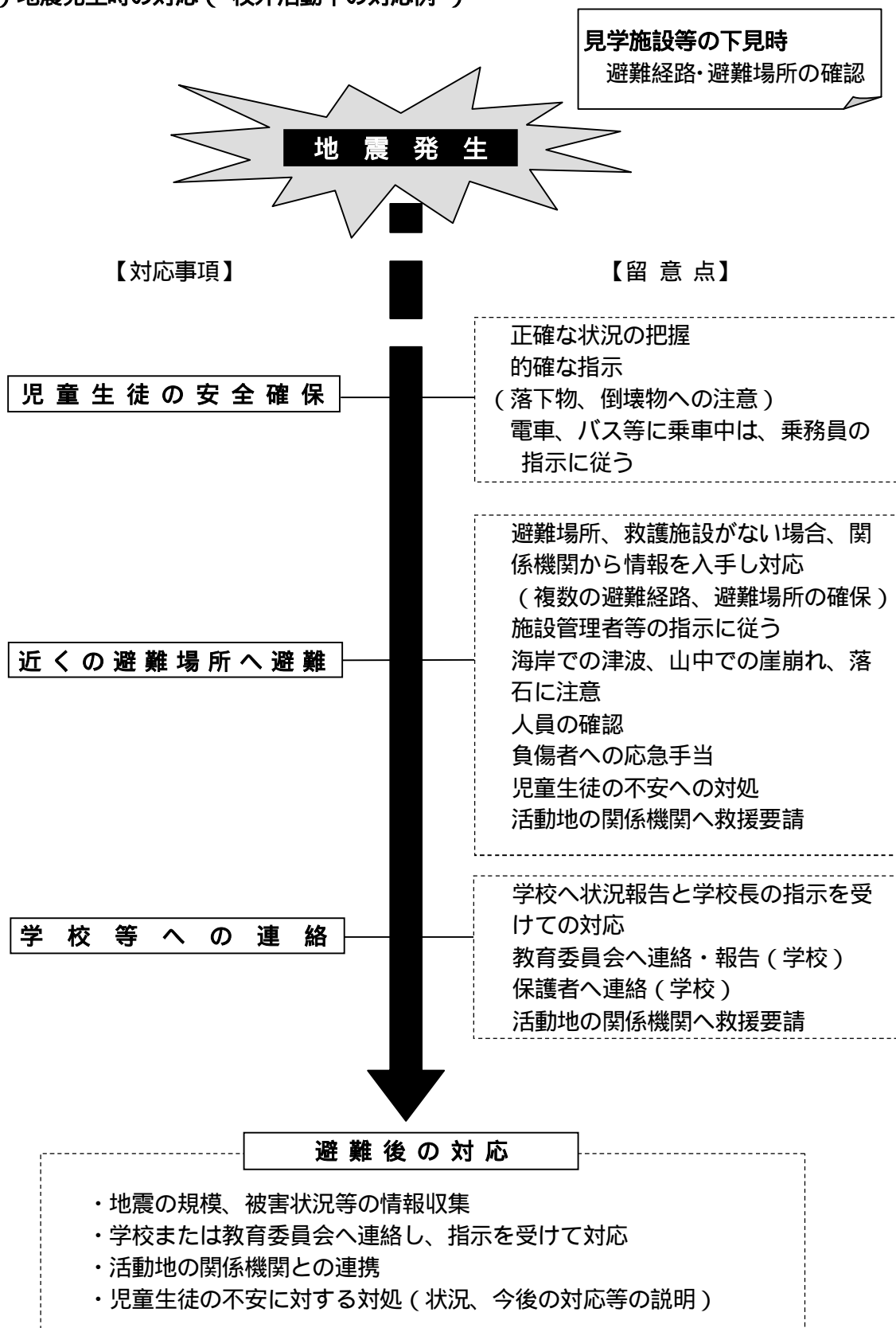
安全確保の対応と指示

場 所	教職員の対応	児童生徒への指示
普 通 教 室	児童生徒の安全を確保するよう的確に指示する (頭部の保護) (窓や壁から離れる) 児童生徒の人員を確認する 周囲の安全を確認する 児童生徒を落ち着かせる 余震に備える (避難経路の確認及び 避難指示は職員室で 待機中の教職員が行 う)	机の下にもぐり、机の足を持つように指示
理 科 室		薬品棚等の倒壊に備えて机の下にもぐるよう指示 火気使用中であれば、消火の指示 有毒ガス発生の恐れがある場合はハンカチを鼻や口にあてるよう指示
調 理 実 習 室		用具棚や冷蔵庫等の倒壊に備えて机の下にもぐるよう指示 火気使用中であれば、消火の指示 ガスへの引火に留意し、速やかに避難するよう指示
コ ン プ ュ ー タ 室		ディスプレイ等の倒壊や飛び出しに留意し、机の下にもぐるよう指示
体 育 館		天井や窓、壁からの落下物に注意しながら、体を低くするよう指示
運 動 場		建物から離れ、中央に集合させ、体を低くするよう指示
プ ー ル		速やかにプールのふちに移動させ、ふちをつかむよう指示 揺れがおさまれば、すばやくプールから出るように指示 安全な場所へ避難するよう指示 (靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る)

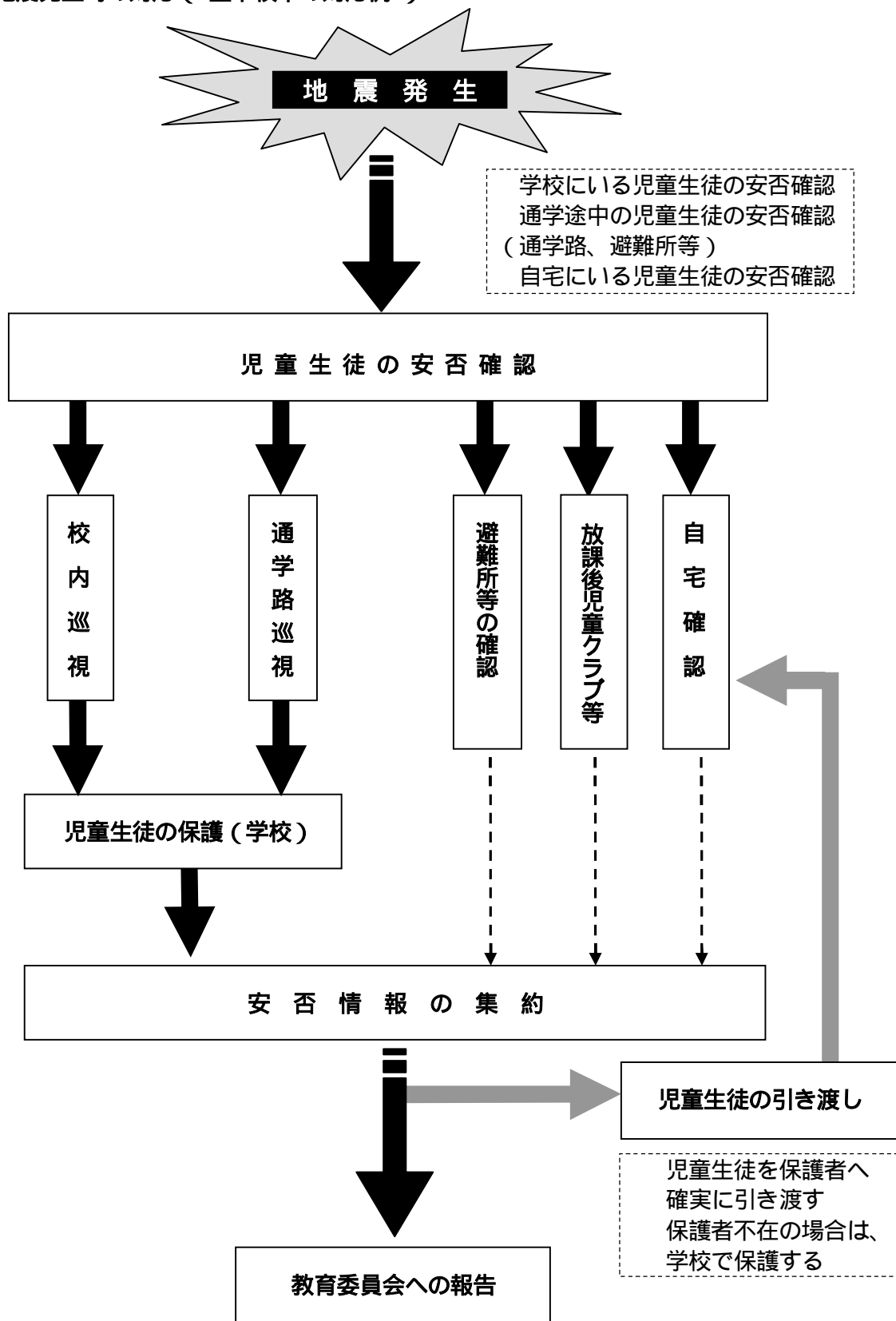
教職員と児童生徒が離れている場合の対応 (休み時間、放課後、部活動 等)

分散して校舎内を巡回し、児童生徒の安全を確保する 校舎外にいる児童生徒の人員を確認する 本部の避難指示を受け、児童生徒をより安全な場所へ誘導する 負傷者がいる場合は、応急手当を施す

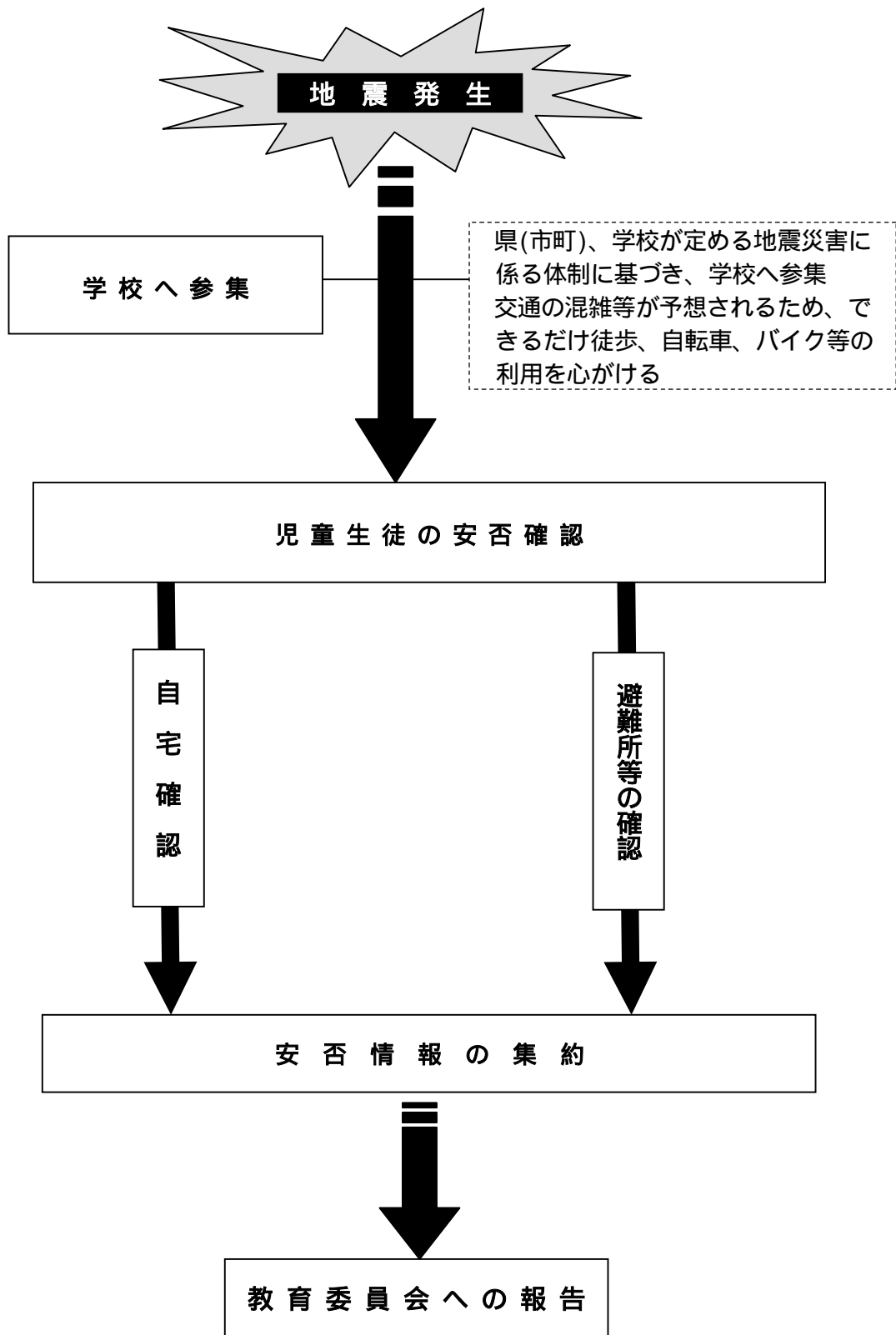
(6) 地震発生時の対応 (校外活動中の対応例)



(7) 地震発生時の対応 (登下校中の対応例)



(8) 地震発生時の対応 (在宅時の対応例)



(9) 地震発生時の心構え

グラッときたら

資料P146

1. まず気持ちを落ち着け 冷静に! 【地震発生0分】
あわてず、大きな揺れに備える。



2. 安全確保が最優先! 大きな揺れは1分程度 【地震発生0分~2分】
大きな揺れを感じたら、児童・生徒と自身の安全を確保する。
机の下に入る。
クッション、本などで頭を保護する。
落下物や転倒物から身を守る。
ロッカーや棚から離れる。
ガラス面から離れる。



3. 火の始末 【地震発生2分~3分】
火を使っていれば、しっかり始末をする。ガスの元栓も切る。



4. 周囲の安全確認 【地震発生3分~5分】
児童生徒の安全、周囲の被害状況を確認し、避難可能な出口を確保する。



5. 情報収集 【地震発生5分~10分】
すぐ避難せず、地震や津波に関する正確な情報を収集する。

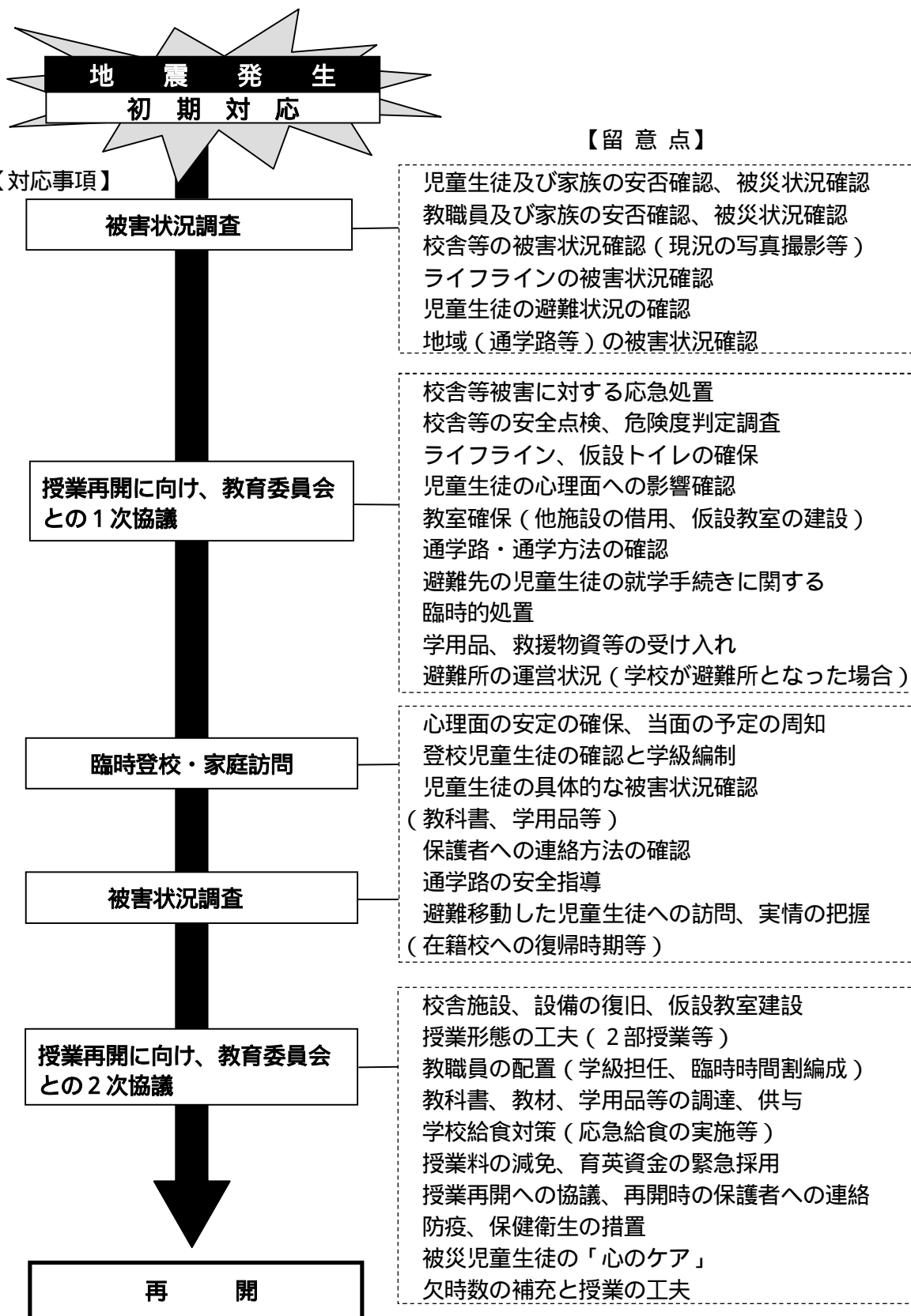


6. 避難 【地震発生10分~】
基本行動は「しゃがむ」、「身をかかす」、「頭を守る」(裸足は禁物)



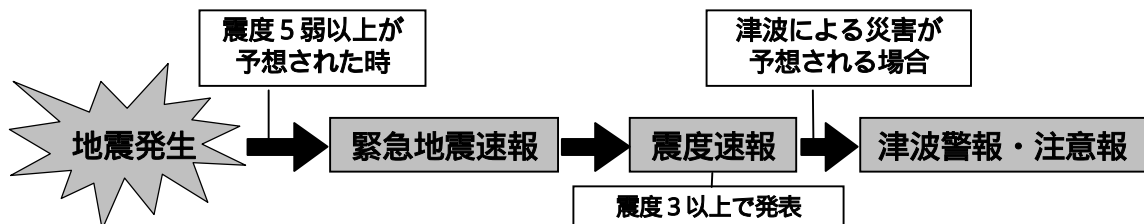
7. 避難 【津波発生】
津波に関する正確な情報を収集し、必要に応じて再避難(二次避難場所)を行う。

(10) 学校再開に向けた対応



(11) 地震及び津波に関する情報

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、順次、津波警報・注意報、津波情報を発表しています。



津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に、津波警報（大津波、津波）または津波注意報が発表されます。

種類		解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3 m、4 m、6 m、8 m、10 m以上
	津波	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1 m、2 m
津波注意報		高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5 m

日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせします。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。

(12) 津波発生と伝播のしくみ (参考：気象庁HP)

津波の発生

海底下で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起もしくは沈降します。これに伴って海面が変動し、大きな波となって四方八方に伝播するものが津波です。

津波の伝わる速さ

「津波の前には必ず潮が引く」という言い伝えがありますが、必ずしもそうではありません。地震を発生させた地下の断層の傾きや方向によっては、また、津波が発生した場所と海岸との位置関係によっては、潮が引くことなく最初に大きな波が海岸に押し寄せる場合もあります。津波は引き波で始まるとは限らないのです。

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合ではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ後から来る波が前の津波に追いつき、波高が高くなります。

水深が浅いところで遅くなるといっても、オリンピックの短距離走選手なみの速さで陸上に押し寄せるので、普通の人々が走って逃げ切れるものではありません。津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないのです。海岸付近で地震の揺れを感じたら、または、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難しましょう。



3 風水害への緊急対応

風水害、豪雪等の災害発生に対しては、教育委員会からの指示や関係機関等との連絡により、児童生徒等の緊急下校や避難の措置をとる。緊急下校の際には、通学路の安全を確認し、家庭と連絡をとるなどして、下校の時間やその方法を的確に判断する。

また、始業前の場合には、登校の可否を決定し、他の必要事項とともに、その旨を家庭に連絡する。詳細については、地震の場合に準ずる。

災害のおそれがあるときに発表される「警報」「注意報」

<主な警報の種類>

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 (例:重大な浸水や土砂災害など)
洪水警報	大雨により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 (例:河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊など)
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。 (波浪とは、風に吹かれて起こる波やうねりなど、海面や湖面の波の動きのことです。)
高潮警報	台風や低気圧などによる異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

<主な注意報の種類>

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 (例:浸水災害や土砂災害など)
洪水注意報	大雨により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 (例:河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊など)
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。
高潮注意報	台風や低気圧などによる異常な海面の上昇により、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 (例:交通機関の著しい障害など)
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもあります。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけます。

出典： 政府広報オンライン「風水害から身を守るために」

4 落雷への対応

【 落雷を回避する方法 】

(1) 遠くの落雷・急発達した黒雲に注意

- ・雷鳴が聞こえたら、たとえ遠くであっても避難した方がよい。雷雲から10km離れた場所に落ちるケースもある。
- ・頭上で急に黒雲が発達したときも要注意！

(2) 低い場所へ、低い姿勢で

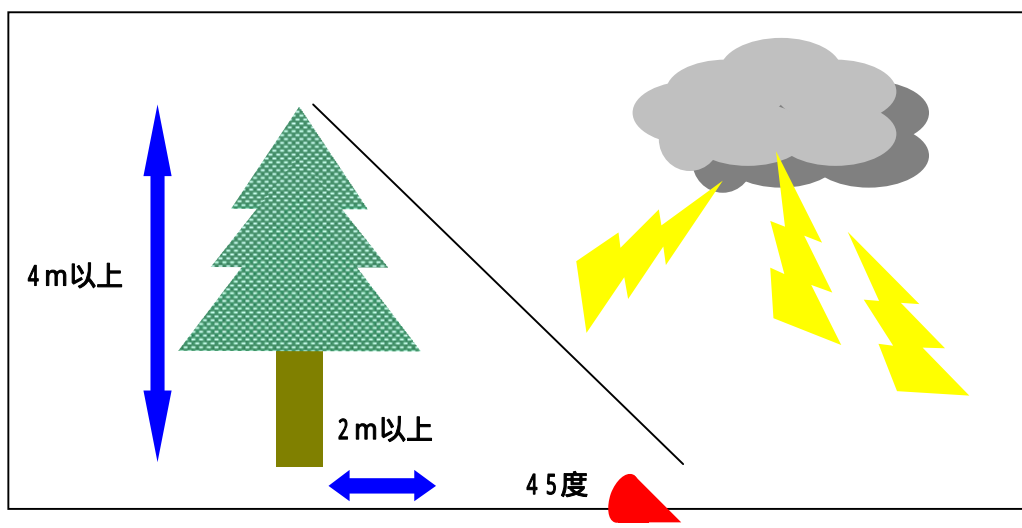
- ・運動場、海岸、山頂など、周囲にさえぎるものが何もない場所では、低い場所を探して(無ければその場で)身を低くする。()
校舎や体育館、校外ではバス・電車・鉄筋コンクリート建築も可
- ・複数の時は一カ所に集まらず、ばらばらで！

(3) 低い姿勢をとるときは、両足を閉じて

- ・足を開いていると、一方の脚から胴体を通して他方の脚へと電流が流れて感電する可能性が高くなる。脚は閉じて、身をできる限り小さくして座る。

(4) 4m以上の物体から2m離れて避難する

- ・側撃()を避けるためにも、4m以上の高い木(電柱等)の根元から2~3mの場所で、一番高い部分を45度の角度で見上げられる場所で低い姿勢をとる。



側撃...落雷を受けた物体から放電を受けること。

(5) ラケット、クラブ、釣竿、傘等は手放す

- ・雷は、伝導性に関係なく高く突き出たものに落ちる。金属非金属かどうかは無関係、人体も例外ではない。

5 土砂災害への対応

(1) 土砂災害とは

土砂災害とは、大雨や地震などが引き金となって、山やがけが崩れたり、水と混ざり合った土や石が川から流れ出たりすることによって発生する災害である。

土砂災害の主なものとして、「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」がある。

(2) 土砂災害の特徴と前兆

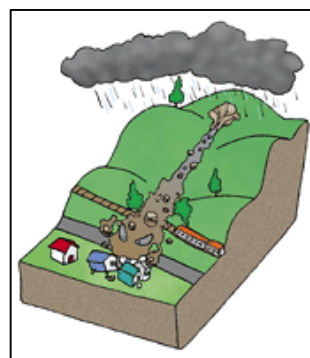
【土石流】

特徴

山腹や川底の石や土砂が、長雨や集中豪雨などの大量の水といっしょになって、津波のようにおそってくるものを、土石流といいます。その速さは、時速20～40kmとすさまじい勢いであつという間に家や田畑をつぶし、押し流してしまふ。

前兆

- ・「山鳴り」といって、山全体がうなるような音がする。
- ・川の流れが急に濁る。流木が混ざり始める。
- ・雨が降り続けているに、川の水かさが減り始める。



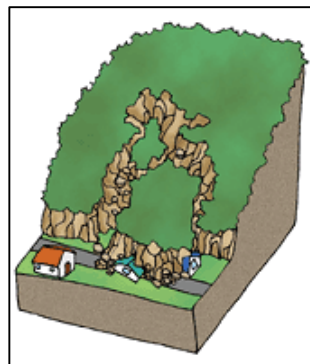
【地すべり】

特徴

地下水が粘土等の滑りやすい地層に浸み込んでたまり、そこから上の地面が浮き上がって滑りだす。地すべりの動きは1日に数ミリメートルだが、突然スピードが増すことがある。家や道路などの広い範囲で被害をもたらす。

前兆

- ・地面にひび割れができた。
- ・地面の一部が落ち込む、または、盛り上がる。
- ・池や沼の水かさが、急にかわった。
- ・井戸の水が濁った。
- ・斜面から水が噴き出す。



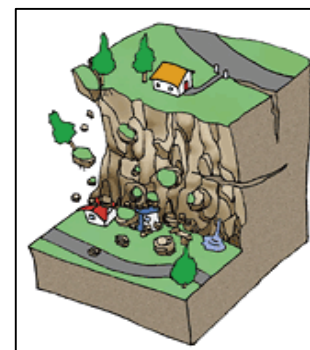
【がけ崩れ】

特徴

斜面が突然崩れ落ちる災害で、崩れた土砂は斜面の高さの2倍くらいの距離までとどくことがある。がけ崩れは、地震や、大雨や長雨で地面に水がしみこんで起きるが、地すべりと違い突然起きる。スピードが速いため、早期の避難が必要になる。

前兆

- ・がけから小石がパラパラと落ちてくる。
- ・がけに割れ目ができた。
- ・がけからの湧き水が濁ってきた。



(3) 土砂災害への対応

学校周辺に、県が指定する土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）等がないかを確認しておく。

学校で避難マニュアル等を作成するとともに、「大雨警報」「土砂災害警戒情報」など避難行動の目安となる気象情報の収集に努める。

6 原子力災害への緊急対応

学校の近隣における原子力関連施設の設置状況や災害発生時の措置について、あらかじめ把握しておく。放射性物質は無色無臭であり、その量、被ばくや汚染の程度などを知覚することは不可能である。よって、緊急事態においては、国、都道府県、市町村などの災害対策本部からの指示や情報が唯一のよりどころとなる。

災害発生時には、災害対策本部と綿密に連絡をとることが不可欠である。併せて、事前に、災害発生時における都道府県や市区町村などの対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の仕方、児童生徒等のとるべき行動などについて把握しておく必要がある。

災害発生時には、まず、テレビ、ラジオ、広報車、コンピュータ等様々な手段で伝達される災害本部からの情報を入手する。その際には、情報の正確性に留意する。また、災害対策本部の情報から状況等を把握するとともに、屋内退避・避難等の対応方針について指示を受ける。

さらに、対応方針に応じて、児童生徒等に対してとるべき行動の指示を行う。例えば、屋内待避の場合、戸や窓を閉めたり、換気扇、空調設備等を止めたりするなど、外気を遮断する等の具体策をとる。なお、対策本部からの指示を受けた際、屋外にいた児童生徒等については、顔や手の洗浄、シャワー等が必要な場合もある。また、必要になった場合の保護者との連絡法についても検討しておく。

(1) 放射性物質・放射線・放射能とは

- ・**放射性物質** ... 放射線を出す物質、または放射能を持つ物質
- ・**放射線** ... 放射性物質から放出される粒子や電磁波のこと
- ・**放射能** ... 放射線を出す能力

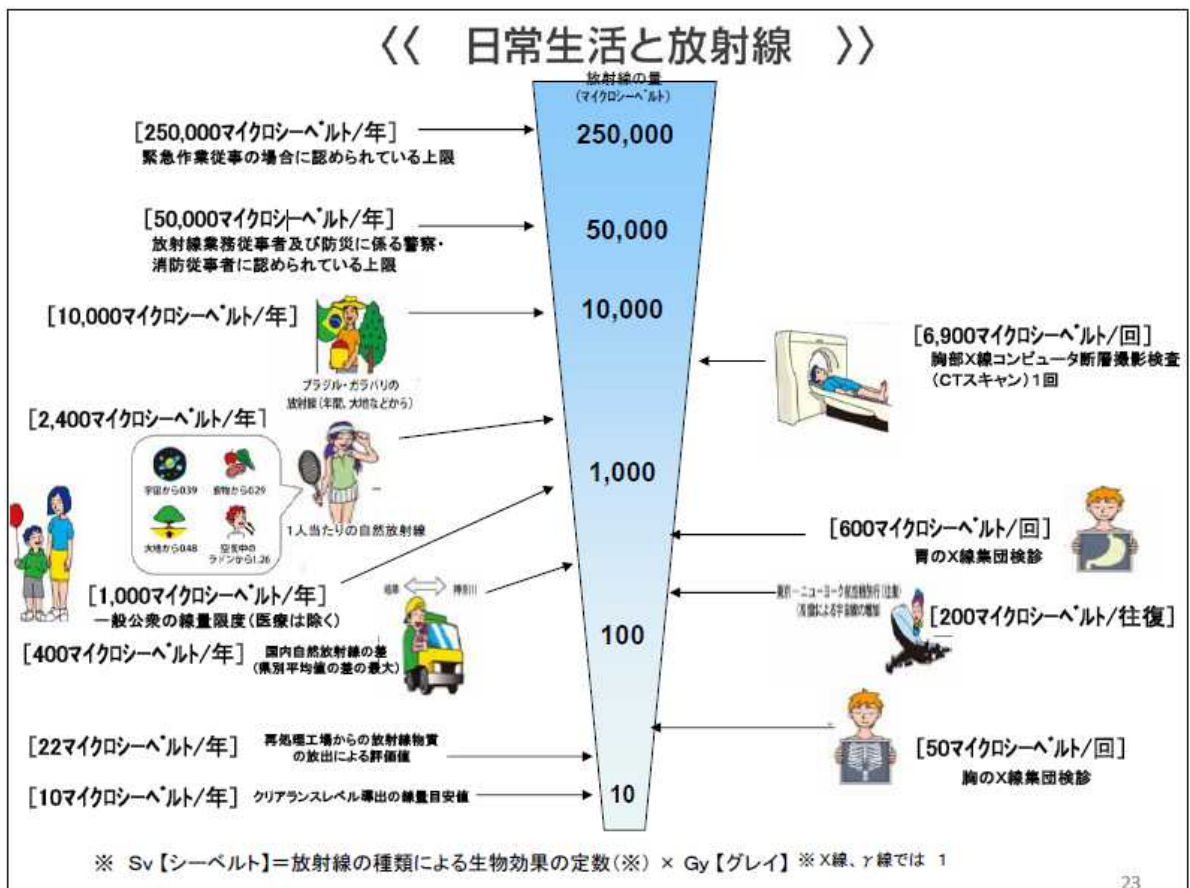
人は、大地や宇宙、食べ物や呼吸によって放射線を受けており、その「自然放射線」の量は年間約2.4ミリシーベルトとされている。

(2) シーベルトとは

人の体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。

$$\left(\begin{array}{l} 1 \text{ シーベルト (Sv)} = 1000 \text{ ミリシーベルト (mSv)} \\ 1 \text{ ミリシーベルト (mSv)} = 1000 \text{ マイクロシーベルト (}\mu\text{Sv)} \end{array} \right)$$

(3) 日常生活と放射線

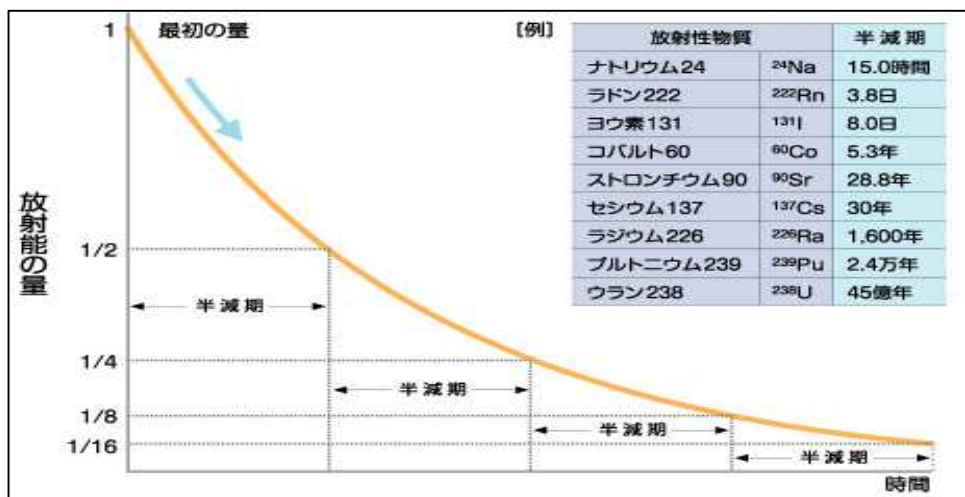


23

出典： 文部科学省「放射能を正しく理解するために」

(4) 放射能の減り方

放射能は、時間の経過とともに減っていくという大きな特徴がある。放射能の量が半分に減るまでの時間を半減期といい、これは放射性物質の種類によって異なる。



出典： 電気事業連合会「原子力・エネルギー」図面集 2010年版

7 災害発生時の通信手段の確保

大災害が発生すると、安否確認や問い合わせなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況（電話輻輳）が続くので、以下のような対応が大切である。

（1）被災地から被災地外への通話

災害時は被災地への電話がつながりにくくなるため、被災地から被災地外へ安否情報や必要な報告をすることが望ましい。

（2）公衆電話は災害時優先電話

災害発生時は緊急の通話を確保するため、一般回線の使用が制限されますが、公衆電話は制限を受けず、災害時優先電話となる。

ただし、近年は携帯電話の普及によって公衆電話の数が減っているため、事前に学校周辺にある公衆電話の場所を再確認しておくことが大切である。

（3）NTTが災害発生時に提供するサービス

NTTは災害時に回線が混乱する状況の緩和を図るため、震度6弱以上の地震発生時に以下のサービスを提供している。

（ サービスの紹介 <http://www.ntt.co.jp/saitai/index.html> ）

災害用伝言ダイヤル「171」

～被災地内の電話番号をキーにして、安否情報等を音声により伝達するサービス～



被災地域A学校の電話番号が076-123-4567の場合

【差出人】電話番号をキーに伝言を録音

171 + 1 + 076-1234567

【受取人】電話番号をキーに伝言を再生

171 + 2 + 076-1234567

災害用ブロードバンド伝言板「web171」

～インターネットを活用して、安否情報等を電子掲示板により確認できるサービス～



【登録】被災地内の自宅や避難所などにあるパソコンや携帯電話などから <https://www.web171.jp> にアクセスし、電話番号をキーに伝言を登録。

【閲覧】 <https://www.web171.jp> にアクセスし、電話番号及びパスワードを入力して閲覧。

災害用伝言板サービス(NTT「iモード」の場合)

～携帯電話の番号をキーにして、安否情報等を確認できるサービス～





【登録】 i Menuのトップに表示される「災害用伝言板」の「登録」を選択。現在の状態(「無事です。」)等を選択。任意で100文字以内のコメントが入力可。コメントのみも可能。
【メッセージの確認】 i Menuのトップに表示される「災害用伝言板」の「確認」を選択。安否を確認したい人の携帯電話番号とパスワードを入力して「検索」を押す。

～ 参 考 ～

災害時でなくても、以下の日に「災害用伝言ダイヤル」が体験(練習)できる。

毎月1日と15日 正月三が日 防災週間(8月30～9月5日)

防災とボランティア週間(1月15日～1月21日)

  SoftBank でも、同様のサービスを提供している。

第3節 災害安全に関する評価

1 評価の観点と内容

	評価の観点	評価の内容
1	災害発生時の対処と研修	危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)が作成され、訓練等を行い、見直しがなされているか 全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮したり、研修を行ったりしているか
2	災害発生時の緊急連絡体制の評価	校内での救急・緊急連絡体制はできているか 校外学習等における救急・緊急連絡体制はできているか
3	自然災害等発生時の安全措置の評価	火災、地震、津波、火山活動、風水(雪)害等の発生に備えた被害防止対策が適切に立てられているか 災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか

2 地震に備えた年度当初のチェック項目

	チェック項目	Check
施設 設備	施設設備や器具等の転倒防止対策を行っている	
	ガラスの飛散対策等を行っている（窓ガラス、棚等）	
	危険性の高い薬品類の砂箱等へ収納や、破損防止等の対策をとっている	
	電気・ガス器具の発火防止策をとっている	
	防災の視点からの安全点検を実施している	
	消火器や避難誘導の設備点検を実施している	
	避難の妨げとなる障害物を除去してある	
組織 体制	学校防災組織や教職員の役割（班）が明確になっている	
	役割（班）ごとに、事前に準備や確認する内容の一覧表を作成している	
	地震発生後の動員体制や配備体制が教職員に周知されている	
	学校周辺の避難場所や留意事項が教職員に周知されている	
	学校生活時、校外活動時等のケース別の避難誘導體制が明確になっている	
	学校の所在地が津波や土砂崩れの予想される地域にある場合、状況に応じた避難場所や経路を複数決めている	
教育 訓練	定期的な避難訓練を計画している（P143「緊急地震速報 利用の心得 参照」）	
	児童生徒への防災教育（地震）を計画している	
	地域と連携した地震防災訓練を計画している	
	登下校中に地震、津波が発生した場合の避難の仕方について児童生徒に指導している	
書類	重要書類や児童生徒の名簿、連絡先が直ぐに持ち出せる体制が整っている	
	児童生徒の連絡先カードを作成している	
	保護者へ児童生徒を引き渡す際のチェック表を作成している	
	設備の日常点検表を作成している	
児童 生徒 保護者	学校は保護者・児童生徒との連絡体制を整備している （可能な限り保護者や生徒の携帯メールアドレスを把握しておく等）	
	電話が使えない場合、保護者は学校へ児童・生徒の安否を知らせる方法を理解している	
	学校は児童生徒の通学路・通学方法を把握している （通学途中に地震が発生した場合、原則は帰宅、学校に近い場合は学校に避難）	
	自宅が倒壊した場合の集合場所を家族で共通理解している	
その他	関係機関との連絡体制を整備している	
	津波災害対策をとっている（海岸付近の学校）	
	土砂災害対策をとっている（山間部の学校）	

3 原子力災害の発生に備えたチェック項目

	チェック項目	担当者	
施設・設備	災害時の情報を得る防災行政無線、ラジオ、テレビ等を備えている	教頭 安全担当	
	災害時に必要な物品（トランシーバー、ハンドマイク、懐中電灯、救急箱、毛布等）を備えている	教頭 安全担当	
	災害時に避難の妨げとなる障害物を廊下、階段、非常口から撤去してある	教頭 安全担当	
組織・体制	災害時に備え、学校原子力防災委員会を設置し、教職員の役割分担を明確にし、指導を徹底している	校長 教頭	
	災害時における児童生徒、教職員、保護者への緊急連絡網を作成している	安全担当	
	保護者に対して、災害時における学校の対応策や子どもの引き渡し方法等について周知している	安全担当	
	災害時の校内における避難誘導経路を作成してある	保健主事 安全担当	
	市町の防災担当者と定期的に連絡等の打ち合わせを行っている	校長	
教育・訓練	災害発生時に備えた避難訓練等を行っている	保健主事 安全担当	
	原子力防災教育を行っている	保健主事 安全担当	
その他	避難所に指定されている学校は、避難者の使用場所や留意事項について教職員が周知している	校長 教頭	
	避難所に指定されている学校は、避難時の住民の受け入れ方法等について市町や自主防災組織の代表と協議している	校長 教頭	
書類	原子力災害に備えた学校安全計画 学校における原子力防災マニュアル	保健主事 安全担当	

第5章 心のケア

(空白ページ)

第1節 事件・事故・災害時における心のケア

心のケアに関しては、学校保健安全法第29条において「学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。」と規定されている。

1 事件・事故・災害時における心のケアの意義

事件・事故災害の発生により、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えることがある。事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」、「事故を目撃する」、「犯罪に巻き込まれる」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れることが多い。こうした反応は誰にでも起こりうることであり、時間の経過とともに薄らいでいくものであるが、場合によっては長引き、生活に支障を来すなどして、その後の成長や発達に大きな障害となることもある。そのため、日ごろから子どもの健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要である。

2 事件・事故・災害時における心のケアの基本的理解

(1) 子どものストレス症状の特徴

事件や事故、大きな災害に遭遇すると、恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって、心の症状だけでなく身体の症状も現れやすいことが子どもの特徴である。また、症状は心理的ストレスの種類・内容、ストレスを受けてからの時期によって変化する。そのようなストレス症状には、情緒不安定、体調不良、睡眠障害など年齢を問わず見られる症状と、発達の段階によって異なる症状が含まれる。

幼稚園から小学校低学年までは、腹痛、嘔吐、食欲不振、頭痛などの身体症状が現れやすく、それら以外にも興奮、混乱などの情緒不安定や、行動上の異変（落ち着きがなくなる、理由なくほかの子どもを持ち物を隠す等）などの症状が出現しやすい。

小学校の高学年以降（中学校、高等学校を含む）になると、身体症状とともに、元気がなくなって引きこもりがちになる（うつ状態）、ささいなことで驚く、夜間に何度も目覚めるなどの症状が目立つようになり、大人と同じような症状が現れやすくなる。

事件・事故災害時における子どものストレス反応は誰にでも起こりうることであり、ストレスが強くない場合には、心身に現れる症状は悪化せず数日以内で消失することが多いが、激しいストレスにさらされた場合は、次のような疾患を発症することがある。

(2) 急性ストレス障害 (Acute Stress Disorder)

急性ストレス障害の主な症状は、次のようなものである。

持続的な再体験症状

- ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。
- ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる (フラッシュバック)。等

体験を連想させるものからの回避症状

- ・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする。
- ・体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される (ボーッとする等)。
- ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる。等

感情や緊張が高まる覚せい亢進症状

- ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない、集中できない、極端な警戒心をもつ、ささいなことや小さな音で驚く。等

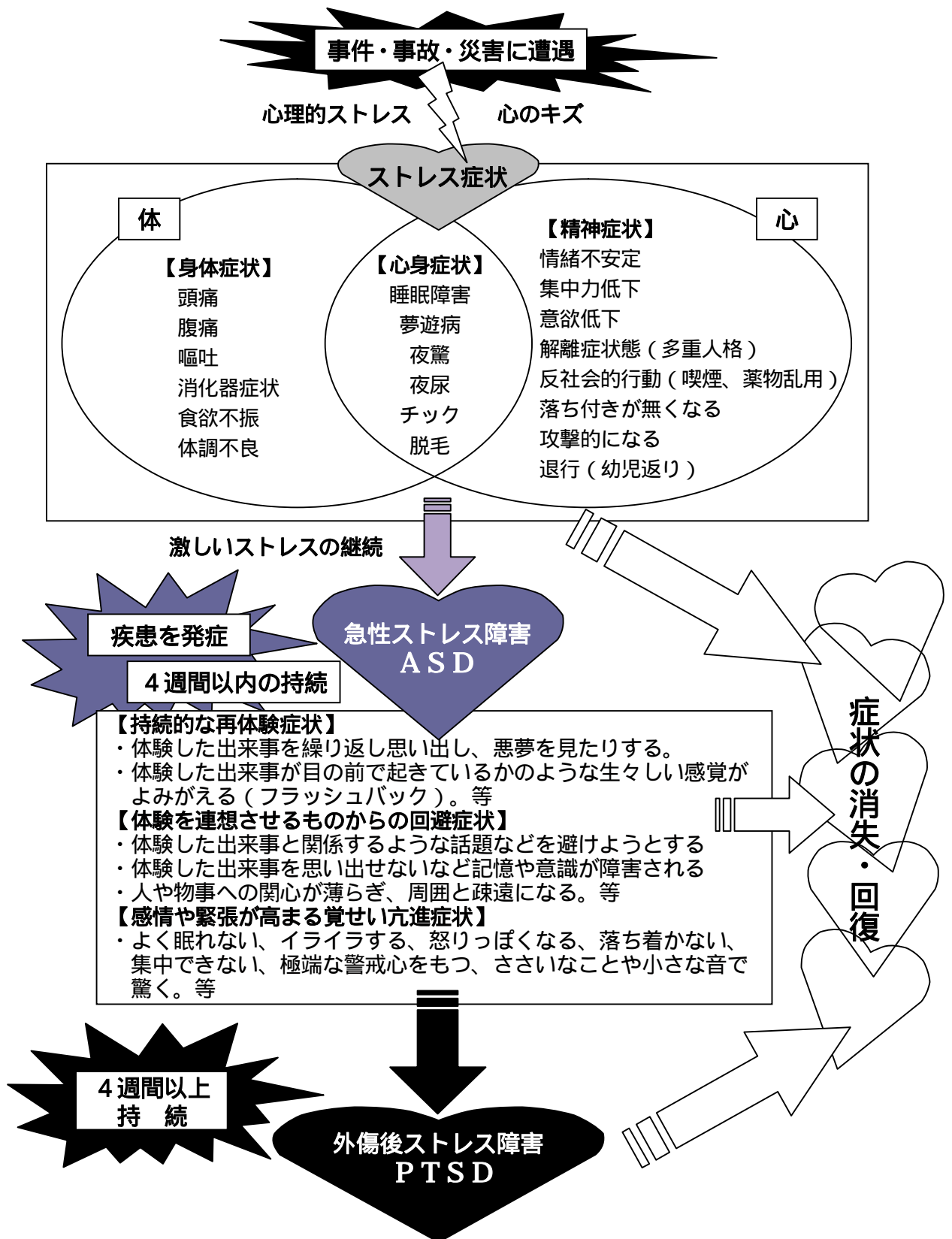
このような「再体験症状」、「回避症状」、「覚せい亢進症状」がストレス体験の4週間以内に現れ、二日以上かつ4週間以内の範囲で症状が持続した場合を「急性ストレス障害 Acute Stress Disorder」(以下「ASD」とする。)と呼ぶ。

(3) 外傷後ストレス障害 (Post-Traumatic Stress Disorder)

事件・事故災害後に、ASDのような強いストレス症状「再体験症状」、「回避症状」、「覚せい亢進症状」が現れ、それが4週間以上持続した場合は「外傷後ストレス障害 Post-Traumatic Stress Disorder」(以下「PTSD」とする。)と呼ぶ。また、これらの症状は、事件・事故災害から半年以上も経過してから出現する場合があることを念頭におく必要がある。

ASDでもPTSDでも、幼稚園から小学校低学年までは、典型的な再体験症状や回避症状ではなく、ストレスの引き金となった場面=トラウマ(心的外傷)を再現するような遊びをしたり、恐怖感を訴えることなく興奮や混乱を呈したりすることがある点に注意を要する。

「トラウマ」とは、もともとケガを意味する言葉であるが、それを現在の“心的外傷”の意味に用いたのは精神分析の創始者フロイトである。当初は、心因性の症状(歩けなくなる、失神するなど)を生み出すような情緒的にショッキングな出来事を指していたが、最近では、長く記憶にとどまる辛い体験を一般にトラウマと呼ぶことが多い。一方、PTSDにおけるトラウマとは、事件・事故災害など生命の危機や身体の保全部が脅かされるような状況を体験するか目撃し、強い戦慄や恐怖を味わった場合に限定されている。一般的な意味でのトラウマは時間の経過とともに自然に解消することがあるが、PTSDの場合には治療が必要である。



3 事件・事故災害時におけるストレス症状への対応

事件・事故災害時におけるストレス症状のある子どもへの対応は、基本的には平常時と同じである。すなわち、健康観察等により速やかに子どもの異変に気付き、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織（教育相談部等）と連携して組織的に支援に当たることである。

健康観察では、事件・事故災害時における子どものストレス症状の特徴を踏まえた上で、健康観察を行い、子どもが示す心身のサインを見逃さないようにすることが重要である。

（1）基本的な対応

ストレス症状を示す子どもに対しては、普段と変わらない接し方を基本とし、優しく穏やかな声かけをするなど本人に安心感を与える。

ストレスを受けたときに症状が現れるのは普通であることや症状は必ず和らいでいくことを本人に伝え、一人で悩んだり孤独感をもったりしないようにする。

子どもがなるべく普段と変わらない環境で安心して学校生活を送れるようにすることで、子どもに落ち着きと安全感を取り戻させる。

災害などの場合は、学級（ホームルーム）活動等において心のケアに関する保健指導を実施する。強いストレスを受けたときに起こる心や体の変化、ストレスの対処方法（誰かに相談する、おしゃべりする、話を聞いてもらう、身体を動かす等）等について発達の段階に応じて指導し、心が傷ついたりしたときどのように対処したらよいかについて理解できるようにする。

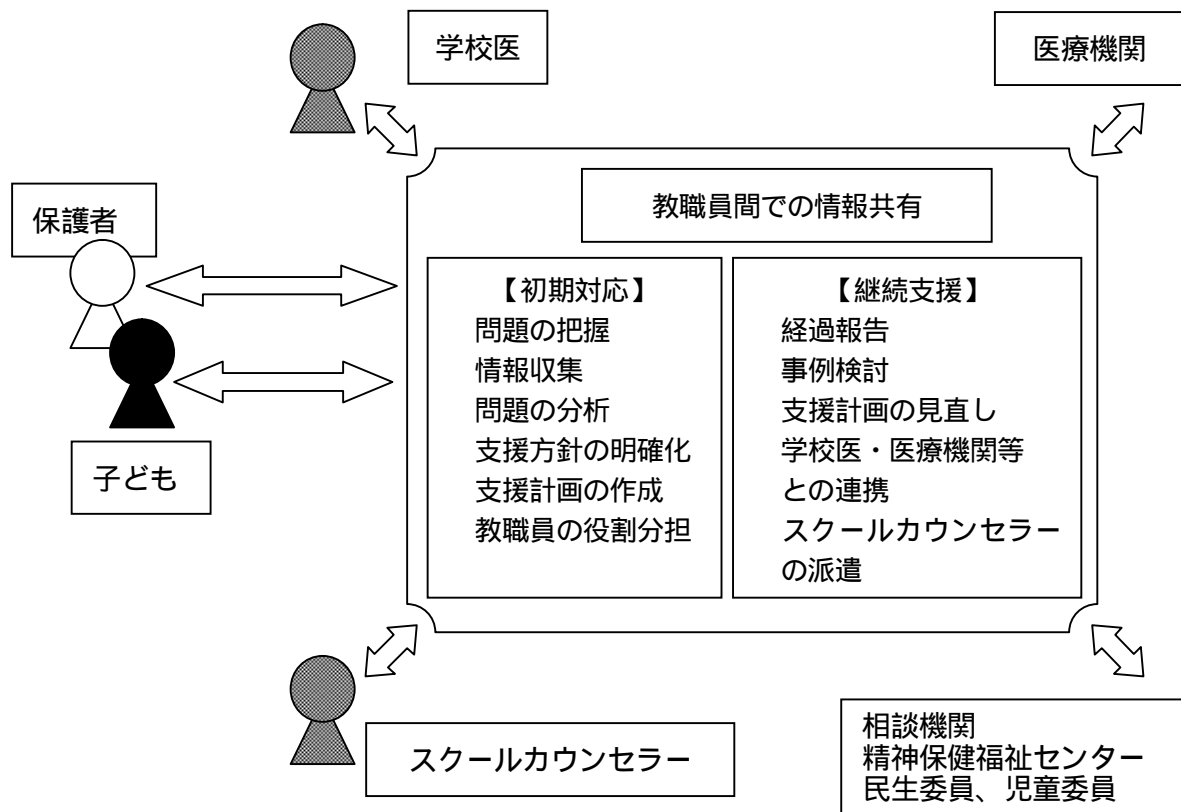
保護者に対しては、ストレス症状についての知識を提供するとともに、学校と家庭での様子が大きく異なることがあるため、緊密に連絡を取り合う。

ストレス症状に、心理的退行現象と呼ばれる一時的な幼児返り（幼児のように母親に甘えるなど）が認められることがあるが、無理に制止することなく経過観察することが基本である。

症状からASDやPTSDが疑われる場合には、児童精神科医などの専門医を受診する必要がある。学校医等の関係者と相談の上、受診の勧めを行い、専門医を紹介するなど適切な支援を行う。（ASDやPTSDと診断された場合は、専門医との連携が不可欠となる。）

ASDやPTSDを発症した子どもは、自分は特殊で異常であると一人で悩んだり、自分の努力不足であると誤って自分を責めたりすることが多い。このため、保護者だけでなく子どもに、ショックの後に誰にでも起こりうる症状であることを説明し、安心感を与える。

(2) 組織的な対応方法



4 事件・事故災害時における心のケアの留意点

事件・事故災害時に求められる心のケアは、その種類や内容により異なるが、基本的な留意点として次の事項が挙げられる。

迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行う。そのためには、休日に発生した事件・事故災害でも、子ども、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を確認しておく。また、子どもの心のケアに当たり、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておくことが重要である。

特に、災害の場合には、まず、子どもに安心感や安全感を取り戻させることが大切であることから、ライフラインの復旧をはじめ、できるだけ早期に平常時の生活に戻ることが大切となる。

命にかかわるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合には、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。その代表がASDやPTSDであるが、事件・事故災害の直後には現れず、しばらくたってから症状が現れる場合があることを念頭におく必要がある。

通学路を含めた学校における事件・事故災害による子どもの命にかかわる出来事に対して、迅速に適切な応急手当を行う。

事態への対応に当たっては、子どもたちに動揺や風評が広まることのないように、子どもや保護者への情報の伝え方（いつ・誰が・誰に・何を）については共通理解を図った上で実施する。また、被害を受けた子どもの保護者へは、正確な情報提供（発生状況、健康被害状況、病院への搬送等）が、速やかに行えるようにすることが重要である。

日ごろから応急手当等が適切に行われるように訓練を行うなど、救急体制の整備に努める。

障害や慢性疾患のある子どもの場合、事件・事故災害時には、平常時の状況に比べ、様々な困難がある状況になっている。例えば、日常生活上の介助や支援が不足したり、必要な情報が正しく伝わらないなどの不安を抱えていることも多い。そのため、心のケアを考える際には、これらの不安等への配慮や、障害の特性及び症状の悪化に対する十分な配慮が必要となる。

事件・事故災害などを契機としてPTSDとなった場合、それが発生した月日になると、いったん治まっていた症状が再燃することがあり、アニバーサリー反応やアニバーサリー効果と呼ばれている。このような日付の効果は必ずしも年単位とは限らず、同じ日に月単位で起きることもある。対応としては、事件・事故災害のあった日が近付くと、以前の症状が再び現れるかもしれないこと、その場合でも心配しなくてもよいことを保護者や子どもに伝えることにより、冷静に対応することができ、混乱や不安感の増大を防ぐことができる。

事件・事故災害時には、教職員が大きなストレスを受けることが多い。子どもの心の回復には、子どもが安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払うことが、子どもの心のケアにおいても重要となる。このことは、保護者においても同様である。

以上、事件・事故災害時における心のケアの基本的な留意点について述べたが、適切な心のケアの基盤となるのは、「毎日の健康観察」、「メンタルヘルスを担う校内組織体制の構築」、「心のケアに関する教職員等の研修」、「心身の健康に関する支援」、「心身の健康に関する指導」、「医療機関をはじめとする地域の関係機関等との連携」など、平常時からの取組である。さらに、危機管理マニュアルに心のケアを位置付け、実効性のあるマニュアルにするために、定期的に見直しを図ることが大切である。

第2節 事件・事故災害時における心のケアの実践

1 組織的な心のケア対策

子どもの心のケア対策は、教職員の共通理解の下、学校、家庭、地域社会が一体となって支援できる体制を整え、平常時の指導に留意し、事件・事故災害時や事後の対応を適切に行うこ

とが必要である。事件・事故災害時の対応で重要なのは、支援を必要としている子どもを早期に発見し、適時に対応することである。事後の対応では、長期にわたることも考慮しながら、誰が、どこで、どのように（専門家、専門機関等との連携も含めて）対応することが望ましいかについて計画、立案、実施することが大切であり、長期間の持続的な観察とケアを含めた対策が必要である。また、平素から心の健康について発達の段階に応じた指導がされているか、個々の子どもの心をいかに理解しているかが重要である。

2 学校における心のケアの基本的な体制

(1) 学校及び教育委員会の役割

ア 学校

学校は、子どもの心のケアを危機管理の一環としてとらえ、危機管理マニュアルの中に位置付け、教職員がそれぞれの役割を果たすことが必要である。平常時から心のケアを担当している校内組織が円滑に機能していることが、事件・事故災害発生時の迅速な対応につながる。

イ 教育委員会

多くの心のケアに関する情報を平素から収集し、学校等に提供する。また、平素から教職員の研修を実施し、事件・事故災害時に備えておく。また、事件・事故災害発生時に適切に対応できるよう、学校へ専門家を派遣する等の支援体制を平常時から築いておくことが必要である。

(2) 専門家・専門機関等の協力

学校においては、平素から、地域にどのような専門家・専門機関等があるか把握しておき、受診先及び相談機関として協力が得られるような連携を図っておく。

(3) 保護者との連携

学校においては、平素から、保護者と連絡調整しながら、専門家、専門機関等の協力を得ることについて理解や協力が得られるような連携を図っておく。

【心のケアの対応における教職員等の役割】

校長・教頭等の役割のポイント

メンタルヘルスの理解を深め、心の健康問題の対応へのリーダーシップをとる。
メンタルヘルスの理解と対応に関する校内研修を実施する。
教職員や保護者が管理職に相談しやすい、人間関係づくりに努める。
教職員、保護者、学校医等との連携を図り、信頼関係の確立に努める。
養護教諭がその役割を十分果たせるような校務分掌に位置付ける。
校内組織（教育相談部等）が有効に機能できるように体制の整備を図る。
教育委員会や地域の関係機関等と適切な連携が図れるネットワークづくりに努める。

養護教諭の役割のポイント

子どもの心身の健康問題の解決に向けて中核として校長を助け円滑な対応に努める。
学級担任等と連携した組織的な健康観察、健康相談、保健指導を行う。
子どもの心身の健康状態を日頃からの確に把握し、問題の早期発見・早期対応に努める。
子どもが相談しやすい保健室の環境づくりに努める。
子どもの訴えを受け止め、心の安定が図れるように配慮する。
常に情報収集に心がけ、問題の背景要因の把握に努める。
子どもの個別の支援計画の作成に参画し、学校が可能な対応の見立てを明確にする。
校内関係者や関係機関等との連携調整等を行う。
教職員等や地域の医療機関、相談機関等へ必要な情報を提供する。

学級担任等の役割のポイント

メンタルヘルスに関する基本的な知識の習得に努める。
朝の会、授業中、休み時間、給食時間、放課後などで、子どもの表情、身体、言動、態度、人間関係等に現れたサインをきめ細かく観察し、心身の健康問題の早期発見に努める。
問題のある子どもだけでなく、すべての子どもについて理解するよう努める。
先入観にとらわれず、子どもを様々な視点から子どもを見るように心がける。
保護者及び子どもが担任に相談しやすい人間関係づくりに努める。
養護教諭や関係者と連携しながら組織的に対応する。
養護教諭と相互に連携して健康相談、保健指導を行う。

保健主事の役割のポイント

学校保健活動が円滑に行えるように総合的な学校保健計画の策定を行う。
学校保健と学校全体の活動に関する連結調整を行う。
学校、家庭、地域の関係機関等との連携を深めるため、学校保健委員会の活性化を図る。

学校医等の役割のポイント

子どものメンタルヘルスについて医療的な見地から学校を支援する。
学校と地域の医療機関等とのつなぎ役になる。
専門的な立場から健康相談、保健指導を行う。
学校保健委員会に参加し、専門的な立場から指導・助言を行う。

3 平常時の心の健康づくり

子どもに対しては、普段から柔軟な心をもって事件・事故災害時を乗り切ることができるように指導しておくことが大切である。発達の段階に応じ、日常生活において円滑な人間関係のもち方やストレスの対処方法等を指導しながら、心の健康、健康的な人間関係や行動を促進するための基礎を形成することが必要である。また、発達の段階に応じ、子どもに事件・事故災害発生時及びその後の心の変化等について理解させ、それらへの対処方法等についても指導し、子どもたちの心の健康づくりを図っていく必要がある。

子どもの心のケアについては、教職員が子どもの話を十分に聞いてやり、子どもの体験や不安な感情を分かち合って子どもの心に安心感を与えることが重要であり、平素から子どもの心の動きを把握し、気になる子どもに気を配るなどし、日ごろから子どもとの信頼関係を築いておくことが大切である。

4 心の健康状態の把握

事件・事故災害発生時及びその後に、子どもたちの心身の健康状態を把握するには、健康観察、保健調査、保健室来室状況等の情報を相互に関連させ、個々の実態を分析する中で、課題や対応の方法を明らかにする必要がある。また、把握した情報内容によっては、校種間で連絡調整を図ることも考えておかなければならないし、適時に専門家・専門機関への紹介が行えるよう、平素から体制を整えておく必要がある。また、個別及び長期的ケアが必要な子どもを見落としてはならない。

健康観察は、平常時に行っている一般的な身体状況の観察事項の他に、イライラの有無、落ち着きのなさ等を追加して観察する。保健調査は、各学校・地域などの事件・事故災害時の状況に応じて、適切な時期に実施することが望ましい。また、対象者に大きな負担をかけたり、心を傷つけたりすることのないよう、配慮が必要である。

5 子ども心のケアに関する対応の方法

事件・事故災害発生時及びその後は、心の不安からくる様々な行動の変化が現れることに配慮し、子どもの理解の上に立った学級経営の一つとして心のケアに対応する必要がある。教職員は、子どもが気軽に相談できる身近な存在として、平素から信頼関係を深めておくことが大切である。

心のケアの対応の内容や方法は、発達の段階や事件・事故災害の特性、心のケアが必要な症状の軽重等により異なるが、学校種別等に応じた対応の例を次に挙げる。

【学校種別の対応例】

(1) 幼児

- ア やさしい言葉かけを増やして安心させる。
- イ 抱きしめるなど、身体的な接触を十分に行い、安心感を与える。
- ウ 温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する。
- エ 一緒に寝るなどして、不安感を少しでも取り除く。

(2) 小学生

- ア 子どもが言うことによく耳を傾ける。
- イ 甘えたり反抗的になったりしても慌てず、長い目で落ち着きを取り戻し、立ち直っていくのを見守る。また、必ず元の元気な状態に戻ることを話して、安心させる。

- ウ 遊びや身体活動の機会を与える。
- エ できるだけ言葉かけし、手伝い等を通じて触れ合う機会を多くもつ。また、認める、ほめるなどして、自信をもたせる。
- オ 例えば、震災の出来事を放映しているテレビを無理に見せるなど、子どもが嫌がることは無理にさせない。

(3) 中学生

- ア 元の状態に必ず回復することを話し、安心感を与える。
- イ 勉強や手伝いができなくなっても、しばらくの間は静観し、温かく見守る。
- ウ 友人と遊んだり、話し合ったりする機会をつくる。
- エ 家庭や地域の復興作業を手伝うように勧める。
- オ 意欲の低下や反抗的な行動傾向に対して、学校と家庭が連携し長期的展望に立って生活上のアドバイスをする。

(4) 高校生

- ア 勉強や決められた家の仕事ができなくても、一時的に静観し、温かく見守る。
- イ 災害時の体験を、家族や仲間と一緒に語り合い、励まし合う。
- ウ 家庭や地域の復興など、再建活動に積極的に参加させる。
- エ 趣味やスポーツ、社会的活動に積極的に取り組むように言葉かけをする。
- オ アルコールや薬物等への依存が認められたり、うつ的になって自殺をほのめかす場合には、専門家に相談したり、専門機関と連携したりする。

(5) 障害のある児童生徒等

障害の種別や状態に応じて現象や反応が異なるので、訴えを十分に聞くことや症状を注意深く見ることにより実態把握に努めることが大切であり、次のような対応が望まれる。

- ア 周囲の大人(教職員や親)が注意深く観察し、子どもの変化を読み取り、積極的に対応する。
- イ 個別に言葉かけや身体接触の機会を多くもち、自分一人ではないと言って安心感を与える。
- ウ 視覚障害や聴覚障害等のある児童生徒等は、情報の不足による心理的不安があるため十分に情報を伝え、状況を把握させる。
- エ 教職員や友達とのかかわりなどを多くして、心のケアを図る。
- オ 地域社会の人たちとのかかわりなどによって、ストレスを軽減する。
- カ 個々の障害から考えられる不安の要因を取り除くことにより、情緒的な安定を図る。
- キ 地域の行事等に参加し、人とのコミュニケーションを深める。
- ク 本人の訴えに耳を傾け、要求を受け入れる。

第 6 章 組織活動

(空白ページ)

第1節 教職員の役割と校内の協力体制

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通理解の上に立って推進する必要がある。しかし、近年、通学路における犯罪、学校への侵入者など学校の内外において、児童生徒等が犠牲となる事件・事故災害が発生している。また、交通事故や地震・風水害などの自然災害に巻き込まれる事故も引き続き生じている。児童生徒等の安全確保のために学校全体としての取組を一層進めていく必要がある。学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、児童生徒等が安心して学校教育や生活が送れるように環境を整えていく必要がある。

1 校内の協力体制

学校安全の活動を推進するための学校の運営組織では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の面からすべての教職員がそれぞれに役割を分担し、それらを統合することができるようにしなければならない。その際、校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要である。また、各種安全に関する実施計画の策定、学校安全活動の企画・調整・評価について、関係教職員の連携の核となる教職員を校務分掌の中で明らかにし学校安全を推進する体制を整備することも大切である。

また、学校への不審者の侵入事件や地震などの突発的、外因的に発生し、その後の被害の拡大が予想される事件・事故災害の発生時の危機管理については、管理職の下、学校全体で対応に当たる特別な体制をあらかじめ構築しておくことが必要である。各学校においては、緊急時の対処法、情報の連絡・共有、応急手当、報道機関や関係者への適切な情報提供、心のケアなどの必要な方策の具体的内容と実施体制を危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）として定め教職員への周知を徹底していく必要がある。

2 教職員の共通理解と研修

学校安全においては、教職員一人一人が事故防止に対する注意義務を十分に認識し、積極的に安全教育や安全管理にかかわるべきである。また、事件・事故災害発生時には、全教職員が各学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づき、児童生徒等の安全確保及び応急手当等を実施する必要がある。

そのためには、学校安全の中核となる教職員等が安全に関する情報や話題を絶えず提供し、日常的、また、定期的に、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、意図的に話し合いを進めることが大切である。

また、すべての教職員の安全に関する知識・技能を向上させるため、各学校において、学校

安全計画に校内研修等を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが必要である。

研修の例としては、

学期始めや学期末はもちろん、月初めや月末には校内の事故統計、事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報などにより、各学校の安全に関する問題の所在を話し合い、安全な環境の整備など具体的な解決策を講じること

危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)に基づく様々なケースに対応した防災避難訓練・防犯避難訓練等の計画・実施に関すること

A E Dを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること

心のケアなどに関すること

児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置付け、教育内容、教材等に関する共通理解を図ること

などが考えられる。

第2節 家庭、PTA との連携

児童生徒等の安全を確保するため、各学校の学校安全の方針や活動、児童生徒等の状況などについて保護者に説明し理解や協力を求めたり、保護者の学校運営などに対する意見を的確に把握し、各学校の学校安全活動に生かしたりすることが大切である。その際、家庭が担うべきものや担った方がよいものは家庭が担うよう促していくなど、相互の意思疎通を十分に図ることが必要である。また、児童生徒等の事件・事故災害は、学校内だけでなく、校外の生活で起こるものも少なくない。PTA 活動を通じて、教職員と保護者が協力して事故防止や安全にとって望ましい行動の育成に当たることが大切である。

1 家庭との連携

学校では、児童生徒等が発達の段階に応じて危険予測・危険回避できるよう指導していることや学校、家庭及び地域社会の安全に進んで貢献できるよう指導していることを家庭に知らせ、家庭でも同じような指導が行われるよう働きかけていくことが肝要である。

学校の意図をよく家庭に普及するための機会や方法は、学校によって多様であるが、次のような事柄が例として考えられる。

- (1) 家庭訪問や各種の会合(授業参観、保護者懇談会)、地域学校安全委員会などの機会を利用して保護者へ情報を提供する。
- (2) 学校安全の趣旨を学校通信や学年・学級新聞等により保護者に周知する。

- (3) アンケート調査等により、事故の実態や原因を明らかにするとともに、特に児童生徒等の行動特性の例やその誘因等について情報を提供し、家庭でも児童生徒等の情緒の安定を図ったり、望ましい習慣を身に付けられるようにしたりする。

2 PTA との協力

PTA活動として、次のような事柄が例として考えられる。

- (1) 校内外の安全点検や校内の不審者等の侵入防止対策への参加
- (2) PTA 広報誌やステッカー、標語ポスターなどの活用による安全思想の普及・啓発
- (3) 家庭教育を担当している組織の主催による研修会への参加やPTA 主催の研修会の実施
- (4) 水の事故につながりそうな河川やため池等の危険区域、交通事故発生などの危険箇所の明示（地図の配布、標識の設置等）
- (5) 道路の横断や自転車の利用上の安全についての交通安全パトロール等の実施
- (6) 通学路や遊び場など、誘拐や傷害などの犯罪が起こりやすい場所での巡回と注意の喚起
- (7) 地域での犯罪被害の防止のための、「こども110番の家」を周知する等の活動の促進
- (8) 予想される集中豪雨や台風などの自然災害へ対応するための連絡体制の確立
- (9) 災害発生時の連絡体制の確立や児童生徒等の保護者への引渡しについての了解
- (10) 避難用具、避難場所の確認や避難方法の話合い及び練習の促進等に関する啓発
- (11) 学校における安全管理への保護者の積極的な参加（不審者対応パトロールなど）

第3節 地域社会や地域関係機関・団体との連携

1 地域関係機関・団体との連携

学校における安全教育、安全管理を効果的に進めるためには、地域関係機関・団体との連携を、普段から深めておくことが大切である。

学校安全活動の推進に効果的な連携先及び留意事項は、次のとおりである。

(1) 安全指導

交通安全指導・防犯指導

ア 各地域の警察署

イ 自治体や民間の関係団体

ウ 保護者や地域の方々に組織する団体

【留意事項】

警察等による専門的指導は、児童生徒等にとっても緊張感があることから、大きな効果が見込まれる。また、安全教室（交通安全・防犯）等の機会に、地域の協力者の参加を得

て、顔合わせをしておくことは、安全管理の面からも大切である。

防災

ア 各地域の消防署・市町村の防災担当部局

イ 自治体等の関係団体

ウ 防災ボランティアや消防団など地域の方々に組織する団体

【留意事項】

消防署による専門的指導や、防災担当部局の担当者による災害情報は、実際の災害状況や対処法を知るよい機会であり有効である。また、各学校近隣の自治会等近隣住民の参加が可能であれば、地域としての災害に対する対応力の向上が見込まれる。

避難訓練

ア 各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）

イ 自治体等の関係団体

ウ 近隣の学校等

【留意事項】

学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に沿って実施する避難訓練では、専門家の評価により、訓練の検証・危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の点検、改善につながる。大規模な自然災害等、事件や事故の場合には、近隣の学校と協力することが必要になることも想定し、連携した訓練も考えられる。

近隣住民にも訓練に参加する機会を設けることは、避難所となった場合の学校の体制が理解され、いざというときの混乱を最小限にする上で有効である。

（2）安全確保

登下校時

ア 各地域の警察署・都道府県や市町村の関係部局

イ スクールガード・リーダーやボランティア、保護者等の協力団体

ウ 近隣の学校等

【留意点】

通学路の設定、通学路の交通安全施設等の設置や維持補修及び危険箇所の改良、交通規制、犯罪被害防止、野犬等その他登下校時の安全確保について警察、道路管理者、地域関係団体、近隣学校等と連絡をとり、協力を得る必要がある。また、地震、津波、火山活動や風水害、豪雪などの際の道路・交通状況などについての情報の把握や安全確保について、警察署、消防署などの関係機関・団体の協力を得ることも必要である。

校外で学校行事を行う場合

ア 実施先の各警察署

イ 実施先の各市町村関係部局

ウ 保護者等の協力者

【留意事項】

遠足・修学旅行・持久走大会等の校外での学校行事については、実施計画作成にあたり、上記連携先に相談し、安全確保について協力を得ることが必要である。行事によっては各種届けが必要な場合もあるので確認すること。

事件・事故災害発生時

- ア 各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）
- イ 近隣の学校等

【留意事項】

各学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を見直す際、関係機関にも相談し、連絡体制や避難経路、避難場所の確保等について確認し、災害発生時に備えることが必要である。

学校が避難所（避難場所）となった場合

- ア 各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）
- イ 自治体等の関係団体

【留意事項】

学校が避難所（避難場所）となった場合の対応について、各市町村の防災担当者と打ち合わせが必要である。また、避難所として利用する自治会等の長とも連携し、自主的な運営体制が構築されることが、児童生徒等の安全確保にも有効である。

2 地域に根ざした安全教育と地域の組織など関係機関・団体との連携

学校安全活動の活性化と充実を図るためには、学校安全活動に関連する人的資源、教材学習の場などを、家庭や地域社会に積極的に求めていく必要がある。その内容や方法は、学校や地域の実態に応じて選択、工夫されなければならない。

- (1) 学校で行う安全教育や訓練に、警察署・消防署等専門家の指導を活用する。
- (2) 地域にある安全に関する施設（防災館等）を教材として活用する。
- (3) 地域の地形・地質・過去の災害・環境等を教材として活用する。
- (4) 地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり、体験したりする学習活動を計画実施する。
- (5) 地域で開催される安全に関する行事に参加するなどして、自らの安全を確保する能力や地域の方々等との助け合いの精神を育てる。

第4節 地域学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動

1 地域学校安全委員会とは

平成20年1月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について」では、「PTA、地域のボランティア、自治会、警察などの関係機関と学校が同じテーブルにつき、意見交換や調整を行う連絡会議（「地域学校安全委員会」（仮称）等）を開催することが極めて重要である。」としている。

「地域学校安全委員会」の目的は、日ごろから関係者が連携を深め、児童生徒の安全確保が円滑に行えるようにすることであり、その目的から「学校と関係機関等が意見交換や調整を行う連絡会議」と位置づけられる。

2 地域学校安全委員会の効果

地域学校安全委員会の効果は、次のことが考えられる。

- (1) 校長・副校長・教頭・学校安全担当者等が地域との連絡の窓口として周知される。
- (2) 地域や関係機関の担当者が、学校関係者に周知される。
- (3) 学校の取組や体制、児童生徒等の状況について情報を共有することでネットワークが構築され、お互いが迅速に対応できる。

3 地域学校安全委員会の設置方法等

「地域学校安全委員会」については、各学校がそれぞれに設置する場合のほか、学校や地域の実情に応じて、複数の学校が連携した単位や、市区町村単位での設置も考えられる。

また、関係者の負担軽減等を考えると、新規に委員会を招集するのではなく、学校の規模や地域の実情に合わせて、学警連等の既存の組織をうまく活用することも可能である。

さらに、効果的な運用としては、必要に応じて基本の構成員に出席者を加え、拡大委員会の形式で開催するなどの方法が可能である。

4 地域学校安全委員会の構成

各学校や地域の状況に合わせて構成されるが、基本的な構成員の例を挙げる。

(1) 学校教職員

校長、副校長、教頭、学校安全担当（安全に関する校務分掌の担当）

(2) 保護者

PTA 会長等役員、関係担当者

(3) 関係機関・関係団体等

警察署、消防署、市区町村の関係部局、町会、スクールガード・リーダー、ボランティア団体、交通安全指導員・子ども110番の家等の協力者

(4) その他

その他、各学校が必要と認める者

5 効果的な活動例

- (1) 年度当初に委員会を開催し、その年度の組織体制や活動内容について情報交換を行う。
- (2) 基本的な開催計画を立てる(学期1回等)。また、必要に応じて臨時的に開催する。
- (3) 委員会の内容や公開できる情報については、広報誌や学校だより、ホームページ等を活用するなど、個人情報の取り扱いについて厳重に配慮し、多くの人が共有できるようにする。

資 料

(空白ページ)

【 資 料 】

学校安全計画（例）	9 6
学校安全に関する基本的指導事項	1 0 6
学校行事における安全上の配慮事項	1 0 9
学校における転落事故防止のために	1 1 2
安全点検実施要領（例）	1 1 3
安全点検表（例）	1 1 4
学校保健安全法（抄）	1 1 7
学校保健安全法施行規則（抄）	1 1 8
幼稚園教育要領（抄）	1 1 9
小学校 学習指導要領（抄）	1 2 0
中学校 学習指導要領（抄）	1 2 5
高等学校 学習指導要領（抄）	1 2 9
特別支援学校 学習指導要領（抄）	1 3 4
子ども110番の家 活動マニュアル	1 3 7
文部科学省「防犯のしおり」	1 4 0
石川県警察IP防犯ネットワーク	1 4 2
救急事例の取り扱い	1 4 3
児童生徒の事故ならびに非行問題行動等の報告について	1 4 4
緊急地震速報利用の心得	1 4 6
警察署 一覧	1 4 7
関係機関 一覧	1 4 8
一次救命処置の手順	1 5 2
心肺蘇生法の手順	1 5 3

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

学校安全計画例（幼稚園）

月	4	5	6	7・8	9	
安全	生活安全	<ul style="list-style-type: none"> ○園内の安全な生活の仕方 ・登降園の仕方 ・遊びの場や遊具（固定遊具を含む）、用具の使い方 ・小動物のかかわり方 ・困ったときの対応の仕方 ※5歳児：新しく使える遊具や用具、場所の使い方 ○子ども110番の家 ○園外保育での安全な歩き方 ・並ぶ、間隔を空けない等 	<ul style="list-style-type: none"> ○園内の安全な生活の仕方 ・生活や遊びの中で必要な道具や用具の使い方（いす、はさみ、箸等） ・小動物の世話の仕方 ・通園バスの乗り降りの仕方や待ち方の約束を知る ○集団で行動するときの約束 ・一人で行動しない 	<ul style="list-style-type: none"> ○雨の日の安全な生活の仕方 ・雨具の扱い方、始末の仕方 ・廊下、室内は走らない ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○家に帰ってから ・知らない人についていけない 「いかのおすし」の約束を知る ○乗り物に関する約束 ・車中での過ごし方 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏季休業中の生活について安全で楽しい過ごし方 ・花火の遊び方 ・外出時の約束 ・一人で遊ばない ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活のリズムを整え、楽しく安全な生活 ・登降園時の約束、遊具・用具、固定遊具の安全な使い方 ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○戸外で体を十分動かして遊ぶ ○集団で行動するときの約束 ・集合の合図・友達との歩行
	交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な登降園の仕方 ・初歩的な交通安全の約束 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の安全な歩き方 ・標識、標示（とまれ等）の意味 ・安全確認（左右を見る）の仕方 ※5歳児：交通公園で体験を通しての安全指導（信号の見方） ○親子路上安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○雨の日の安全な歩行の仕方 ・傘の持ち方 ○園外保育での安全な歩き方 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全に関する約束を再確認 ・飛び出し ・道路では遊ばない ・自転車に乗るときの約束（保護者の付き添い） ・自動車の前後の横断 	<ul style="list-style-type: none"> ※4歳児：園外保育（交通公園）を利用、信号の見方 ○遠足・園外保育での交通安全 ・道の端を歩く ・ふざけながら歩かない
	災害安全	<ul style="list-style-type: none"> ○避難（防災）訓練の意味や必要性 ○避難の仕方 ・避難訓練の合図（サイレン、放送等） ・「おかしも」の約束 ・防災頭巾のかぶり方 	<ul style="list-style-type: none"> 〈火災：サイレン、放送で伝達〉 ※3・4歳児：集合場面 ・火災時は靴を履きかえない ※5歳児：自由に活動している場面 ・教職員の指示を聞いての避難 ○消防署の指導による煙体験（姿勢を低く保つ） ○光化学スモッグに対する注意事項 	<ul style="list-style-type: none"> 〈地震：サイレン、放送で伝達〉 ○地震のときの避難の仕方 ・机の下に潜る ・避難時は靴を履く ○園庭にて保護者への引渡し訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 〈火災：火災報知機・放送にて伝達〉 ○放送・教職員の指示を聞き、避難 ・非常用滑り台で避難 ・ハンカチを鼻、口に当てる ・持っているものは置いて避難 	<ul style="list-style-type: none"> 〈地震・警戒宣言発令〉 ○大地震が起きたときの避難の仕方 ・保育室にて保護者への引渡し訓練（保護者は徒歩）
	行事	入園式	園外保育・遠足	園外保育・遠足 プール開き	終業式 夏季休業日	始業式、プール納め 園外保育・遠足
	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○安全点検表の作成 ○園内外の環境の点検、整備、清掃 ○保育室の遊具、用具の点検、整備、清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ○園外保育・遠足等の目的地的実地踏査 ○消防署の指導により教職員の通報訓練、初期消火訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児の動線を考え、室内での安全な遊びの場づくりの工夫 ○プールの清掃、水遊びの遊具、用具の安全点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏季休業中は園舎内外の施設、設備の見回り ○新学期が始まる前に、保育室内外の清掃、遊具、用具の安全点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○使い慣れた遊具、場所の安全指導の徹底 ○危険な行動に対する、教職員同士の共通理解、指導の徹底
組織活動（研修含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで ・園生活を安全に過ごすためのきまり、約束を連絡（登降園の仕方、園児引渡しの仕方、出欠の連絡、けが、病気に関する連絡方法、災害時の対応） ・通園状況の把握 ・緊急家庭連絡網の作成 ○春の交通安全運動 ○遊具の安全点検の仕方について研修をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで ・定期健康診断の結果連絡、健康で安全な生活についての意識の高揚 ・緊急家庭連絡網を使い、電話連絡の練習 ・路上での実際指導 ・光化学スモッグ警報発令時の対応の仕方連絡 ○心肺蘇生法（AED含む）の研修をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで ・水遊びのための健康管理 ・夏の生活に必要な安全（雨天時の歩行、登降園時に親子で注意、熱中症への配慮） ○幼児の交通事故の現状について警察署からの話を聞く 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで ・警察署より交通安全及び防犯（誘拐）について講話 ・夏季休業中の過ごし方（健康生活、落雷、台風などの気象災害への配慮事項の確認） ・地域が行っている防犯パトロールについての情報交換 ○不審者との具体的な対応の仕方やいろいろな道具の使い方について、警察署から実際指導を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで ・通園路を見直し、安全な通路、危険な場所の確認 ・生活リズムの調整、体調への十分な配慮を依頼 ・警戒宣言発令時の避難行動、引取り訓練 ○秋の交通安全運動 	

10	11	12	1	2・3
<ul style="list-style-type: none"> ○様々な遊具の安全な使い方、遊び方 ・ボール（ける、投げる等）の遊び方 ・縄跳びの縄の扱い ※5歳児：後に使う人の安全を考えた片付け方 ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な遊具や用具の安全な使い方、片付け方 ・目打ち、段ボールカッター等 ○不審者対応 ・不審者が園に侵入したときの避難の仕方 ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○体を動かして遊ぶ・室内にこもらず、戸外で遊ぶ ○危険につながる服装 ○冬の健康な遊び方、安全な行動の仕方 ○誘拐の防止 ○暖房機の危険性、安全に関する約束 	<ul style="list-style-type: none"> ○進んで体を動かし、安全で活発な行動 ・室内にこもらず、戸外で活動 ○園生活に必要な約束やきまりを自分から気付き、守る ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の身の回りの安全に自ら気付き、判断し行動する。 ・担任以外の教職員の指示 ○異年齢の交流場面での安全に関する自主的な約束の確認 ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方
<ul style="list-style-type: none"> ○信号の正しい見方 ・点滅しているときの判断の仕方、適切な行動 ○警察の指導による交通安全 ・安全な登降園の仕方、自転車の乗り降りの仕方、道路の渡り方 ○バスの中の安全な過ごし方 	<ul style="list-style-type: none"> ○登降園時、園外保育の交通ルールを自分から気を付け、守る ・自分の耳と目で確かめる習慣 ○電車の乗り降り、車中の安全な過ごし方 ○子ども路上歩行訓練園のまわりの道路を子どもだけで歩く 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な状況、場面での交通ルール ・道路の横断 ・駐車中の自動車の前後の横断 ・信号が点滅している時の行動の仕方など 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な状況、場面で、自分で判断する ・自分の耳と目で確かめる習慣 ・交通量の多い道路での歩行、横断 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全のために、自分で判断して行動する ・降園後の生活 ※5歳児：小学校付近の道路の危険な場所、安全な歩行の仕方
<p>〈火災：肉声で通報〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「火事だ」の声による通知、速やかな避難行動 ・周囲の状況、そばにいる教職員の指示 ・第二次避難場所まで避難 	<p>〈地震：サイレン、放送で伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大きな揺れが続いているとき ・頭を守る、危険のない場所 ・指示があるまで動かない等 ※5歳児：起震車により大地震の揺れを体験、地震のときの基本動作（親子で体験） 	<p>〈地震、火災発生：サイレン、放送で伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三次避難場所へ避難 ・防災頭巾をかぶっての安全な歩行 	<p>〈火災：予告なし〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周囲の状況、放送やそばにいる教職員の指示 ○消防署から指導 ・火災の怖さ、火事発見時の適切な行動 	<p>〈地震・火災：予告なし〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大きな揺れが続いているときの自分の身の守り方
<p>運動会園外保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠足（バス） 	<p>園外保育・遠足</p>	<p>終業式 冬季休業日</p>	<p>始業式 園外保育（風上げ）</p>	<p>終業式</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○戸外での遊び、遊びの場、幼児の遊びの動線への配慮 ○園外保育を利用し、信号機の見方、道路の歩き方等の体験的な指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○電車を使つての遠足では、使用する駅のホームの状況も含めて遠足の実地踏査 	<ul style="list-style-type: none"> ○暖房設備の点検、使用するための準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○室内での遊び、狭い遊び場での安全管理・教職員同士の連携・調整 ○暖房の温度、室内の換気に留意 ○戸外での遊びの奨励 ○教職員の消火訓練（消防署の指導） ○積雪時の園庭、園舎の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○1年間の安全点検の評価・反省 ○次年度の防災組織等の再編成
<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで ・戸外での活動、徒歩での通園などへの協力依頼（ノ－自転車デー） ・警察の指導により、登降園の様子、幼児が自分で判断し、安全な歩行の仕方を身に付けるための指導協力 ・消防署から消火、通報訓練を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで ・消防署の指導（起震車で地震体験、家庭で地震が起こった場合の対処の仕方） ・子ども路上歩行訓練時の安全確保の協力 ○不審者への対応について実技研修をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで ・冬休み中の健康で安全な生活について園だより等で周知 ・年末年始の地域の防犯、防災活動に関心をもち、幼児に伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで ・登降園時の安全、大地震発生時の避難場所、連絡方法などを再確認 ・降雪時の登降園時の歩行、身支度などへの配慮について連絡と協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで ・就学に向けての心構え（危険な道路、場所を教える等） ・春休み中の生活について、園だより等で連絡 ○園内事故等発生状況と安全措置に関する研修

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

学校安全計画例 (小学校)

※学級活動の欄

◎…1単位時間程度の指導

●…短い時間の指導

項目	月	4	5	6	7・8	9	
月の重点		通学路正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時の安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動をしよう	
道徳		規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実	
安全学	生活	・地域巡り時の交通安全 ・安全な登下校 ・遊具の正しい使い方	・野外観察の交通安全 ・移植ベラ、スコップの使い方	・公園までの安全確認	・虫探し・お店探検時の交通安全	・はさみの使い方	
	理科	・野外観察の交通安全 ・アルコールランプ、虫めがね、移植ごての使い方	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方	
	図工	・はさみ、カッター、ナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・写生場所の安全 ・コンパスの安全な使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、釘抜き の使い方	・木槌、ゴム、糸のこぎり、ニス の使い方	・作品の安全な操作	
	家庭	・針、はさみの使い方	・アイロンのかけ方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装	
	習	・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全		・鉄棒運動の安全	
	総合的な学習の時間	「○○大好き～町たんけん」(3年)「交通安全ポスターづくり」(4年)					
教育指導	安全生活	低学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な給食配膳 ●子ども110番の家の場所	●休み時間の約束 ◎防犯避難訓練の参加の仕方 ●遠足時の安全 ●運動時の約束	●雨天時の約束 ◎プールの約束 ●誘拐から身を守る	●夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●運動時の約束
		中学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な清掃活動 ●誘拐の起こる場所	●休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積極的な参加 ●遠足時の安全 ●運動時の約束 ◎防犯教室(3年生)	●雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方 ●防犯にかかわる人たち	●夏休みの安全な過ごし方 ●自転車乗車時のきまり ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●運動時の安全な服装
		高学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な委員会活動 ●交通事故から身を守る ◎身の回りの犯罪	●休み時間の事故とけが ◎防犯避難訓練の意義 ●交通機関利用時の安全 ●運動時の事故とけが	●雨天時の事故とけが ◎救急法と着衣泳 ●自分自身で身を守る ◎防犯教室(4、5、6年生)	●夏休みの事故と防止策 ●自転車の点検と整備の仕方 ●落雷の危険	◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ●運動時の事故とけが
	児童会等	・新1年生を迎える会 ・クラブ活動・委員会活動開始			・児童集会		
	主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・交通安全運動	・運動会・遠足 ・防犯避難訓練	・自然教室 ・プール開き		・防災引き取り訓練 ・交通安全運動 ・防災避難訓練(地震)	
	安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方	・安全のきまりの設定	・プールでの安全のきまりの確認 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方	・校庭や屋上での安全な過ごし方
対物管理		・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認(点検方法等研修含む)	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備	
学校安全に関する組織活動	研修	・登下校時、春の交通安全運動期間の教職員・保護者の街頭指導	・校外における児童の安全行動把握、情報交換	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検	・地域パトロール	・登下校時、秋の交通安全運動期間の教職員・保護者の街頭指導 地域パトロール	
	研修	・遊具等の安全点検方法等に関する研修 ・通学路の状況と安全指導に関する研修	・熱中症予防に関する研修	・防犯に関する研修(緊急時の校内連絡体制、マニュアルの点検) ・心肺蘇生法(AED)研修(PTA含む)		・防災に関する研修(訓練時)	

10	11	12	1	2	3
乗り物の乗り降りに気をつけよう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう
思いやり親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度節制	愛校心
・たけひご、つまようじ、きりの使い方	・郵便局見学時の安全	・はさみ、ステープラーの使い方	・はさみの使い方	・昔遊びの安全な行い方	・移植ごての使い方
・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・スコープ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方
・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・水性ニスの取扱い方	・竹ひご、細木の使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、釘抜きの使い方	・木槌、ゴム、糸のこぎり、ニスの使い方	・作品の安全な操作
・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装
・用具操作の安全	・けがの防止（保健）	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全
「安全マップづくり」(5年)「社会の一員として活動しよう」(6年)					
◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ●廊下の安全な歩行の仕方	◎誘拐防止教室 ●安全な登下校	●安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おかしも」の約束 ●危ないものを見つけたとき	◎身近な道路標識 ●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがをしないために
◎車内での安全な過ごし方 ●校庭・遊具の安全な遊び方	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●安全な登下校	◎冬休みの安全な過ごし方 ●凍結路の安全な歩き方	◎「おかしも」の約束 ◎安全な身支度	◎自転車に関係のある道路標識 ●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがをしやすい時間と場所
◎乗車時の事故とけが ●校庭・遊具の安全点検	◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ●安全な登下校	◎冬休み中の事故やけが ●凍結路の安全な歩き方	◎災害時の携行品 ●安全な身支度、衣服の調節	◎交通ルール ●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
		・児童集会			
・地区別運動会 ・収穫祭と子ども祭り	・修学旅行 ・防災避難訓練(火災)			・学校安全集会	・卒業式
・校外学習時の道路の歩き方 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・1年間の評価と反省
・駅・バス停周辺の安全確認	・通学路の確認	・校内危険箇所の点検	・防災用具の点検・整備	・学区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の評価・反省
・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域教育会議	・年末年始の交通安全運動の啓発	・地域パトロール	・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域ぐるみの学校安全推進委員会
	・防災に関する研修(訓練時)	・応急手当(止血等)			・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

学校安全計画例 (中学校)

※学級活動の欄

◎…1単位時間程度の指導

●…短い時間の指導

項目		月	4	5	6	7・8	9	
月の重点			安全な登下校をしよう	体育祭を安全にやりぬこう	梅雨期を安全に過ごそう	健康と安全について気をつけよう	災害に備えた生活をしよう	
道徳			生命の尊さ	集団の意義	自主自律	法の遵守	奉仕	
安全学	習	社会	・世界と比べた日本の地域的特色 (自然災害と防災への努力)					
		理科	・理科室における一般的注意 ・実験時の危険防止とふさわしい服装	・薬品やガラス器具の使い方 ・加熱器具の使い方 ・備品の点検整備		薬品検査	・自主研究の実験場の注意 ・電気についての知識	
		美術	・美術室における一般的注意	・備品の点検整備	・彫刻刀の正しい使い方	・ニードル等の道具の使用の注意 ・備品検査	・版画用プレス機の使い方	
		体育分野	・集団行動様式の徹底 ・施設や用具の使い方	・自己の体力を知る ・集団行動と協力性 ・備品の点検整備 ・新体力テストの行いと測定の仕事	・水泳の事故防止について(自己健康管理)		・陸上運動の適切な場所の使い方と測定の仕方	
		保健分野	・心身の機能の発達と心の健康 (1年)	・傷害の防止 (2年)		・生活行動・生活習慣と健康 (3年)	・自然災害 (全学年)	
		技術・家庭	・施設・設備の使用上の注意 ・作業場所の確保と危険回避 ※「栽培」を行う場合は、農業の扱いに注意する。	・金属材料の性質と切断 ・日常での木製品の利用 ・ガスコンロの使い方 ・換気について ・ゴム管の点検	・工作加工機械や工具の安全や点検	・切断切削加工時の安全 ・備品の点検整備	・工作機械の安全な利用 ・電気の安全な利用 ・食生活と健康	
		総合的な学習の時間	〈活動例〉「わが町の交通安全対策調べ」「学区安全マップづくり」「災害と町づくり」など					
教育	安全指導	学級	第1学年	●中学生になって ●通学路の確認 ●部活動での安全 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	●体育祭の取組と安全 ◎災害時の安全な避難の仕方と日常の備え ●清掃方法を確認しよう	●雨天時の校舎内での過ごし方 ●校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	●落雷の危険や風水害 ●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全 (防犯)	◎地震の危険 ●市総合体育大会と安全
		第2学年	●通学路の確認 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	●体育祭の取組と安全 ◎交通事故防止を考えよう	●雨天時の校舎内での過ごし方 ◎水泳、水の事故と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全 (防犯) ●中体連大会と安全	◎地震の危険と避難 ●市総合体育大会と安全	
		第3学年	◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ●登下校の安全 ●自分でできる安全点検	●体育祭準備 ◎心の安定と事故	◎水泳、水の事故と安全 ◎修学旅行と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全 (防犯) ●中体連大会と安全	◎地震の危険と避難 ●市総合体育大会と安全	
		生徒会活動	・部活動紹介	・体育祭 ・校内安全点検活動	・生徒会総会 ・中体連壮行会	・球技大会		
		主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・学校説明会 ・交通安全運動	・新体力テスト ・体育祭 ・防災避難訓練	・修学旅行 ・防災避難訓練(火災) ・心肺蘇生法講習会 ・合唱コンクール	・夏の交通安全運動	・防災避難訓練(地震) ・秋の交通安全運動	
		部活動	・活動ガイダンス ・練習の進め方指導	・部活動保護者会	・熱中症予防指導			
安全管理	対人管理	・通学方法の決定 ・安全のきまりの設定	・身体の安全について及びけがの予防	・校舎内の安全な過ごし方 ・プールにおける安全管理について	・自分でできる点検ポイントについて ・救急体制の見直し ・夏季休業中の部活動での安全と対応	・身体の安全について及びけがの予防		
	対物管理	・通学路の確認 ・安全点検年間計画の確認 (点検方法等研修含む)	・運動場など校舎外の整備	・学校環境の安全点検及び整備 (階段・廊下・プール)	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・諸設備の点検及び整備		
学校安全に関する組織活動 (研修含む)		・春の交通安全運動期間の啓発活動 ・教職員・保護者の街頭指導 ・危機管理体制に関する研修	・校外における生徒の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修	・地域学校安全委員会 (学校保健委員会) ・学区危険箇所点検 ・心肺蘇生法 (AED) 研修	・地域パトロール ・学校が避難所になった場合の市職員や自主防災組織との話し合い ・防犯に関する研修 (マニュアルの確認等)	・防災の日 ・秋の交通安全運動の啓発と街頭指導 ・防災に関する研修 (避難訓練)		

10	11	12	1	2	3
交通法規を理解し守ろう	危険を予測し、安全な生活をしよう	自ら健康を維持していこう	事故災害から身を守り、適切な行動をしよう	事故の原因について学ぼう	安全な生活ができるようにしよう
友情の尊さ	社会連帯	郷土愛	人間愛	生命の尊重	社会への奉仕
・日本の諸地域（地域の自然災害に応じた防災対策）			・地域観察時の安全		
・電気器具の使い方	・力学関係の実験器具の使い方	・薬品検査 ・理科室と準備室の整備	・地震発生メカニズムと震度 ・火山活動の様式とマグマの性質	・天気の変化 ・日本の気象	・自然の恵みと災害 ・備品点検、薬品点検（台帳管理）
・小型ナイフの使い方	・打ち出し用具の使い方	・塗装の際の一般的注意	・カッター、はさみ、コンパス等の使用上の注意	・絵の具、用具の保管や管理の指導	・教室での一般的諸注意 ・器具、用具の点検
・器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方	・長距離走における健康状態の把握と個人の体力にあったペース配分	・武道における場所、用具の適切な使い方と手入れ（禁じ技など）	・サッカーにおける適切な用具、場所の使い方（ゴールの運搬や固定の仕方等）、ルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・バスケットボールにおける適切な用具、場所の使い方、ルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・器具用具の点検 ・備品整理
・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康（3年）			・感染症の予防（3年）		
・塗装時の喚起や火気	・暖房と換気について ・床に落ちているものの危険性	・電気器具の取り扱い ・家庭電気の安全な利用	・電子機器の利用と安全 ・ほんだ付けによる火傷の注意	・加熱と漏電 ・電気製品製作上の安全配慮 ・備品検査	・器具点検整備 ・備品検査（台帳管理）
・器具点検整備 ・備品検査（台帳管理）	・幼児や高齢者等との交流についての一般的な注意	・衣服製作についての一般的注意 ・備品の点検整備	・アイロン、ミシンの適切な使い方	・備品の点検整備	・備品検査
◎文化祭の準備と安全 ◎交通法規の意義と安全	◎自分の健康チェック（・持久走大会と安全）	◎冬休みの生活設計と安全 ◎火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎自転車の安全で正しい乗り方 ◎交通事故の加害と被害 ◎ボランティア活動の意義の理解と参加	◎施設の安全な利用 ◎降雪時の安全 ◎けがの発生状況とその防止	◎1年間の反省 ◎球技大会や3年生を送る会での安全
◎部活動の安全とリーダーの役割 ◎文化祭の準備と安全	◎自分の健康チェック（・持久走大会と安全）	◎冬休みの生活設計と安全 ◎火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎交通事故の加害と被害 ◎ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ◎けがの発生状況とその防止	◎1年間の反省 ◎球技大会や3年生を送る会での安全
◎交通事故の原因と事故の特性	◎自分の健康チェック（・持久走大会と安全）	◎冬休みの生活設計と安全 ◎火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎交通事故の加害と被害 ◎ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ◎けがの発生状況とその防止	◎1年間の反省 ◎球技大会や3年生を送る会での安全 ◎学校、教室環境の整備修繕（奉仕活動）
・文化祭 ・市総体壮行会 ・文化祭	・市駅伝大会壮行会 ・持久走大会		・ボランティア活動などの社会参加 ・防災訓練と防災学習	・生徒会総会 ・自然教室	・球技大会 ・3年生を送る会 ・卒業式
		・冬季に多い傷害予防指導			
・文化祭の準備と安全	・携帯電話・パソコンの安全な使い方	・避難時の約束について	・自転車の正しい乗り方と危険防止	・施設・設備等の安全な使い方について	・1年間の人的管理の評価と反省
・学校環境の安全点検及び整備（体育館）	・避難経路の確認 ・防火設備、用具の点検整備	・避難所として開放する場所の点検	・学校環境の安全点検及び整備（通学路）	・学校環境の安全点検及び整備（備品）	・1年間の学校環境安全点検の評価と反省
・地域学校安全委員会（学校保健委員会） ・校内の点検	・通学路点検 ・自転車の安全な利用に関する研修（指導方法）	・地域防災訓練の啓発 ・年末年始の交通安全運動の啓発	・阪神・淡路大震災（17日）の想起と防災の啓発活動 ・応急手当と緊急時校内連絡体制	・地域学校安全委員会（学校保健委員会）	・地域交通安全パトロール ・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

学校安全計画例 (高等学校)

※ホームルーム活動の欄

◎…1 単位時間程度の指導

●…短い時間の指導

項目		4	5	6	7・8	9
		安全な通学	学校生活での安全	梅雨期の健康安全	野外活動での安全	学校行事での安全
安 全 学 習	地理歴史・公民	・(現) 青年期の課題	・(地) 世界の地形・気候	・(現) 現代社会の特質	・(現) 都市問題	
	理科	・実験器具等の安全な扱い方 ・施設・設備・薬品管理等の点検	・観察、実験における一般的な注意及び危険防止の注意	・(物) 摩擦力、運動量、円運動等による車の安全運転の理解	・(物) 衝突・運動エネルギー及びエネルギー保存法則による車の衝突の理解	・(化) 物質と人間生活(身近にある化学物質の性質の正しい理解)
	保健体育	・体育施設・用具の安全点検	・(保) 交通安全	・雨季の体育館、グラウンド使用(転倒防止) ・(保) 応急手当	・水泳の安全 ・熱中症の予防 ・野外活動と安全 ・体育施設・用具の安全点検	・体育施設・用具の安全点検
	実験・実習を伴う科目	施設器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備熱源・電気器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備				
	総合的な学習の時間	〈学習活動例〉テーマ「地域の安全と防災」 ○防災ホームページの閲覧、災害の種類と対応(防災壁新聞・ポスター・パンフレット作成)、阪神淡路大震災について、学習のまとめ				
全 教 育	1 年ホームルーム活動	◎高校に入学して ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎交通安全への参加 ●部活動や休憩時の安全 ●自転車の構造と点検整備	◎通学路に潜む危険 ◎地震と安全 ●雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害対策 ◎歩行者の安全と交通環境 ●通学路の安全
	2 年ホームルーム活動	◎2年生になって ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎高校生の心理や行動と事故の特徴 ●部活動と健康管理 ●自転車の安全な利用	◎地震と安全 ●雨の日と安全行動	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害対策 ◎交差点に潜む危険 ●通学路の安全
	3 年ホームルーム活動	◎3年生になって ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎幼児・高齢者・障害のある人の心理と行動 ●安全意識と行動 ●自転車の安全な利用	◎運転者の心理と行動特性 ◎地震と安全 ●雨の日と安全行動	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害対策 ◎交通事故の対応と応急手当 ●通学路の安全
	主な学校行事	・入学式 ・始業式 ・春の交通安全指導 ・定期健康診断 ・歓迎遠足 ・1年生(オリエンテーション) ・部活動年間計画作成	・学校保健安全委員会 ・遠足安全指導 ・救急法講習会 ・交通安全教室 ・3年生(生徒指導集会) ・高校総体壮行会	・防災避難訓練「火災」 ・高校総体 ・保健委員会 ・2年生(生徒指導集会)	・終業式 ・防犯避難訓練(防犯教室も実施) ・夏休みの諸注意	・始業式 ・防犯避難訓練「地震」 ・文化祭 ・文化祭実行委員会
	個別指導	・自転車、バイク通学許可 ・校門立番指導	・自転車、バイクの点検	・健康診断結果の指導	・校外指導 ・生徒指導全体集会 ・自転車、バイクの実技指導 ・免許取得指導 ・校外巡視	・自転車、バイクの点検 ・新規免許取得者指導
	部活動	・新入部員オリエンテーション	・用具の点検・整備	・部活動部長会	・救急法実技講習会 ・合宿・遠征の安全	・用具の点検・整備
	生徒会活動	・新入生オリエンテーション	・壮行会	・保健委員会	・球技大会	・文化祭
安 全 管 理	対人管理 学校生活の安全管理	・通学状況調査 ・防災体制の確立 ・救急体制の確立 ・登下校指導 ・安全計画の設定 ・下宿、アルバイト調査	・授業時の安全確認(体育実技、農業実習、理科実験、家庭科実習) ・車に係る規則の徹底 ・事故調査と防止対策	・生徒引率の安全確認 ・防災避難訓練の徹底	・長期休業前生活指導 ・大掃除の安全確認	・防災対策の徹底 ・通学路の見直し ・防災避難訓練の徹底 ・文化祭の安全対策 ・授業時の安全管理点検
	対物管理 学校環境の安全点検	・学校環境の安全点検整備(施設・設備、通学路) ・自転車置場施設 ・防災設備の点検整備 ・家用電気工作物保安点検	・学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ・環境整備美化作業 ・自家用電気工作物保安点検 ・毒物劇物の適正な管理等について	・学校環境の安全点検整備(体育館、格技場、部室、運動器具) ・プール掃除 ・通学路安全点検	・学校環境の安全点検整備(校庭、学校全般) ・消火器、消火栓、火災報知器の点検	・学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ・通学路安全点検 ・防災施設・設備の点検整備
学校安全に関する組織活動(研修含む)		・春の交通安全運動 ・交通街頭指導 ・中高連絡会 ・職員会議(危機管理体制) ・教職員研修(安全点検、AED)	・PTA 総会 ・保護者会 ・学校(保健)安全委員会	・保護者面談 ・PTA 委員会 ・教職員研修(熱中症の予防)	・生徒指導協議会(学警連絡協議会) ・校外指導・危険箇所巡視 ・教職員研修(防犯) ・国民安全の日	・国民防災の日 ・秋の交通安全運動 ・教職員研修(自然災害)

10	11	12	1	2	3
交通道德の理解	安全な行動	事故災害の防止	安全な通学	事故原因と対策	安全な生活
・(現) 地球環境問題	・(現) 地方自治と住民参加	・(現) 公害の防止と環境保全 ・(地) 地球の内部・大気・海洋に関する正しい理解	・(現) 公害問題 ・(地) 居住・都市問題	・(倫) 現代に生きる人間の自然観と人間観	・(倫) 人間としての在り方、生き方
・(生) ガス中毒、一酸化炭素中毒の仕組みと応急手当	・(物) 電気器具の取扱い上の注意		・(化) 物質の変化、化学反応・(反応熱、酸、塩基についての正しい理解)	・(生) 環境と動物の反応についての正しい理解	・(化) 炭化水素類の取扱い上の注意
・(保) 健康と運動 ・体育大会の準備 ・体育大会の事故防止	・体力について	・冬季スポーツの意義 ・校内マラソン大会の安全 ・体育施設・用具の安全点検	・体育施設・用具の安全点検	・(保) 職業と健康	・安全に関する評価 ・体育施設・用具の安全点検
化学薬品の取扱いと使用上の注意、点検・整備					
ボランティア活動体験、地域ハザードマップについて、災害時における応急救護実習、非常食の作り方実習、防災関連施設の見学、今年度総合					
◎事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全	◎自転車加害事故の責任 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●校内マラソン大会の安全 ●冬休みの生活と安全	◎交通事故の対応と応急手当	◎幼児と老人の心理と行動 ●危険の予測 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動の評価とまとめ
◎修学旅行の安全 ●体育大会の安全	◎危険予測訓練 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●校内マラソン大会の安全 ●冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎休業日の交通事故防止 ●規律正しい生活 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動の評価とまとめ
◎事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全 ●地域の安全活動	◎運転免許の仕組みと運転者の義務・責任 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●校内マラソン大会の安全 ●冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎家庭学習について ●規律正しい生活	◎卒業に当たって ●今年度活動の評価とまとめ
・修学旅行 ・体育大会	・交通安全教室	・校内マラソン大会 ・防災避難訓練「火災」 ・冬休みの諸注意 ・終業式	・始業式	・学校保健委員会 ・1、2年生(生徒指導集会) ・校内意見発表会	・卒業式 ・終業式 ・春休みの諸注意
・校外巡視	・第2回バイク通学許可 ・校外巡視	・バイク、自動車免許取得の手続き ・校外巡視	・免許取得の指導 ・校外巡視	・校外巡視 ・入社前指導	・校外巡視 ・バイク免許取得の手続き
・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備	・部室の安全点検	・活動場所の安全点検	・応急手当実技講習	
・体育大会	・保健委員会	・球技大会	・保健委員会	・3年生を送る会	
・修学旅行の安全対策 ・体育大会の安全対策 ・事故災害時の応急手当の徹底	・文化祭の安全対策	・校内マラソン大会の安全対策 ・長期休業前生活指導 ・冬休みの健康管理 ・校内競技大会の安全対策 ・防災避難訓練の徹底	・暖房の取扱い	・交通規則の徹底	・今年度活動の反省と次年度の計画立案 ・長期休業前生活指導 ・本年度の事故発生のおまとめ
・学校環境の安全点検整備(体育館、部室、運動器具)	・学校環境の安全点検整備(校庭) ・ストーブの取扱い方 ・毒物劇物危害防止対策総点検	・学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実習実験器具) ・防災施設・設備の点検整備	・学校環境の安全点検整備(体育館、部室、運動器具) ・火気器具の安全点検	・学校環境の安全点検整備(施設、設備) ・火気器具の安全点検	・今年度の安全点検活動の評価 ・次年度の計画立案 ・生徒用機・いすの点検整備 ・防災施設・設備の点検整備
・中高連絡会 ・学校(保健)安全委員会 ・計画訪問による理科薬品等の適正な管理点検	・保護者面談週間 ・安全に関する広報活動	・交通街頭指導 ・生徒指導協議会(学警連絡協議会) ・年末の交通安全運動 ・交通安全に関する研修(法令等改正、自転車等安全利用に関する指導方法等)	・交通街頭指導 ・PTA委員会 ・学校保健(安全)委員会 ・国民防災とボランティア週間	・安全に関する広報活動	・今年度活動の評価と次年度の計画立案 ・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

学校安全計画例（特別支援学校（知的障害）高等部）

項 目		4	5	6	7・8	9	
月の重点		通学路の安全を確認しよう	交通安全に気をつけて通学しよう	プールでの事故に気をつけよう	夏休みを安全に過ごそう	交通安全について確認しよう	
安全	教 科	保健体育	体育施設・用具の安全な使用	体力テスト用具の点検と使い方	プールにおける安全、救急法講習、心肺蘇生法	ソフトボール、キックベースボール等の球技指導における安全	
		理 科	フラスコ、ピーカー、アルコールランプ、凸レンズ、針金等の実験器具等の安全な使い方及び水酸化ナトリウム、塩				
		美 術	・美術で使用使用するハサミやカッター、ナイフ、彫刻刀、木槌、土練機などの道具の安全な使い方 ・竹ひご、銅板、				
	学 習	家 庭	・調理で使用使用するガスコンロなどの安全な使い方 ・ミキサー、電子レンジ、ホットプレートなどの電気製品の安全な針やはさみなどの道具の安全な使い方				
		職 業	木工班…ドリルやベルトグラインダーなどの電動工具の安全な使い方 ・のこぎりなどの工具の使い方 ・塗料の使い方 園芸班…鍬や移植鋤、鎌などの道具の安全な使い方 ・土篩を使った安全な土のふるい方 ・野菜や花など育てる上 接客班…実際の接客に必要なコミュニケーション能力の育成 ・トレイの持ち方、グラスの運び方、テーブルへの置き方 事務班…印刷機、シュレッダーなどの事務用機器の安全な使い方 ・ハサミやカッターなどの道具の安全な使い方				
		自 立 活 動	・健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション				
	総合的な学習の時間		・学校における全教育活動との関連を基に計画し、自然体験や活動を促すなかで、生徒の自発的な計画に基づき安全に				
教育指 導	生活安全	情緒の安定 日常生活における安全	集団行動の約束 友達との接し方	一人では行ってはいけない場所、人通りの少ない場所確認	夏休みの過ごし方	自分の身を守る登下校や交通機関の安全な利用方法	
	交通安全	登下校の安全 安全な歩行	交通安全指導(警察署)	雨の日の交通安全(傘のさし方)	交通機関の利用方法	横断歩道のわたり方 自転車の乗り方	
	災害安全	避難訓練(地震)訓練の大切さ	避難訓練(火災)煙体験、煙の怖さ・被害、ハンカチの大切さ	避難訓練(地震から火災へ)頭を守る大切さ、落下物、倒壊物への注意	避難訓練(継送訓練)気象災害の安全	総合防災訓練(消防署)引き取り訓練	
	ホームルーム活動		各月の避難訓練や安全指導に対して学級活動を活用して、事前学習や事後学習を行い児童生徒がより理解できるように				
	学校行事等	修学旅行(旅行中の安全)		プール開き 校外学習 現場実習	現場実習	宿泊訓練	
		部活動…運動部(バスケット部、陸上部、サッカー部、バレー部、卓球部等)、文化部(演劇部、音楽部、美術部等)					
安全管理	対人管理	生徒の状況把握 通学経路の確認 避難経路確認 次月の避難訓練確認 紐と責任者の表示	緊急体制の確認 健康観察 避難経路確認	水泳指導健康管理 健康観察 心肺蘇生法の確認	水泳指導健康管理 健康観察 AEDの使い方確認 夏季休業中の安全	水泳指導健康管理 健康観察	
	対物管理	防災計画届け出 通学路確認 安全対策マニュアル	飲料水点検 防災設備点検 避難経路点検	プール施設・設備点検 水質検査	各教室、特別教室等の防火管理担当者による毎日の消防設備点検と閉鎖障害チェック、校内巡回指導		
学校安全に関する組織活動(研修含む)		学校安全衛生委員会(年3回)、PTA・地域との連携、登下校時刻の通学路交通規制					
		春の交通安全運動	職員防災研修	救急法講習会	AED講習会 安全点検	秋の交通安全運動	

10	11	12	1	2	3
体育祭を安全に成功させよう	文化祭を安全に成功させよう	冬休みを安全に過ごそう	暖房時の安全を確認しよう	事故防止について確認しよう	春休みを安全に過ごそう
陸上大会の安全 体育祭練習や当日の安全	サッカー等の球技指導における安全	柔道等の武道における安全	バスケット等の球技指導における安全	マラソン大会	マット、跳び箱、運動等の安全
化ナトリウム等の実験で使用する薬品等の安全な使い方と点検					
板などの材料の安全な使い方 ・写生や共同作品作時等の安全な設定					
使い方 ・包丁、ピラー、調理バサミなどの調理器具の安全な使い方や安全な調理方法を知る ・ミシン、アイロンなどの電気製品の安全な使い方					
と喚起 ・材料の安全な取扱い での安全な作業 など安全な接客					
に対する意識を高める					
不審者から自分を守る (防犯避難訓練)	「子供110番の家」の 場所確認	冬休みの過ごし方	犯罪から身を守る携帯 電話の使い方	暖房器具の近くの安全 な過ごし方	春休みの過ごし方
交通安全指導(警察署)	交通機関の利用とマ ナー	自転車に関する基本的 な交通法規を知る	交差点の危険について	雪の日の交通安全	踏切事故等鉄道での安全
抜き打ち避難訓練(地震) 訓練の大切さ	避難訓練(地震) 起震車訓練、避難経路 の確認、ドア開放	避難訓練(火災) 避難経路の確認、火元 を回避して避難	抜き打ち避難訓練 (地震から火災へ)あ わてない、放送を良く 聞いて行動	避難訓練(火災) 暖房器具の安全な使い 方、身の回りの安全確 認	避難訓練(地震) 落下物、ガラス等の危 険、出入口の確保
繰り返し指導する					
体育祭 現場実習		校外学習		マラソン大会 スキー合宿	
放課後や休日を活用した部活動において安全に配慮した指導を行う					
健康観察	健康観察	健康観察 避難経路確認	健康観察 冬期休業中の安全	健康観察 避難経路確認	健康観察 春期休業中の安全
防災設備点検	暖房器具の設備点検	室内有害物質検査 避難経路点検	照度検査	避難経路点検	
に対する意識を高める					
不審者対応訓練		安全点検	防災に関する研修		安全点検 校内事故等発生状況と 安全措置に関する研修

学校安全に関する基本的指導事項

(東京都教育委員会「安全教育プログラム」より抜粋)

1 生活安全

区分	目標	内容
登下校時の安全	登下校時に起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする。	友達と一緒に登下校しよう。 防犯ブザーを鳴らし、点検しよう。 登下校時、どこがどのようなときに危険か確認しよう。 電車に乗るときは、痴漢・すり等に注意しよう。
校内での安全	校内で起こる事故や犯罪について理解し安全に行動できるようにする。	自分の身の回りを整えよう。 活動するときや遊ぶときのきまりや約束を守ろう。 道具や遊具などを大切にし、正しい使い方を知ろう。 廊下や階段の歩き方、運動場やプールでの運動の仕方など施設の安全な使い方について確認しよう。 学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送」を知ろう。 不審者侵入時にとるべき行動を確認しよう。 防犯教室の目的を確認し、主体的に参加しよう。
家庭生活での安全	家庭の内外で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする。	帰宅し玄関を開ける前に注意することを確認しよう。 留守番をするときの約束を確認しよう。 エレベーターに乗る前と乗るときの「は・さ・み」の約束を確認しよう。 非常階段や屋上など、人目につきにくい場所の危険について知ろう。 友達の名前や電話番号などを知らない人から聞かれても応じず、すぐに学校へ連絡しよう。
地域や社会生活での安全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする。	1人で行ってはいけない場所を確認しよう。 人通りの少ない道や街路灯の少ない場所など「入りやすく」「見えにくい」場所を確認しよう。 「いかのおすし」の約束を確認しよう。 「子供110番の家」の場所を確認しよう。 夜間の外出で注意することを確認しよう。 歩きながら携帯電話やメールに夢中になると、注意がおろそかになるからやめよう。 事件や事故にあったら必ず保護者、警察、学校に連絡しよう。 犯罪等の現状を知り、安全な行動の仕方を確認しよう。 地域の犯罪防止活動を知ろう。 地域の安全における自分の責任と役割を考えよう。
【いかのおすし】 いか...ついていかない の...車にのらない お...おお声をだす す...すぐにげる し...しらせる		【は・さ・み】 は...はいる前は周りをよく見る さ...さっと乗って、ボタンの前 み...みんなで乗ろう、エレベーター

2 交通安全

区分	目標	内容
道路の歩行と横断及び交通機関の利用	道路の役割・きまりや道路における様々な危険について理解し、安全な歩行ができるようにする。	道路のきまりと安全な歩行の仕方を確認しよう。 通学路の交通事情や通学方法に応じた安全な通の仕方を確認しよう。 交差点の危険について知り、安全な行動の仕方を確認しよう。 雨や雪の日の安全な歩行の仕方を確認しよう。 明るい服装や反射材の効果を知ろう。 安全な集団歩行の仕方を確認しよう。 踏切事故の原因と非常ボタンの取扱いについて知ろう。 幼児や高齢者、障害のある人に対して、どのような配慮が必要か考えよう。 公共交通機関利用時のマナーについて考えよう。
自転車の安全な利用と点検・整備	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め交通のきまり・約束等を守って安全な乗車ができるようにする。	自転車の安全な利用の仕方やマナーを確認しよう。 雨天や夜間の安全な走行の仕方を確認しよう。 自転車に関する基本的な交通法規を知り、守ろう。 自転車の点検と整備「ブタベルサハラ」をしよう。 加害事故の責任と補償制度を知ろう。 自転車の放置駐車など、交通社会の問題について考えよう。
二輪車・自動車の特性と心得	二輪車・自動車の特性について理解し、道路の安全な歩行や安全な走行ができるようにする。	車両事故の特徴を知り、安全な行動の仕方を確認しよう。 ヘルメットやシートベルトの効果を知ろう。 自動車の種類による死角と内輪差や、晴れの日と雨や雪の日の自動車の停止距離の違いなどを知ろう。
交通事故防止と安全な生活	地域の交通安全に関する諸機関や団体が行っている対策や活動を理解し安全な交通社会を築くために、積極的に参加できるようにする。	地域の交通安全活動を知り、参加しよう。 交通事故が起きたときの通報や対応の仕方を知ろう。 応急手当の仕方を確認しよう。 自分たちにできる交通安全活動を考えよう。
【ブタベルサハラ】 ブ...ブレーキ タ...タイヤ ベル...ベル サ...サドル ハ...ハンドル ラ...ライト		

3 災害安全

区分	目標	内容
火災時の安全	火災のときに起こりやすい危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする。	「おかしも」の約束、避難経路、避難場所を確認しよう。 火災の原因と危険について知ろう。 火災発生時の心構えと安全な行動の仕方を確認しよう。 初期消火の方法を確認しよう。
地震災害時の安全	地震発生の場合、危険な行動に走りやすいことを理解し、安全な行動ができるようにする。	「おかしも」の約束を確認しよう。避難経路、避難場所を確認しよう。 地震発生時の危険について知り、対処の仕方を確認しよう。 緊急地震速報の利用の心得を確認しよう。 家庭での地震の備えについて考えよう。
火山災害時の安全	火山災害が発生時の危険を理解し、安全な行動ができるようにする。	安全な避難場所と避難の仕方を確認しよう。 火山活動による危険を知ろう。
気象災害時の安全	風水害や雪は道路環境を変えることがあることを理解し、危険を判断し、安全な行動ができるようにする。	風水害のときの危険を知り、安全な行動の仕方を確認しよう。 降雪時の安全な登下校の仕方を確認しよう。 落雷に遭わない安全な行動の仕方を確認しよう。 落雪が起こるしくみや雪害の影響について知ろう。
原子力災害時の安全	放射線による事故の危険を理解し、安全な行動ができるようにする。	放射線による原子力災害と安全対策について知ろう。 放射線の身体への影響について知ろう。
避難所の役割と安全ようにする。	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、安全な行動ができる	避難所の役割を知ろう。 避難所の生活を知り、自分たちにできることを考えよう。 災害ボランティア活動に積極的に参加しよう。
災害の備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるために、避難（防災）訓練等の学校行事の意義を理解し、積極的に参加できるようにする。	避難訓練に真剣に参加しよう。 家庭での連絡方法を家族と相談し決めておこう。 家庭での災害に対する備えに積極的にかかわろう。 応急手当の仕方を確認しよう。
【おかしも】 お...おさない か...かけない し...しゃべらない も...もどらない		

学校行事における安全上の配慮事項

区 分	配 慮 事 項
儀式的行事 入学式 始業式 終業式 離着任式 終了式 卒業式 記念式典	1 児童生徒の発達の段階を考慮した時間や内容で計画を作成する。 2 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 3 会場の通風、換気などの環境衛生に対処する。 4 会場の設備の安全を事前に確認する。 5 事故発生の場合の処理や連絡方法等救急体制を確立する。 6 非常災害発生時における安全対策を確立する。
学芸的行事 学習発表会 文化祭 音楽鑑賞会 演劇鑑賞会 映画鑑賞会	1 計画段階で時期、時間、内容と場所の適正等、安全上の対応をする。 2 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 3 児童生徒の係活動の安全を確認する。 4 鑑賞態度の事前指導を徹底する。 5 文化祭等で火気を取り扱う場合、防災などの安全を確認する。 6 食べ物を扱う場合、保健所等に連絡をとり、衛生管理に留意する。 7 事故発生の場合の処理や連絡方法等救急体制を確立する。
健康安全・ 体育的行事 避難訓練 防災訓練 防犯訓練	1 職員の役割分担や指揮系統を明確にする。 2 火災、地震、風水害など災害に適した安全行動がとれるよう訓練する。 3 児童生徒の避難経路、誘導組織などを具体的に示す。 4 避難場所は火災、地震などあらゆる場合を想定する。 5 救急体制や消防署との連絡など密接にしておく。 6 緊急事態時に危険を回避する基本的な行動がとれるよう訓練する。 7 場面の設定等で、児童生徒の恐怖心をあおりすぎないように留意する。
交通安全教室 防犯教室	1 指導計画は、児童生徒の知識や技能など実態に即して作成する。 2 使用する場所や用具等の安全に留意する。 3 歩行練習や自転車等の安全な乗り方について指導を徹底する。 4 警察署等、関係機関と十分連携を図りながら指導を行う。
健康診断	1 検査場の配置や、順路についての安全を考慮する。 2 職員の役割分担を適切にする。 3 実施中の児童生徒の行動観察が十分行き届き、危険と思われる行動に対し、随時適切な指導をする。
校内競技会 球技大会 運動会 体育祭	1 指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成し、実施上のきまりを徹底し、守らせる。 2 健康診断や健康相談等を実施し、児童生徒の健康状態を的確に把握する。 3 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4 参加児童生徒の人数の確認をし、常に全体を掌握する。 5 児童生徒の行動観察が十分に行き届き、危険と思われる行動に対し随時適切な指導が行えるように対処する。 6 種目の練習、用具の取り扱いなど、安全に考慮する。 7 施設、用具等の構造、配置、保管について安全に十分留意する。 8 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。

区 分	配 慮 事 項
マラソン大会 駅伝大会	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導計画（運動内容、距離、時間等）は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2 健康診断や健康相談等を実施し、児童生徒の健康状態を的確に把握する。 3 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4 参加児童生徒の人数の確認をし、常に全体を掌握する。 5 気温や風雨など、天候状態にも十分気をつける。 6 コースや場所に危険な箇所や物などないようにする。 7 監視者を適切に配置する。 8 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。
対外競技会	<ol style="list-style-type: none"> 1 大会の開催方法や競技会への参加の仕方に無理のない日程で計画する。 2 出場者の健康状態を事前に十分把握する。 3 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4 会場への往復について、安全指導を徹底する。 5 出場者に勝敗や試合回数などで、過度の心理的、身体的要求をしないよう配慮する。 6 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。
水泳大会	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。実旋のきまりを徹底し、守らせる。 2 健康診断や健康相談等を実施し、児童生徒の健康状態を的確に把握する。 3 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4 参加児童生徒の人数を確認し、監視人を適切に配置するなどして常に全体を掌握する。 5 水温、気温、水質、水量等環境条件に配慮する。 6 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。
登山 スキー スケート	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2 参加する児童生徒の健康状態を事前に十分把握する。 3 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4 参加児童生徒の人数を確認し、全体を掌握する。 5 指導の過程で、けがの予防など健康安全に対する配慮をする。 6 使用施設、場所、コースの事前調査によって危険箇所を明確にする。 7 雪や氷の状態、天候による変化を考えて、危険防止の配慮をする。 8 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。 9 登山については、指導者1人につき児童生徒10人以内を目安とする。
野外活動 キャンプ 林間学校 自然教室 体験学習	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2 参加する児童生徒の健康状態を十分に把握する。 3 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に配慮する。 4 利用施設、場所、用具について事前に十分検討し、安全を確認する。 5 雨天時など天候によって計画が臨機応変に変更できるよう配慮する。 6 危険箇所への行動規制や集団生活のルールについて十分な指導をする。 7 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。

臨海学校	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2 参加する児童生徒の人数を確認し、健康状態を事前に十分把握する。 3 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4 使用施設、場所等について、事前調査で安全を確認する。 5 気温や潮の流れ、満干や天候状態にも十分留意する。 6 危険箇所への行動規制やルールについて十分な指導をする。 7 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制の確立をする。 8 引率者や指導者の注意が全員に行き届く程度の人数で指導する。 (遊泳中は指導者1人につき、児童生徒は15人以内を目安とする)
遠足（旅行） 集団宿泊的行事 修学旅行 遠足	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2 保護者と連絡をとり、事前に健康診断や健康相談等を実施し、児童生徒の健康状態を的確に把握する。 3 参加児童生徒の人数を確認し、常に全体を掌握する。 4 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 5 宿泊が計画されている場合、睡眠時間を十分確保する。 6 班（グループ）の構成について、人数・性別・身体条件等に留意し、係の分担等についても十分考慮する。 7 見学場所・経路・交通機関等について、事前に十分調査検討し、安全の確認をする。 8 関係機関へ旅館や見学地等の衛生状態の調査について協力を求める。 9 見学（目的）地の救急医療機関を事前に調査し、連絡をとる。 10 事故発生の場合の救急体制について引率職員の役割分担を適切にする。 11 宿泊施設の状態を調べ、非常災害発生時における安全対策を確立する。 12 車（船）の中の万一の事故に備えて、避難の方法を検討する。 13 救急用品の準備は、十分に作る。 14 班別（自主的）行動については、事前に十分コース等を検討し、無理のない計画を立てさせる。 15 班別（自主的）行動中の事故発生の場合の処理や連絡方法について、事前に指導し徹底する。 16 旅行中の健康状態について、常に的確に把握する。
勤労生産・奉仕的行事	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 3 参加児童生徒の人数を確認し、常に全体を掌握する。 4 作業上、過労や精神的負担を感じさせないようにする。 5 児童生徒に作業上必要な安全に関する指導を行う。 6 使用する施設、用具、場所について実地検証などを事前に十分行い、安全を確認する。 7 活動時の気象状況の変化に対応できるようにする。 8 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制の確立をする。 9 非常災害発生時における安全対策を確立する。

学校における転落事故防止のために

各学校や設置者においては、以下の事項に留意しながら、今後の学校における転落事故防止に努めてください。

◎共通事項

事故情報の共有

- ★全国的事故情報を把握します。
(※1)日本スポーツ振興センターの提供する事故情報を参考とします。(※2)

学校の現状把握

- ★学校関係者・専門家をはじめ、子どもたちや保護者の方々など、様々な視点で点検を行います。
- ★事故等により学校施設の状況に変化があったときには点検を行います。
- ★危険な場所が見つかったときは、速やかに対応します。
- ★設計者の考え方や点検結果等を引き継ぎます。
- ★雨を乗り越えたり、橋を渡ったりして危険な場所へ行かないよう指導、対策をします。

安全指導の充実

- ★転落事故の危険性について子どもたちに認識させ、危険な行動をとらないよう指導します。
- ★校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど、具体的なわかりやすい指導を行います。
- ★子どもたちが普段利用しない場所で活動するときは、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が同席します。
- ★特に事故が多発している休憩時間中や放課後に、定期的な巡回を行います。

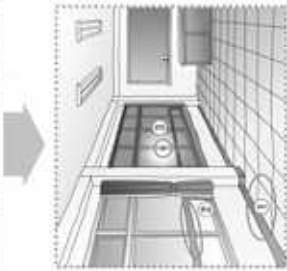
施設面の配慮

- ★危険な場所は危険であることを理解しやすいデザインとします。
- ★知覚的な表示等による注意喚起をします。
(※1)「危険」だけでなく具体的なイメージがわかるようにします。(※2)
- ★期間に至るまで、十分な安全性を確保します。
- ★既存施設についても、点検を行い必要に応じて速やかに改善します。

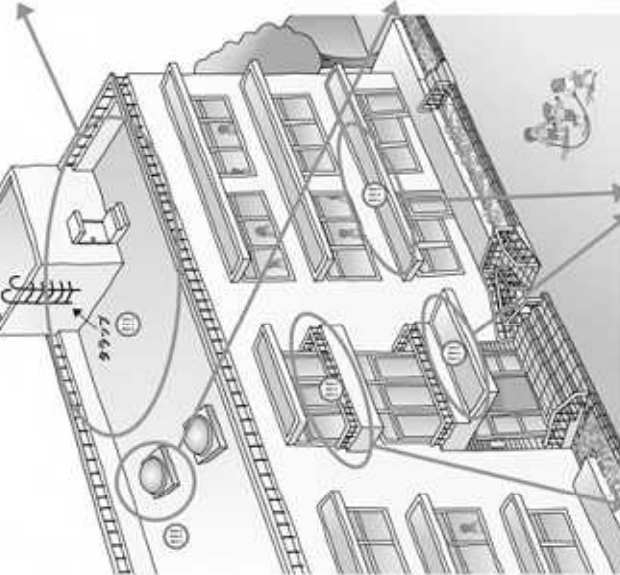
◎個別事項

窓(転落のおそれがあるもの)

- ★壁の高さや窓の形状に応じ、手すりの設置や窓の閉鎖方式について検討します。
- ★窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。
- ★窓下に足掛りとなるものは設置しません。
- ★転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないようにします。
- ★増築など窓の閉鎖状態が確認できないものを使用する場合には、窓の開閉状況に注意します。



- ①足掛りとなるものを設置しない
- ②手すりの設置を検討する
(新たな危険箇所にならないようにする)
- ③閉鎖時時は窓の開閉状況に注意する



屋上

- ★屋上への出入り口は必要に応じて施設します。
- ★十分な安全な手すりや防護フェンス等を設けます。
- ★タワップについては容易に登ることのないよう、一段目を高く設定します。

屋上で行われる活動を開始まえに転落防止措置を

天窓(トップライト)

- ★転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に乗らないように周知徹底します。
- ★防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。

防護柵イメージ

防護ネットイメージ

- ★天窓に近づきにくい状況を作ることが有効です。

天窓を囲い周辺に柵を配置した一例

- ★子どもたちが近づきにくい場所の低い場所に設置された天窓についても、適切な安全対策を実施します。

庇

- ★日ごとの指通や効果的な表示により、立ち入り禁止の徹底を図ります。
- ★庇に容易に立ち入れないように、窓面への手すりの設置等について検討します。

バルコニー等

- ★十分安全な手すりとし、その下に足掛りとなるものは設置しません。
- ★手すりから身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

その他

- ★人が乗ることを想定していない柱・梁等の取付等についても、乗ることが重大な事故につながることも、十分理解させます。

!!! 校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、学内の様々な施設について点検を行います。

安全点検実施要領（例）

1 安全点検の目的

学校環境の危険な状態の有無について点検し、危険箇所を早期に発見し整備することにより、児童生徒等の事故災害の防止を図る。

2 安全点検の時期

- (1) 月例の安全点検日は、毎月10日とする。（学期ごとに行う定期の安全点検は、その学期の始めの10日とする。また、10日が日曜・祝祭日の場合は11日とする）
- (2) その他、日常点検に加えて、必要に応じて臨時の安全点検日を設ける。

3 安全点検者

- (1) 定期及び月例の安全点検は、学校の教職員全員により、点検者の負担軽減と点検の確実性を守るために場所別に、点検グループを編成して組織的に行う。なお、分担箇所は、各学期ごとに交替する。また、必要に応じて専門業者等に依頼する。
- (2) 臨時の安全点検は、学校行事の前後や災害時にその都度必要に応じて関係職員を中心に行う。
- (3) 日常の安全点検は、学級担任、教科担任が中心となって行うが、児童生徒等の安全に対する関心を一層高めるために、児童生徒の安全委員会も参加させる。

4 安全点検の方法

- (1) 安全点検実施にあたっては、点検項目を明確にした安全点検表に点検結果を記入する。
- (2) 結果の判定は、A、B、Cで行う。（Aは良好、Bは校内の管理活動で措置可能、Cは、校内の管理活動で措置不可能）
- (3) 点検の実施にあたっては、形式に流れることなく、児童生徒等の目の高さや行動の特徴等に十分配慮しながら、さわったり、動かしてみたり、負荷をかけたりしてその都度新鮮な気持ちで確実にを行う。

5 安全点検場所及び安全点検項目（略）

6 安全点検の事後措置

- (1) 安全点検表の処理については、「安全点検集計表」により集計し、全体を把握する。この場合、関係各係の連携によって、全教職員が確認できるようにする。
- (2) 安全点検の結果発見された危険箇所については、学校内で処理できるものは、速やかに処理し、その旨を点検表に明記する。学校内で処理できないものについては、校長の指示に基づいて専門業者等に処理を依頼する。
- (3) 事後措置の内容としては、
 - 危険物の除去（小石、ガラス片、不要なくぎ等）
 - 修理または取り替え
 - 使用禁止
 - 使用上の注意や指示の明示

安全点検表の一例

① 教室等の安全点検表

場所	○年○組教室	平成	年	月	日	点検実施日 点検者	点検の結果 (○・×)	点検の観点	不良箇所とその程度
1	床板の異常、破損はないか								
2	机・いすの破損はないか								
3	窓・ドアのガラスや鍵の破損、故障はないか								
4	窓の転落防止手すりの異常、破損はないか								
5	窓下に足掛かりになるものはないか								
6	カーテン、カーテンレールに損傷はないか								
7	蛍光灯器具、スクリーン、時計、スピーカーなどが落ちそうになっていないか								
8	戸棚、ロッカーなどの転倒の危険はないか								
9	戸棚、ロッカーなどからの落下物の危険はないか								
10	柱や内壁に剥離、亀裂はないか								
11	天井の破損、雨漏りはないか								
12	防犯用具は取り出しやすい箇所にあるか								
13									
14									
							* 点検の観点については、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う		

※「目視」「打音」「振動」「負荷」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。

② プールの安全点検表

場所	プール	平成	年	月	日	点検実施日 点検者	点検の結果 (○・×)	点検の観点	不良箇所とその程度
1	プール周りの構の破損はないか								
2	出入口に損傷がなく、使用時以外は施設されているか								
3	プールの附属施設の破損、異常はないか								
4	プール及びプールの床は滑りや滑りやすいか								
5	コースロープや止め金の破損はないか								
6	排(糞)水口の蓋がネジ・ボルト等で固定されているか								
7	プールに危険物、異物が混入していないか								
8	プールサイドに危険なものは放置されていないか								
9	水量は適切に管理されているか								
10									
11									
12									
13									
14									
							* 点検の観点については、「学校環境衛生管理マニュアル(改訂版)(平成22年3月文部科学省)を参考にすると、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う		

※「目視」「打音」「振動」「負荷」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。

③ 運動場・校地の安全点検表

場所 運動場・校地
点検実施日 平成 年 月 日
点検者

点検の観点	点検の結果 (○・×)	不良箇所とその程度
1 石、ガラス片、凹凸などによる危険はないか		
2 排水口や側溝につまりはないか		
3 水飲み場、足洗い場の破損はないか		
4 サッカーゴールは固定されているか		
5 サッカーゴールの溶接部分に破損はないか		
6 バックネットに破損はないか		
7 掲揚塔等の腐食や転倒のおそれはないか		
8 樹木に邪魔な枝はないか		
9 校門、囲障の破損はないか		
10 訪問者のための案内、入口明示等の立て札、看板等の破損はないか		
11 登下校時以外は校門が閉められているか(校門が閉鎖できる場合)		
12 防犯カメラ、インターホンは正しく作動しているか		
13 死角の原因となる立木等の障害物はないか		
14		
* 点検の観点については、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う		

※「目視」「打音」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。

④ 遊具等の安全点検表

場所 運動場の遊具
点検実施日 平成 年 月 日
点検者

点検の観点	点検の結果 (○・×)	不良箇所とその程度
1 プランコ		
・支柱のぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか		
・着地面や周辺に石などはないか		
・着座部の破損、金具の摩耗・緩みはないか		
・吊り金具、チェーンの破損・摩耗はないか		
2 すべり台		
・支柱、発行部、落下防止欄などのぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか		
・着地面や周辺に石などはないか		
・滑降面に突起物などはないか		
・ひも等が引っかけたり隙間等はないか		
3 ジャンダルジム		
・支柱のぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか		
・着地面や周辺に石などはないか		
4		
* 点検の観点については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」(平成20年8月国土交通省)を参考にするとともに、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う		

※「目視」「打音」「振動」「負荷」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。

【学校保健安全法（抄）】

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員等の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよ

う、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないうきは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 雑則

(学校の設置者の事務の委任)

第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

(専修学校の保健管理等)

第三十二条 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

2 専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

3 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

【学校保健安全法施行規則（抄）】

第六章 安全点検等

(安全点検)

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(日常における環境の安全)

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

第七章 雑則

(専修学校)

第三十条 第一条、第二条、第五条、第六条（同条第三項及び第四項については、大学に関する部分に限る。）、第七条、第八条、第九条（同条第一項につ

いては、学生に関する部分に限る。）、第十条、第十一条（小学校以外の学校に関する部分に限る。）、第十二条から第二十一条まで、第二十八条及び前条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「六月三十日まで」とあるのは「当該学年の始期から起算して三月以内」と、第七条第九項中「学校医又は学校歯科医」とあるのは「医師」と、第九条第二項中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十二条中「第五号」とあるのは「第三十条において準用する第五号」と、第十九条第二号、第三号及び第四号中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十九条第五号及び第六号並びに第二十一条第一項中「学校医」とあるのは「医師」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 第二十二條の規定は、専修学校の医師の職務執行の準則について準用する。

【幼稚園教育要領（抄）】

第1章 総則

第1 幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するよう努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

第2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。これらを踏まえ、各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

第2章 ねらい及び内容

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かかし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

2 内容

- (1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 先生や友達と食べたことを楽しむ。
- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たった際の留意事項

2 特に留意する事項

- (1) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。

【小学校学習指導要領（抄）】

第1章 総 則

第1 教育課程編成の一般方針

- 3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならぬ。

第2章 各教科

第2節 社 会

第1 目 標

- (1) 我が国についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第3学年及び第4学年〕

1 目 標

- (1) 地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚をもつようにする。

2 内 容

- (4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働

きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えようにする。

- ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。
- イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

3 内容の取扱い

- (4) 内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。
- (5) 内容の(3)及び(4)にかかわって、地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする。

〔第5学年〕

1 目 標

- (1) 我が国の国土の様子、国土の環境と国民生活との関連について理解できるようにし、環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め、国土に対する愛情を育てるようにする。

2 内 容

- (1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。
- イ 国土の地形や気候の概要、自然条件から見えて特色ある地域の人々の生活
- エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止
- (4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。

- イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり

3 内容の取扱い

- (5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。
- イ イについては、情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げる

〔第6学年〕

2 内容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方をしていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

第4節 理科

第1 目標

自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、自然の事物・現象についての実感を伴った理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年〕

1 目標

(2) 植物の発芽から結実までの過程、動物の発生や成長、流水の様子、天気の変化を条件、時間、水量、自然災害などに目を向けながら調べ、見いだした問題を計画的に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、生命の連続性、流水の働き、気象現象の規則性についての見方や考え方を養う。

2 内容

B 生命・地球

(3) 流水の働き

地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつ

とができるようにする。

ア 流れる水には、土地を侵食したり、石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。

ウ 雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量がかわり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があります。

(4) 天気の変化

1日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、天気の変化の仕方についての考えをもつことができるようにする。

イ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の「B生命・地球」の(4)のイについては、台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係についても触れるものとする。

〔第6学年〕

1 目標

(2) 生物の体のつくりと働き、生物と環境、土地のつくりと変化の様子、月と太陽の関係を推論しながら調べ、見いだした問題を計画的に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、生物の体の働き、生物と環境とのかかわり、土地のつくりと変化のきまり、月の位置や特徴についての見方や考え方を養う。

2 内容

B 生命・地球

(4) 土地のつくりと変化

土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地の働き方を調べ、土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようにする。

ア 土地は、礫、砂、泥、火山灰及び岩石からできており、層をつくって広がっているものがあること。

イ 地層は、流れる水の働きや火山の噴火によってでき、化石が含まれているものがあること。

ウ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の「B生命・地球」の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

- ア アについては、岩石として礫岩、砂岩及び泥岩を扱うこと。
- イ イの「化石」については、地層が流れる水の働きによって堆積したことを示す証拠として扱うこと。

第5節 生活

第1 目標

具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

1 目標

- (1) 自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心をもち、地域のよさに気付き、愛着をもつことができるようにするとともに、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができるようにする。

2 内容

- (1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のこと、自分が分かって、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心をもち、安全な登下校ができるようにする。
- (3) 自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかわわっていることが分かって、それらに親しみや愛着をもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようになる。
- (4) 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなが使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かって、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。

第9節 体育

第1 目標

心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年及び第6学年〕

1 目標

- (3) 心の健康、けがの防止及び病気の予防について理解できるようにし、健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。

2 内容

G 保健

- (1) 心の発達及び不安、悩みへの対処について理解できるようにする。
 - ア 心は、いろいろな生活経験を通して、年齢に伴って発達すること。
 - イ 心と体は、相互に影響し合うこと。
 - ウ 不安や悩みへの対処には、大人や友達に相談する、仲間と遊ぶ、運動をするなどいろいろな方法があること。
- (2) けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする。
 - ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。
 - イ けがの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。

第3章 道徳

第1 目標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

第2 内 容

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

〔第1 学年及び第2 学年〕

- 1 主として自分自身に関すること。
 - (1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。
 - (2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。
 - (3) 友達と仲よくし、助け合う。

3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

- (1) 生きること喜び、生命を大切にすることを。

4 主として集団や社会とかかわりに関すること。

- (1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。
- (2) 働くことよさを感じて、みんなのために働く。

〔第3 学年及び第4 学年〕

2 主として他の人とかかわりに関すること。

- (2) 相手のことを思いやり、進んで親切にすること。
- (3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。

3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

- (1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にすること。

4 主として集団や社会とかかわりに関すること。

(1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。

(2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。

〔第5 学年及び第6 学年〕

- 2 主として他の人とかかわりに関すること。
 - (2) だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。
 - (5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それによさを感じる。
- 3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。
 - (1) 生命がかげがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重すること。
- 4 主として集団や社会とかかわりに関すること。
 - (3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。
 - (4) 働くことの意味を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。

第5章 総合的な学習の時間

第1 目 標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組み態度を育て、自己の生き方を考えることができるようになる。

第2 各 学 校 において定める目標及び内容

2 内 容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

第3 指 導 計 画 の 作 成 と 内 容 の 取 扱 い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。

第6章 特別活動

第1 目 標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

1 目 標

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

2 内 容

〔共通事項〕

(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全

カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

〔児童会活動〕

1 目 標

児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

学校の全児童をもって組織する児童会において、学校生活の充実と向上を図

る活動を行うこと。

- (1) 児童会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 学校行事への協力

〔クラブ活動〕

1 目 標

クラブ活動を通して、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

学年や学級の所属を離れ、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて、異年齢集団の交流を深め、共通の興味・関心を追求する活動を行うこと。

- (1) クラブの計画や運営
- (2) クラブを楽しむ活動
- (3) クラブの成果の発表

〔学校行事〕

1 目 標

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り返し目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

(2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

(4) 遠足・集団宿泊的行事

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

【中学校学習指導要領（抄）】

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間よりもより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第2章 各教科

第2節 社会

第1 目 標

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角

的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第2 各分野の目標及び内容

(地理的分野)

2 内 容

(2) 日本の様々な地域

イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

ウ 日本の諸地域

日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる。

(ア) 自然環境を中核とした考察

地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。

エ 身近な地域の調査

身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見だし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イの(ア)から(エ)で示した日本の地域的特色については、指導に

当たつて内容の(1)の学習成果を生かすとともに、日本の諸地域の特色について理解を深めるための基本的な事柄で構成すること。

ウ ヲについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 地域区分については、指導の観点や学校所在地の事情などを考慮して適切に決めること。

(イ) 指導に当たっては、地域の特色ある事象や事柄を中核として、それを他の事象と有機的に関連付けて、地域的特色を追究するようにする

こと。

(ウ) (ア) から (キ) の考察の仕方については、学習する地域ごと

に選択すること。また、ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと。

エ エについては、学校所在地の事情を踏まえ、観察や調査を指導計画

に位置付け実施すること。その際、縮尺の大きな地図や統計その他の資料

に親しませ、それらの活用を高めるようにすること。また、観察

や調査の結果をまとめる際には、地図を有効に活用して事象を説明した

り、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活

動を充実させること。なお、学習の効果を高めることのできる場合に

は、内容の(2)のウの中の学校所在地を含む地域の学習と結び付け

扱つてもよいこと。

第4節 理科

第1 目 標

自然の事象・現象に進んでかかわり、目的意識をもつて観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事象・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。

第2 各分野の目標及び内容

〔第2分野〕

2 内 容

(2) 大地の成り立ちと変化

大地の活動の様子や身近な岩石、地層、地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事象・現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。

ア 火山と地震

(ア) 火山活動と火成岩

火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ、それらを地下のマグマの性質と関連付けてとらえるとともに、火山岩と深成岩の観察を行い、それらの組織の違いを成因と関連付けてとらえること。

(イ) 地震の伝わり方と地球内部の働き

地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。

(4) 気象とその変化

身近な気象の観察、観測を通して、気象要素と天気の変化の関係を思いださせるとともに、気象現象についてそれが起こる仕組みと規則性についての認識を深める。

ア 気象観測

(ア) 気象観測

家庭などで気象観測を行い、観測方法や記録の仕方を身に付けるとともに、その観測記録などに基づいて、気温、湿度、気圧、風向などの変化と天気との関係を見いだすこと。

イ 天気の変化

(ア) 霧や雲の発生

霧や雲の発生についての観察、実験を行い、そのでき方を気圧、気温及び湿度の変化と関連付けてとらえること。

(イ) 前線の通過と天気の変化

前線の通過に伴う天気の変化の観測結果などに基づいて、その変化を暖気、寒気と関連付けてとらえること。

ウ 日本の気象

(ア) 日本の天気の特徴

天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けてとらえること。

(イ) 大気の動きと海洋の影響

気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けてとらえること。

(7) 自然と人間

自然環境を調べ、自然界における生物相互の関係や自然界のつり合いについて理解させるとともに、自然と人間のかかわり方について認識を深め、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し判

断する態度を養う。

イ 自然の恵みと災害

(ア) 自然の恵みと災害

自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。

3 内容の取扱い

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)の「火山」については、粘性と関係付けながら代表的な火山を扱うこと。「マグマの性質」については、粘性を扱うこと。「火山岩」及び「深成岩」については、代表的な岩石を扱うこと。また、代表的な造岩鉱物も扱うこと。

イ アの(イ)については、地震の現象面を中心に取り扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また、「地球内部の働き」については、日本付近のプレートの動きを扱うこと。

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア イの(ア)については、気温による飽和水蒸気量の変化が湿度の変化や凝結にかかわりがあることを扱うこと。また、水の循環も扱うこと。

イ イの(イ)については、風の吹き方にも触れること。

ウ ウの(イ)については、地球を取り巻く大気の動きにも触れること。また、地球の大きさや大気の厚さにも触れること。

(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ イの(ア)については、地球規模でのプレートの動きも扱うこと。また、「災害」については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。

第7節 保健体育

第1 目 標

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

第2 各分野の目標及び内容

〔保健分野〕

1 目 標

個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。

2 内 容

(3) 傷害の防止について理解を深めることができるようにする。

ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかわって発生すること。

イ 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。

ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。

エ 応急手当を適切に行うことによっては、傷害の悪化を防止することができること。また、応急手当には、心肺蘇生等があること。

3 内容の取扱い

(6) 内容の(3)のイについては、包帯法、止血法など傷害時の応急手当も取り扱い、実習を行うものとする。また、効果的な指導を行うため、水泳など体育分野の内容との関連を図るものとする。

第3章 道 徳

第2 内 容

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

1 主として自分自身に関すること。

(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をすすめる。

(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。

(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任を

創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目標
各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

2 内容
各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。

第5章 特別活動

第1 目標
望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕
1 目標
学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

もつ。

(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
(5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。
(6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにごたえる。

3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(1) 法やまじりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
(2) 公徳心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
(4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。
(5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
(8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。

第4章 総合的な学習の時間

第1 目標
横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、

2 内 容
学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

- (2) 適応と成長及び健康安全
- ウ 社会の一員としての自覚と責任
- カ ボランティア活動の意義の理解と参加
- キ 心身とともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

〔生徒会活動〕

1 目 標
生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員として、よりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容
学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

- (1) 生徒会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力
- (5) ボランティア活動などの社会参加

〔学校行事〕

1 目 標
学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容
全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

- (1) 儀式的行事
学校生活に有意義な変化や折り返し目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

(2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

【高等学校学習指導要領（抄）】

第1章 総 則

第1款 教育課程編成の一般方針

3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における教育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第2章 各学科に共通する各教科

第2節 地理歴史

第2款 各科目

第2 世界史B

1 目 標

世界の歴史の大きな枠組みと展開を諸資料に基づき地理的条件や日本の歴史と関連付けながら理解させ、文化の多様性・複合性と現代世界の特質を広い視野から考察させることよって、歴史的思考力を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う。

2 内 容

(1) 世界史への原

自然環境と人類のかかわり、日本の歴史と世界の歴史のつながり、日常生活にみる世界の歴史にかかわる適切な主題を設定し考察する活動を通して、地理と歴史への関心を高め、世界史学習の意義に気付かせる。

ア 自然環境と人類のかかわり

自然環境と人類のかかわりについて、生業や暮らし、交通手段、資源、災害などから適切な歴史的事例を取り上げて考察させ、世界史学習における地理的視点の重要性に気付かせる。

第5 地理A

1 目 標

現代世界の地理的な諸課題を地域性や歴史的背景、日常生活との関連を踏まえて考察し、現代世界の地理的認識を養うとともに、地理的な見方や考え方を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う。

2 内 容

(2) 生活圏の諸課題の地理的考察

生活圏の諸課題について、地域性や歴史的背景を踏まえて考察し、地理的技能及び地理的な見方や考え方を身に付けさせる。

イ 自然環境と防災

我が国の自然環境の特色と自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させる

とともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(ウ) イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。

第5節 理科

第2款 各科目

第1 科学と人間生活

1 目 標

自然と人間生活とのかかわり及び科学技術が人間生活に果たしてきた役割について、身近な事物・現象に関する観察、実験などを通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うとともに、科学に対する興味・関心を高める。

2 内 容

(2) 人間生活の中の科学

身近な自然の事物・現象及び日常生活や社会の中で利用されている科学技術を取り上げ、科学と人間生活とのかかわりについて認識を深めさせる。

エ 宇宙や地球の科学

(イ) 身近な自然景観と自然災害

身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

オ 内容の(2)のエの(ア)については、太陽や月の運行と時や暦などとの関係、太陽が地球や人間生活に及ぼす影響、太陽系の天体及び太陽系の広がりや構造に関して、観察、実験などを中心に行うこと。その際、天動説、地動説にも触れること。(イ)については、地域の自然景観、その変化と自然災害に関して、観察、実験などを中心に行うこと。その際、自然景観が長い時間の中で変化してできたことにも触れること。「自然景観の成り立ち」については、流水の作用、地震や火山活動と関連付けて扱うこと。「自然災害」については、防災にも触れること。

第8 地学基礎

1 目標

日常生活や社会との関連を図りながら地球や地球を取り巻く環境への関心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、地学的に探究する能力と態度を育てるとともに、地学の基本的な概念や原理・法則を理解させ、科学的な見方や考え方を養う。

2 内容

(2) 変動する地球

変動する地球について観察、実験などを通して探究し、地球がプレート運動や太陽の放射エネルギーによって変動してきたことを理解させる。また、地球の環境と人間生活とのかわりについて考察させる。

ア 活動する地球

(ア) プレートの運動

プレートの分布と運動及びプレート運動に伴う大地形の形成について理解すること。

(イ) 火山活動と地震

火山活動と地震の発生の仕組みについて理解すること。

エ 地球の環境

(イ) 日本の自然環境

日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかわりについて考察すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容(2)の(ア)については、マントル内のプレートの存在にも触れること。(イ)の「火山活動」については、プレートの発散境界や収束境界における火山活動を扱い、ホットスポットにおける火山活動にも触れること。また、火成岩の観察を行うこと。「地震の発生の仕組み」については、プレートの収束境界における地震を中心に行うこと。エの(ア)については、地球温暖化、オゾン層破壊、エルニーニョ現象などの現象をデータに基づいて人間生活と関連させて扱うこと。(イ)の「恩恵や災害」については、日本に見られる季節の気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。

第9 地学

1 目標

地学的な事物・現象に対する探究心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、地学的に探究する能力と態度を育てるとともに、地学の基本的な概念や原理・法則の理解を深め、科学的な自然観を育成する。

2 内容

(1) 地球の概観

地球の形状や内部構造を観察、実験などを通して探究し、地球の概観を理解させる。

イ 地球の内部

(ア) 地球の内部構造

地震波の伝わり方に基づいて地球内部の構造を理解すること。

(2) 地球の活動と歴史

地球に見られる様々な事物・現象を観察、実験などを通して探究し、地球の活動と歴史を理解させる。

ア 地球の活動

(イ) 地震と地殻変動

プレート境界における地震活動の特徴とそれに伴う地殻変動などについて理解すること。

(3) 地球の大気と海洋

地球の大気と海洋の事物・現象を観察、実験などを通して探究し、大気と海洋の構造や運動を理解させる。

ア 大気の構造と運動

- (ア) 大気の構造
 - 大気の組成と構造を理解すること。
 - (イ) 大気の運動と気象
 - 大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。

- 3 内容の取扱い
 - (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)のアの(ア)については、地球楕円体や地球表面における重力を扱い、ジオイドや重力異常にも触れること。(イ)については、地磁気の三要素及び磁気圏と太陽風との関連を扱うこと。また、地磁気の原因と古地磁気にも触れること。
 - イの(ア)については、走時曲線を扱い、地震波トモグラフィにも触れること。
 - イ 内容の(2)のアの(ア)については、マントル内のブルームも扱うこと。(イ)については、世界の地震帯の特徴をプレート運動と関連付けて扱うこと。また、日本列島付近におけるプレート間地震やプレート内地震の特徴も扱うこと。地殻変動については、活断層と地形との関係にも触れること。(ウ)については、多様な火成岩の成因をマグマの分化と関連付けて扱うこと。また、島弧-海溝系における火成活動の特徴をプレート運動と関連付けて触れること。(エ)については、造山帯の特徴を安定地塊と対比させて扱うこと。
 - イの(ア)については、段丘や海底堆積物も扱うこと。(イ)については、地層や化石に基づいて過去の様子を探究する方法を扱うこと。また、地質図の読み方の概要を扱うこと。(ウ)については、放射年代も扱うこと。(エ)については、日本列島の形成史を地形や地質の特徴に基づいてプレート運動と関連付けて扱うこと。また、付加体も扱うこと。
 - ウ 内容の(3)のアの(ア)の大気の「組成」については、大気中の水分も扱うこと。大気の「構造」については、各層の特徴と大気における熱収支を扱うこと。(イ)の「大循環」による現象については、偏西風波動と地上の高気圧・低気圧との関係も扱うこと。「対流」による現象については、大気の安定・不安定にも触れること。「日本や世界の気象の特徴」については、人工衛星などから得られる情報も活用し、大気の大循環と関連させて扱うこと。また、気象災害にも触れること。

内容のイの(ア)の「海洋の構造」については、水温と塩分の分布と関係を中心に扱うこと。(イ)の「海水の運動や循環」については、波浪や潮汐も扱うこと。「海洋と大気の相互作用」については、地球上の水の分布と循環にも触れること。

第6節 保健体育

第1款 目標

心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

第2款 各科目

第2 保健

1 目標

個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。

2 内容

(1) 現代社会と健康

我が国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であるといふヘルスプロモーションの考え方を生かし、人々が自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくことが重要であることを理解できるようにする。

エ 交通安全

交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかかってくる。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。

オ 応急手当

適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当は、正しい手順や方法があること。また、心肺蘇生等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれればい

ことから、速やかに行う必要があること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(1)の工については、二輪車及び自動車を中心に取り上げるものとする。また、自然災害などによる被害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。

(5) 内容の(1)のオについては、実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、効果的な指導を行うため、「体育」の「D水泳」などとの関連を図るよう配慮するものとする。

第4章 総合的な学習の時間

第1 目 標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学習及び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目 標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

2 内 容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(5) 学習活動については、地域や学校の特徴、生徒の特性等に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について

知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと。

第5章 特別活動

第1 目 標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

1 目 標

ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

2 内 容

学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

(2) 適応と成長及び健康安全

ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任

カ ボランティア活動の意義と理解と参画

ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

〔生徒会活動〕

1 目 標

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

- (1) 生徒会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力
- (5) ボランティア活動などの社会参画

〔学校行事〕

1 目 標

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

- (1) 儀式的行事
学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。
- (2) 文化的行事
平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めた^り、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。
- (3) 健康安全・体育的行事
心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。
- (4) 旅行・集団宿泊的行事
平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。
- (5) 勤労生産・奉仕的行事
勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉

仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

【特別支援学校幼稚園部教育要領（抄）】

第2章 ねらい及び内容等

この章に示すねらいは、幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」として、また、幼児の障害に対応する側面から、その障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に関する領域「自立活動」としてまとめ、示したものである。

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。ただし、自立活動については、個々の幼児の障害の状態や発達の程度等に応じて、他の各領域に示す内容との緊密な関連を図りながら、自立活動の内容に重点を置いた指導を行うことについて配慮する必要がある。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚園における教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

健康、人間関係、環境、言葉及び表現

ねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すものに準ずるものとするが、指導に当たっては、幼児の障害の状態等に十分配慮するものとする。

自立活動

1 ねらい

個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に

改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う。

- 2 内容
 - (2) 心理的な安定
 - ア 情緒の安定に関すること。
 - イ 状況の理解と変化への対応に関すること。
 - ウ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
 - (5) 身体の動き
 - ア 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
 - イ 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
 - ウ 日常生活に必要な基本動作に関すること。
 - エ 身体の移動能力に関すること。
 - オ 作業に必要な動作と円滑な移行に関すること。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（抄）】

第5章 総合的な学習の時間

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じ、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

第6章 特別活動

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学行事の目標及び内容並びに

指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合併するなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

第7章 自立活動

第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を具体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2 内容

- 2 心理的な安定
 - (1) 情緒の安定に関すること。
 - (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
 - (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
- 5 身体の動き
 - (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
 - (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
 - (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
 - (4) 身体の移動能力に関すること。

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

【特別支援学校高等部学習指導要領（抄）】

第4章 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第4章に示すものに従う。また、次に示すところによるものとする。

- 1 生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じた、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

第5章 特別活動

特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものに従う。また、次に示すところによるものとする。

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。
- 2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行う。また、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

第6章 自立活動

第1款 目標

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2款 内容

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

子ども110番の家活動マニュアル

～子どもたちを事件・事故から守るために～

子ども110番の家 活動マニュアル



平成9年、神戸市で発生した「小学生殺人事件」は大きな社会問題に発展し、

『地域ぐるみで子どもたちを守ろう』

この気運が芽生え、皆さまをはじめ関係機関・団体の御理解・御協力により「子ども110番の家」制度がスタートしました。

しかし、依然として、全国的に子どもを対象にした痛ましい事件が多発しています。

子どもは社会の宝です。次代を担う子どもたちを犯罪・事故の被害から守るために御協力をお願いします。

このマニュアルは、皆さまが子どもたちの安全を守る活動に活用していただくために作成したものです。

石川県警察本部

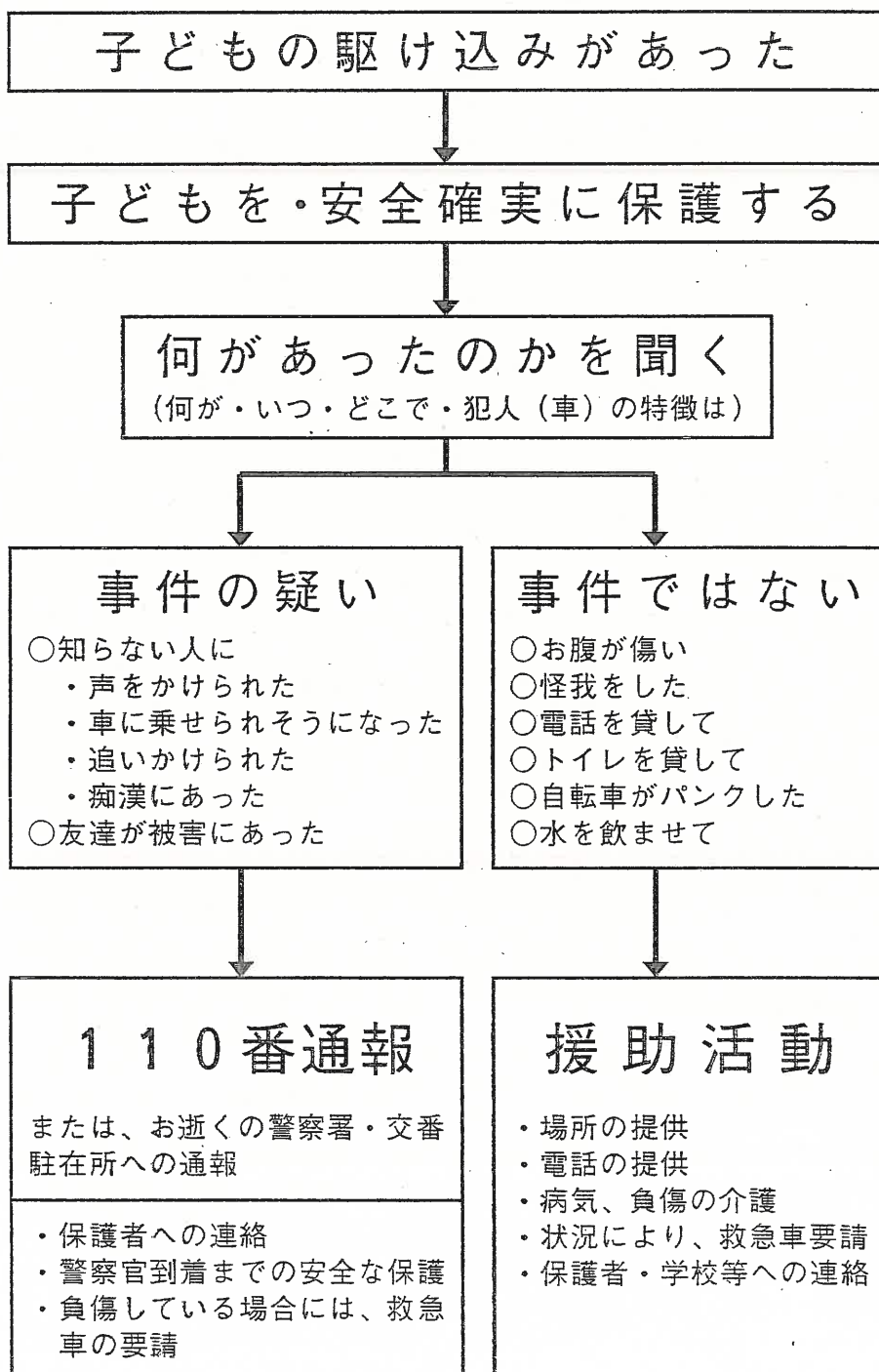
1 「子ども110番の家」とは？

子どもたちが、登下校時や公園・広場などで不審者（車）から

『声掛け・痴漢・付きまとい行為』

などの被害を受けた時の緊急避難場所として、「民家・商店・事業所等」で通常在宅（所）している皆さんに、子どもたちを安全に保護し、同時に110番通報するなど、の協力していただく「家」をいいます。

2 「子ども110番の家」の流れ



3 皆さんへのお願い

① 保護時

- ① まず自分自身が落ち着いて下さい。
- ② 次にお子さんを落ち着かせて下さい。
- ③ 警察官の到着まで、安全で確実な場所にお子さんを保護して下さい。
- ④ 犯人が追跡してくる場合が予想されます。
 - ・玄関を施錠するなど、お子さんと皆さん自身の安全確保を第一に考えて行動して下さい。
 - ・日頃からご近所と連携をとるなど協力体制を確立しておいて下さい。
 - ・可能であれば、犯人の人相・服装などの特徴や車両ナンバー、車種、色を確認して下さい。

② 警察への通報時

- ① 下記の要領でお子さんから話を聞いて下さい。(下記の表を参考にして下さい)
 - ・何があったのか(「声をかけられた」「痴漢にあった」「追い掛けられた」等)
 - ・何時あったのか(何時何分頃なのか、何分前のことなのか)
 - ・場所はどこか(町名、目標となる建物等)
 - ・犯人(不審者)の特徴、車両は
(人数、性別、年齢、身長、体格、服装、車両ナンバー、車種、色等)

② 110番する時は

- ・「子ども110番の家」(住所・氏名・電話番号も)であることを伝える。
- ・お子さんから聞いたことを伝える。
- ・警察官からの質問に対して、端的に答えるとともに指示に従って下さい。
- ・緊急を要する場合(犯人が迫っている)は、そのことを第一に伝えて下さい。
- ・110番が終わったら、警察官が到着するまでお子さんの保護をお願いします。

③ その他

- ① 各地区防犯協会では、地域の安全に関する広報紙『地域安全ニュース』を定期発行しております。「変質者(痴漢)出没マップ」なども掲載しておりますので、回覧等の際には是非ご覧になり参考にして下さい。
- ② 定期的な校下全体会議の開催や、近隣の「子ども110番の家」同士の情報交換などを行い連携を密にして下さい。

何があった?	わいせつ・連れ去り・声掛け・その他()							
いつあった?	月		日()		午前・午後		時	分頃
場所はどこ?								
犯人(不審者)の特徴は?	性別	男・女	年齢	歳位	身長	cm位	体格	中肉・やせ・肥り
	服装				その他特徴			
車両特徴は?	ナンバー				車種	塗色		
被害児童	氏名			住所			電話	

いえのひとと
はなしあって / 書いてみましょう

- いままで、どんな こわいめや あぶないめに あったことがありますか？
- いえのちかくで ひとどおりがすくなくて さびしいしょはどこですか？
- 「たべもの」や「のみもの」に いたすらをする わるいひともいます。 どのようなことに きをつけたいのでしょうか？
- ともだちが「ナイフ」など あぶないものをもってたら あなたはどうしますか？

いえのひとと たしかめあっておきましょう。

* いつもあそんでいる ともだちの「なまえ」と「でんわばんごう」は

なまえ _____

なまえ _____

* なんじまでに いえへかえりますか？ (じ ぶんまで)

* いえにひとがいなくての れんらくさきは

なまえ _____

なまえ _____

* こわいめや あぶないめに あったとき たずけてもらえるところは どこですか？

あなたから、このよう書きましょう。

- おおこえで たすけをよぶ れんしゅう
- くまのいる、ナンバーを おぼえる れんしゅう
- ひとのとくちよう (ふくそう・かみかたなど) をおぼえる れんしゅう

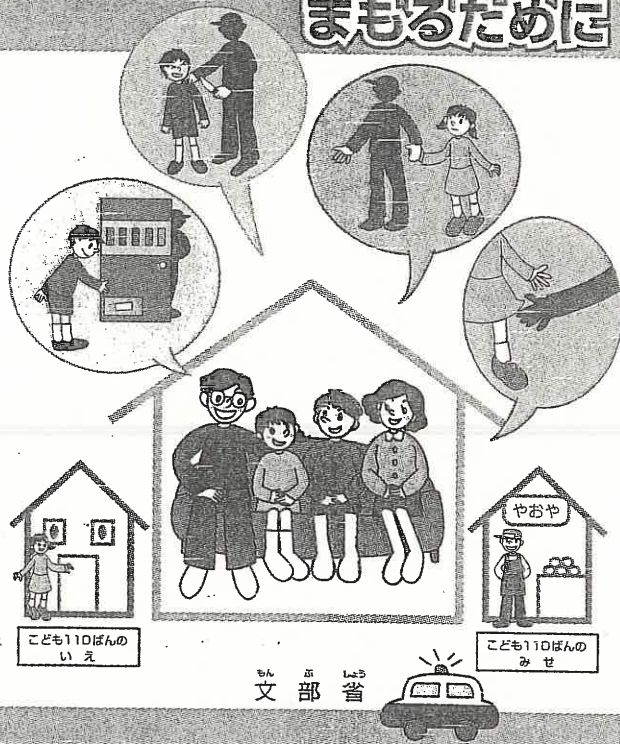
このしおりは、
いつも めにつくところに
おいておきましょう。

発行 文部省体育局学校健康教育課

(平成11年3月)

たいせつな
じぶんのいのちを
まもるために

防犯のしおり (1・2・3年生用)



文 部 省

いえるかな？
あなたのいえの
じゅうしょと
でんわばんごう

五つのやくそく

「メモ」をしておこう

なにかと
だれと
なにを
どこに

なにしに
いつに
どこで

おやのみの「お」
「おおきなこえで たすけよぶ」
ひととすみの「ひ」
「ひひとりだけでは あそぼない」
なかのみの「な」
「なにしにいかか つたえよう」
くまのみの「く」
「くーらいよみちは あるかない」
こむの「こ」
「こーわいたべもの くちにせす」

しってるかな？
あぶないときに
たずけてもらえる
みせ・いえ

子ども110ばんの
いえ

子ども110ばんの
みせ

できるかな？
たすけてー

とまどき れんしゅう
しましょう

家の人と話し合ってみよう。



①今まで、どんなこわいめやあぶないめにあったことがありますか？

②家の近くで人通りが少なく、さびしい場所はどこですか？

③金や物や飲み物にいたずらをする悪い人もいます。どのようなことに気が付いたらよいでしょうか？

④友達がナイフなど、あぶない物をもっていたら、あなたはどうしますか？

⑤家の人と話し合ってみよう。

*いつも通んでいる友だちは

氏名	姓
氏名	姓
氏名	姓

*何時までに家へ帰りますか

時	分
---	---

*家に人がいないときの連絡先

連絡先
連絡先

⑥こわいめやあぶないめにあったときに、助けてもらえるところはどこですか？

- ◎日々、このような練習も必要です。
- ・大声で助けを呼ぶ練習
 - ・車の色、ナンバーを見える練習
 - ・人の特徴（服装・髪型など）を見える練習



このしおりは、いつも目につくところに置いておきましょう。

神戸 文部体育高等学校健康教育課

(平成11年3月)

大切な自分の命を守るための

五つの約束



わたしたちは「五つの約束」を守り、こわいめやあぶないめにあわないようにします。

文部省

あなたは、こわいめにあつたことがありますか？



どんな場所がこわいのでしょう？



こんなとき

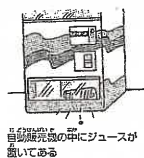
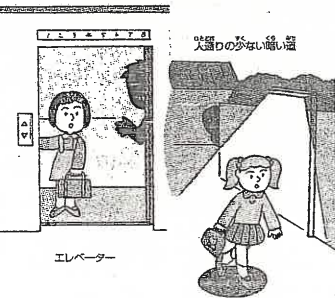
大切な自分の命を守るための
五つの約束

1. こわいとと思ったら大声で助けをもちとめる
2. 外では一人で遊ばない
3. 外出のときは、家の人に行き先を言う
4. 暗くなったら一人で外出しない
5. おかしいなと思ったら食べ物、飲み物は口にしない

どんな様子に見えるでしょう？



さらに、危険が広がらないように
☆あやしい人や車を見たり、こわいめにあつたりしたら、すぐに先生・家の人などまわりの大人に話しましょう！
☆友だちや同級生の子どものみがこわいめにあつていたら、大声を出して近くの人々に知らせよう！



石川県警察 IP 防犯ネットワーク

石川県警では、安全・安心に役立つ情報を提供しています。


<http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/sub.html?mnucode=2823>

安全な暮らし・防犯対策


- 石川県警察IP防犯ネットワーク
 - 石川県警察IP防犯ネットワーク
 - 「IP防犯ネット」情報
 - 「IP防犯ネット」情報 バックナンバー
- 生活安全の確保
- 犯罪抑止対策
- 犯罪等発生マップ
- 子ども・女性安全対策
- 振り込め詐欺対策
- サイバー犯罪対策
- 地震に伴い避難された皆様へ
- 少年警察活動
- 被害者支援
- 暴力団・組織犯罪対策
- 災害対策
- テロ・不審船対策
- 事件情報
- その他

石川県警察IP防犯ネットワーク

石川県警では、警察から安全・安心に役立つ情報を社会各分野の団体・個人にタイムリーに提供することにより、警察関係機関・団体が相互に協力連携して、被害を防止し、犯罪の起きにくい社会づくりを推進する「石川県警察IP (Ishikawa Police) 防犯ネットワーク」を構築しています。



- [犯罪の起きにくい社会づくりの推進（概要）](#)
- [「IP防犯ネット」情報はここから](#)



メールによる相談・要望などはこちらへ

石川県警察マスコット いぬわし

子ども・女性対策室「JWAT」

不審者発生状況

<http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/sub.html?mnucode=280301>

・声かけ発生マップ ・声かけ発生状況 ・子どもの安全対策

子ども（中学生以下）を対象とした事案等最近の発生状況							行為者	
事案の状況								
管轄署	発生日	時間	時間帯	場所	小・中別	性別	被疑者行動別	事案内容
松任	6月5日	18:00	その他	公園	小	男	徒歩	粗暴
金沢中	5月27日	15:40	その他	道路	小	不詳	徒歩	撮影予備
津幡	6月4日	14:50	その他	その他	中	女	徒歩	迷惑行為
金沢西	6月8日	18:00	その他	その他	小	女	自転車	迷惑行為

県警本部、警察署、地区防犯協会からメールで各学校、ボランティア等へ不審者情報等を配信しています。（会員登録が必要→所管の警察署に問い合わせ）

学校での救急事例の取り扱い

分類	特徴	学校での取り決め	例
1. 生命にかかわるもの	即刻の措置を要する重症なもの	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">何よりも救急車の手配</div> 医師・家族はこの次	<ul style="list-style-type: none"> ・せき髄損傷・溺水・気管内異物 ・大出血・薬物誤飲・電気ショック (2階など高所からの転落)
2. 医療機関の確保が第一	早期の専門的措置が生命を救い後遺症の程度を軽くするもの	救急車 119 校医 ○○-○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・長い意識喪失 ・熱射病 ・重病または広範囲の火傷 ・圧迫ざ傷
3. 1時間程度のうちに専門的処置	患者が気持ちよく満足な治療を受けるため、1時間のうちに受診するのが好ましい。	病院へは養護教諭が付添う ・担任が家庭に連絡して希望の医療機関や家族の希望をきく。	<ul style="list-style-type: none"> ・骨折(せき髄を除く)・脱臼・火傷 ・39.5度以上の発熱・大裂傷・外傷による意識喪失(ショック)・眼の外傷 ・けいれん
4. 専門家の指導が必要	専門家の指導が必要、ただし即刻というわけではない。時には、担任の即刻の措置必要	<ul style="list-style-type: none"> ・家にかえす場合は必ず電話で連絡をとってかえす。 ※37.8度以上の発熱 ※頻回の下痢で腹痛がある ※持続するはきけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・既知のてんかん・急な腹痛 ・37.8度以上の発熱・極端な不快 ・ひどい捻ざ等で歩行できないとき ・急性伝染病の疑いが強いとき
5. 小さな傷害 軽い疾病	学校において教師、児童生徒自身が手当てできるもの	(学級で行う) (保健室で行う) 薬品の必要なけが	<ul style="list-style-type: none"> ・すり傷・きり傷・はな血 ・すぐ除去できる眼の異物 ・全身症状のないはきけ ・軽度の下痢・腹痛

石川県教育関係例規集

児童・生徒の事故ならびに非行問題行動等の報告について

昭和42年1月14日 教学発第74号
出先機関長、県立学校長、市町村
教育委員会教育長あて 教育長

[沿革] 昭和59年7月10日教庶発第463号改正

このことについては、従前からご配慮をお願いしているところではありますが、今後は、下記によりすみやかにご報告くださるよう願います。

記

1 報告すべき事項

- (1) 交通・水難・スポーツ関係の事故による死亡
学校の管理下・管理下外をとわず、児童・生徒が死亡しまたは相手を死亡させた場合はすべてを報告すること。
- (2) 交通事故による負傷
学校の管理下・管理下外をとわず、児童・生徒が負傷しまたは相手を負傷させ、あるいは物品を破損させた場合はすべてを報告すること。
- (3) スポーツ・体育関係の事故による負傷
学校の管理下において発生したもので、全治1か月以上と診断されたものについて報告すること。
- (4) 非行・問題行動その他の事故
学校の管理下・管理下外をとわず、たとえば自殺・長期の家出または犯罪行為等について報告すること。ただし、軽度のぐ犯行為等は除く。

2 報告の内容

報告書には下記事項について記入すること。ただし、事故の種類、内容により若干の項目が省略されることもありうる。

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| (a) 学校名 | (h) 学校の管理下・管理下外の別 |
| (b) 事故者氏名・生年月日・性別 | (i) 児童生徒の家庭ならびに学校における生活態度等特記すべき事項 |
| (c) 学年 | (j) 事前指導の状況 |
| (d) 事故発生日時・場所 | (k) 事故発生後の措置および指導した事項 |
| (e) 事故の種類・内容 | (l) その他 |
| (f) 死亡要因・けがの状態 | |
| (g) 事故の原因 | |

3 報告の要領

- (1) 市町教育委員会は原則として教育事務所を經由して報告すること。
- (2) 緊急を要するものは、あらかじめ電話等で報告し、後刻その詳細を2の内容により報告すること。

備考

この報告は、非行・問題行動については学校指導課長、スポーツ・体育関係の事故及び交通・水難その他の事故についてはスポーツ健康課長を経て本職あて行うものとする。ただし、県立学校の管理下における生徒等の事故見舞金等支給要綱（昭和57年7月10日付け教庶発第463号教育長通知）第6条に規定する事故の報告については、学校指導課長、スポーツ健康課長を経た上、庶務課長を経て行うものとする。

参考資料「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令」第5条2項

「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- 二 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- 三 前2号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- 四 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
- 五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

(様式例)

平成 第 年 月 日
号

教育委員会教育長 殿

校長名 印

児童生徒の事故報告

標記のことに付いて、下記のとおり報告します。

学 校 名					
ふりがな 児童生徒氏名	学科 学年		性 別	男 ・ 女	
			生年月日	年 月 日 (歳)	
保 護 者 氏 名	続柄		住 所		
管理下・ 管理下外の別	管 理 下 ・ 管 理 下 外		事故の種類		
事故発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃				
事故発生場所					
けがの状態					
事故原因の 概 要					
児童生徒の家 庭・学校にお ける生活態度 等の特記事項					
事前指導の 状 況					
事故発生後の 措置及び指導 した事項					
そ の 他					

緊急地震速報 利用の心得 ふたんから、家屋の耐震化や家具の固定など、地震に備えましょう！

まわりの人にも声をかけながら

あわてず、まず身の安全を!!

地震の揺れを感じたら… (緊急地震速報がなくても)

緊急地震速報を見聞きしてからの時間は、数秒から数十秒しかありません

地震の揺れを感じたら… (緊急地震速報がなくても)

緊急地震速報を見聞きしてからの時間は、数秒から数十秒しかありません

家庭では、

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- むりに火を消そうとしない

自動車運転中は、

- あわててスピードをおとさない
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす
- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度をおとす

屋外(街)では、

- スロッキン等の倒壊に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意

人が大勢いる施設では、

- 係員の指示にしたがう
- あわてて出口に走り出さない

鉄道・バスでは、

- つり革、手すりにしっかりつかまる

エレベーターでは、

- 最寄りの階に停止させ、すぐにおりる

周囲の状況により具体的な行動は異なります。日頃からいざというときの行動を考えておきましょう

「緊急地震速報 ～まわりの人にも声をかけながら あわてず、まず身の安全を!!」(平成21年11月 気象庁)から抜粋

警察署 一覧

警察署	〒	所在地	電話
石川県警察本部	920-8553	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-0110
金沢中警察署	920-0993	金沢市下本多町六番丁15番地1	076-262-1171
金沢東警察署	920-0842	金沢市元町2丁目15番1号	076-253-0110
金沢西警察署	920-0336	金沢市金石本町11番地1	076-267-1241
大聖寺警察署	922-0816	加賀市大聖寺東町1丁目1番	0761-72-0670
小松警察署	923-0802	小松市上小松町乙163番地の1	0761-22-5231
寺井警察署	923-1121	能美市寺井町44番地	0761-57-1137
松任警察署	924-0882	白山市八ツ矢町617番地	076-275-1142
鶴来警察署	920-2104	白山市月橋町644番地	076-272-1161
津幡警察署	929-0325	河北郡津幡町字加賀爪40番地の3	076-288-3111
羽咋警察署	925-8567	羽咋市旭町120番地	0767-22-1122
七尾警察署	926-0816	七尾市藤橋町亥部45番地の1	0767-53-4141
穴水警察署	927-0027	鳳珠郡穴水町字川島4番地の1	0768-52-1167
輪島警察署	928-0011	輪島市杉平町鬼田1番地の4	0768-22-0110
能登警察署	927-0433	鳳珠郡能登町字宇出津76番地	0768-62-1334
珠洲警察署	927-1215	珠洲市上戸町北方ろ15番地1	0768-82-0110

石川県交通情報(IPメール)の登録

- ・会員登録をすると、メールで定期的に、県内の交通安全情報が届きます。

学校単位で登録ができますので、希望する学校は、石川県警察本部交通企画課にお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

石川県警察本部交通部交通企画課 〒920-8553 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL 076-225-0110

関係機関 一覧

(1) 石川県交通事故相談

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、無料で相談に応じ、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方、更生問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。また、相談内容によっては、弁護士による無料相談も受けられます。

(専門窓口)

石川県交通事故相談

県庁 1 階相談コーナー 〒920-8580 金沢市鞍月 1 - 1

・相談電話 076-225-1690 (月～金 9:00～17:00)

・弁護士相談 (毎月 第 3 火曜日 13:00～15:00)

奥能登行政センター 〒929-2372 輪島市三井町洲衛 1 0 部 1 1 - 1

・月 1 回 第 2 火曜日、13:00～15:00 (事前に電話で相談ください。)

・相談電話 076-225-1690 (月～金 9:00～17:00)

(2) 財団法人 石川県交通安全協会(石川県交通安全活動推進センター)

(組織の紹介)

都道府県公安委員会の指定された法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

(支援概要)

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言をしています。

(専門窓口)(財)石川県交通安全協会 〒920-0209 金沢市東蚊爪町 2 - 1

TEL 076-238-0496 (月～金 8:30～17:15)

(3) 財団法人 日弁連交通事故相談センター 金沢支部

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について、弁護士による相談・面接を無料で行っています。

(窓口)(財) 日弁連交通事故相談センター 金沢支部

〒920-0912 金沢市大手町15-15 3F

TEL 076-221-0242 (面接・相談については、予約が必要です。)

受付時間 / 平日 10:00~12:30 一人30分程度、5人まで

(財) 日弁連交通事故相談センターのホームページ

<http://www.n-tacc.or.jp/>

(4) 財団法人 交通事故紛争処理センター 金沢相談所

(組織の紹介・支援概要)

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として活動しています。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

(窓口)(財) 交通事故紛争処理センター 金沢相談所

〒920-0853 金沢市本町2-11-7 フコク生命駅前ビル12階

TEL 076-234-6650 FAX 076-234-6651 (事前予約が必要です。)

電話受付時間 / 平日 9:00~17:00

(財) 交通事故紛争処理センターのホームページ

<http://www.jcstad.or.jp/>

(5) 財団法人 自動車事故被害者援護財団

(組織の紹介)

自動車事故による被害者家庭その他の生計困難家庭に対する援護事業を行うことにより、公共の福祉を増進することを目的として設立された、国土交通省及び厚生労働省の許可法人です。

(支援概要)

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、就職支度金、緊急時見舞金の支給、緊急時一時貸付を行っています。

(窓口) TEL 03-3237-0158 (月~金 10:00~17:00)

(財) 自動車事故被害者援護財団のホームページ <http://jikhigai.org/index.html>

(6) 財団法人 交通遺児育成基金

(組織の紹介)

交通事故により保護者を亡くした満 13 歳未満の交通遺児が、損害賠償金などの中から拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、基金がその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて、安全・確実に運用し、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(問合せ先) TEL 0120-16-3611 又は 03-5212-4511

(財)交通遺児育成基金のホームページ

<http://www.kotsuiji.or.jp/index.htm>

(7) 財団法人 交通遺児育英会

(組織の紹介)

交通事故が原因で亡くなった方や重度の後遺障害が残った方の子を対象に、高等学校以上の学校に通うための学費について、奨学金を無利子で貸し付けます。

(専門窓口) TEL 0120-521286 又は 03-3556-0773 (奨学課・直通)

(財)交通遺児育英会のホームページ

<http://www.kotsuiji.com/>

(8) 北陸交通災害等遺児をはげます会

(組織の紹介)

交通事故により、一家の働き手を失った交通遺児に対して、援助活動を行うため発足した民間団体です。

現在は、犯罪被害者及び一般事故の遺児も援護の対象としています。

援護活動支給内容

福祉事務所の母子自立支援員・母子福祉担当者の協力を得て援護の申請をしていただき、適当と認められ当会に登録された遺児を対象に援護を開始します。

支給内容

特別援護金	満 18 歳に達し登録遺児から除外される時	70,000 円
小・中学入学、卒業祝い金	小・中学入学及び中学卒業時	30,000 円
進級祝い金	小・中・高の進学時及び未就学児	10,000 円
夏の手当て	夏休みの郊外活動の補助	10,000 円
冬の手当て	年末の補助	10,000 円
事故死者遺児見舞金	遺児登録時 (遺児一人当たり)	10,000 円

北陸交通災害等遺児をはげます会 (事務局)

〒920-0964 金沢市本多町 3 - 2 - 1 北陸放送会館内

詳細は事務局にお問合せください。

TEL 076-262-8111 (内線 653)・直通 076-262-8656

(9) 交通災害等遺児すこやか資金

県及び市に設置された福祉事務所の支援で、交通、労働、地震等の災害により父又は母を失った義務教育終了前の遺児を励ますため、扶養者に対し一時金が支給されます。

- ・支給額……児童一人当たり 50,000 円
- ・申請期間…遺児となった日から 1 年以内

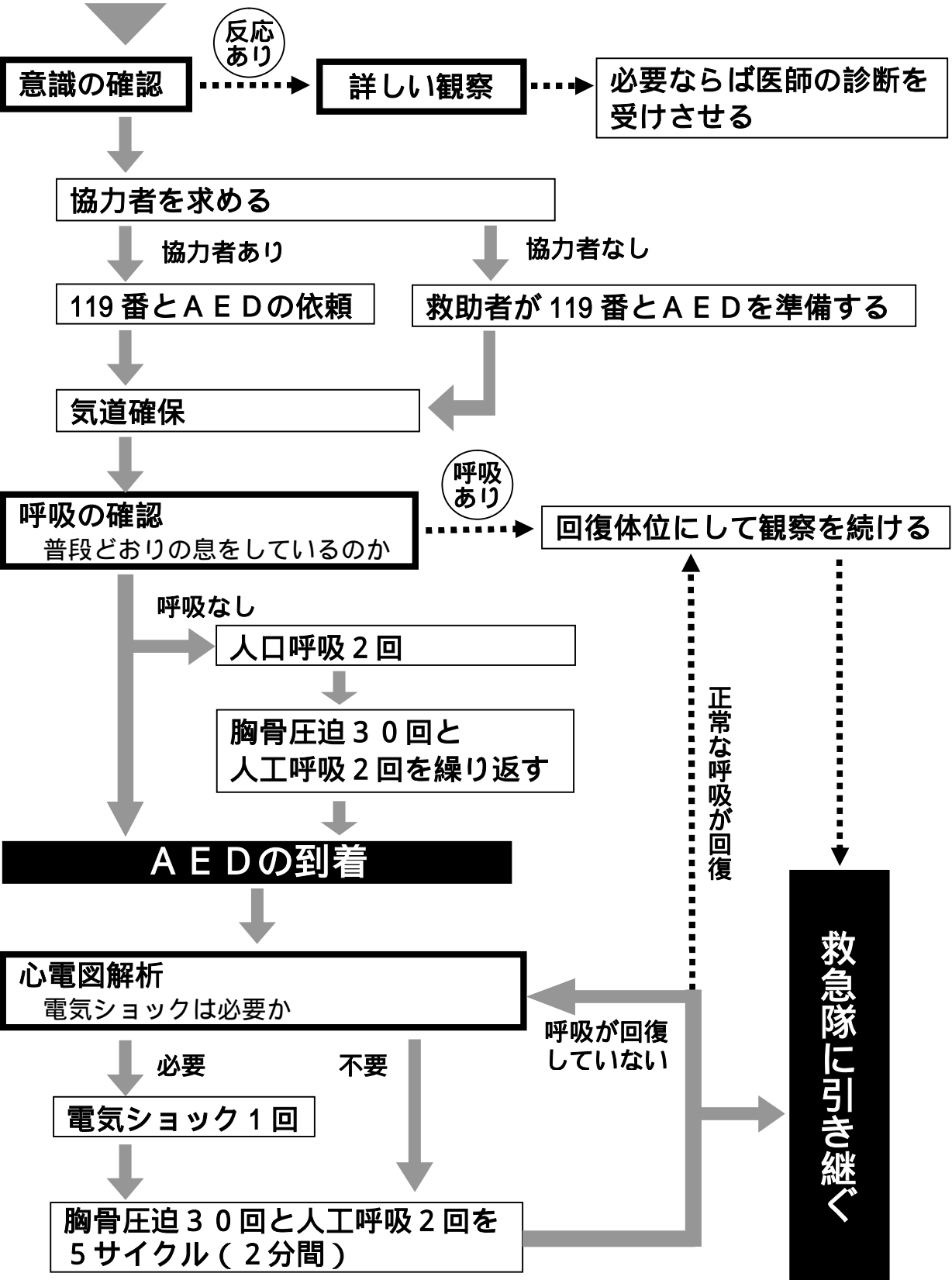
(連絡先) 県及び市の福祉事務所

福祉事務所名	〒	所在地	電話	管轄地域
石川県健康福祉部 厚生政策課	920-8580	金沢市鞍月 1-1	076-225-1414	
石川県南加賀 保健福祉センター	923-8648	小松市園町又 4 8	0761-22-0793	小松市 加賀市
石川県石川中央 保健福祉センター	924-0864	白山市馬場 2 - 7	076-275-2251	能美郡 石川郡 河北郡
福祉相談部	920-8557	金沢市本多町 3-1-10	076-223-9562	
石川県能登中部 保健福祉センター	926-0021	七尾市本府中町 27-9	0767-53-2482	羽咋郡 鹿島郡
石川県能登北部 保健福祉センター	928-0079	輪島市鳳至町畠田 102-4	0768-22-2011	鳳珠郡
金沢市社会福祉事務所	920-8577	金沢市広坂 1-1-1	076-220-2294	金沢市
七尾市福祉事務所	926-0046	七尾市神明町 1	0767-53-8418	七尾市
小松市社会福祉事務所	923-8650	小松市小馬出町 91	0761-24-8051	小松市
輪島市福祉事務所	928-8525	輪島市二ツ屋町 2-29	0768-23-1161	輪島市
珠洲市福祉事務所	927-1295	珠洲市上戸町北方 1-6-2	0768-82-7748	珠洲市
加賀市福祉事務所	922-8622	加賀市大聖寺南町 2-41	0761-72-7851	加賀市
羽咋市福祉事務所	925-8501	羽咋市旭町 7 200	0767-22-1048	羽咋市
かほく市福祉事務所	929-1125	かほく市宇野気 2 71-2	076-283-7121	かほく市
白山市福祉事務所	924-8688	白山市倉光 2-1	076-274-9526	白山市
能美市福祉事務所	923-1297	能美市来丸町 1110	0761-52-8002	能美市

一次救命処置の手順

出典：<日本赤十字社HP「一次救命処置の手順」>

負傷者の発生



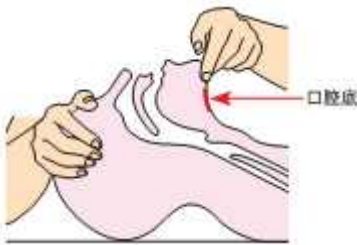
心肺蘇生法の手順

出典：<日本赤十字社HP>



意識の確認

声をかけ、肩を軽くたたき、意識の有無を確認します。反応がなかったり鈍い場合は、まず協力者を求め、119番通報とAEDの手配を依頼して、気道確保を行います。



気道確保(頭部後屈あご先挙上)

一方の手を傷病者の額に、他方の手の人差し指と中指を下あごの先に当て、下あごを引き上げるようにして、頭部を後方に傾けます。



呼吸の確認(見る、聴く、感じる)

1. 気道を確保したまま救助者の耳を傷病者の口元に近づけ、視線を傷病者の胸のほうへ向ける。
2. 胸のあたりが上下に動いているか見たり、呼吸音が聴こえるか、物が詰まったような呼吸音ではないか、吐く息を頬で感じるかを5～10秒以内で確かめる。

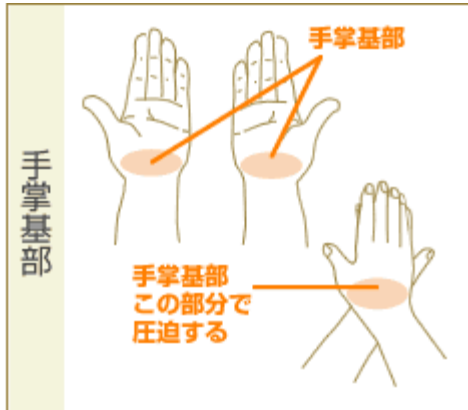


人工呼吸

普段どおりの息(正常な呼吸)がないときは、人工呼吸を行います。

感染防止のために、フェイスシートや一方向弁付き吹き込み用具などを使用することが推奨されています。

1. 救助者は、気道を確保したまま、額に置いた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまむ。
2. 救助者は自分の口を大きく開けて、傷病者の口を覆う。
3. 約1秒かけて傷病者の胸が上がるのがわかる程度の吹き込みを行う。これを2回続けて行う。(1回吹き込んだらいったん口を離し換気させる)
4. 人工呼吸を行って呼吸の回復を示す変化がない限りは、直ちに次の心臓マッサージ(胸骨圧迫)に移る。



胸骨圧迫

心臓の拍動が停止したり、心臓の機能が著しく低下して血液を送り出せない場合に、心臓のポンプ機能を代行するために行います。

1. 傷病者を固い床面に上向きで寝かせる。
2. 救助者は傷病者の片側、胸のあたりに両膝をつき、傷病者の胸骨の下半分（胸の真ん中）に片方の手の手掌基部を置き、その上にもう一方の手を重ねる。
3. 両肘を伸ばし、脊柱に向かって垂直に体重をかけて、胸骨を4～5cm（成人の場合）押し下げる。
4. 手を胸骨から離さずに、速やかに力を緩めて元の高さに戻す。
5. 胸骨圧迫は毎分約100回のテンポで30回続けて行う。



胸骨圧迫と人工呼吸

心肺蘇生法を効果的に行うために胸骨圧迫と人工呼吸を組合せて行います。

胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返します。AEDを使用するとき以外は、心肺蘇生法（特に胸骨圧迫）を中断なく続けることが大切です。人工呼吸が行えないときは、胸骨圧迫だけでも行いましょう。

【参考及び引用文献】

学校安全参考資料

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 文部科学省

子どもの心のケアのために

- 災害や事件・事故発生時を中心に - 文部科学省

石川県地域防災計画

石 川 県

石川の学校安全管理指針

石川県教育委員会

石川の学校安全管理指針 - 補足版 -

学校における地震災害対応マニュアル 石川県教育委員会

子どもの安全と危機管理

第一法規

「石川の学校安全指針（暫定版）」

平成23年8月 発行

石川県教育委員会

(空白ページ)